

第八十四回国会
衆議院
内閣委員会
議録第六号

昭和五十三年二月二十八日(火曜日)
午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 始開伊平君

理事 小宮山重四郎君

理事 藤尾 正行君

理事 岩垂壽喜男君

理事 鈴切 康雄君

理事 逢沢 英雄君

理事 小島 静馬君

理事 玉生 孝久君

理事 中村 弘海君

理事 上田 卓三君

理事 梅野 泰二君

理事 市川 雄一君

理事 中川 秀直君

出席國務大臣

外務大臣 園田 直君

出席政府委員

人事院事務総局
給与局長 角野幸三郎君

人事院事務総局
職員局長 金井 八郎君

防衛庁防衛局長 伊藤 圭一君

法務省入国管理局長 吉田 長雄君

外務大臣官房長 山崎 敏夫君

外務大臣官房審議官 内藤 武君

外務省アジア局長 中江 要介君

外務省アメリカ局長 中島敏次郎君

外務省欧亜局長 宮澤 泰君

外務省中近東アフリカ局長 千葉 一夫君

外務省経済局長 手島 冷志君

委員外の出席者

内閣官房内閣審議官 黒木 忠正君

外務大臣官房在
外公館課長 松田 慶文君

外務大臣官房領
事移住部長 賀陽 治憲君

外務省アジア局
北東アジア課長 佐藤 嘉恭君

文部省学術国際
局国際教育文化
課長 川村 恒明君

通商産業省通商
政策局北アジア
課長 広海 正光君

通商産業省基礎
産業局鉄鋼業務
課長 岩崎 八男君

資源エネルギー
庁石油部計画課
長 箕輪 哲君

内閣委員会調査
室長 長倉 司郎君

外務省経済協力
局長 武藤 利昭君

外務省条約局長 大森 誠一君

外務省国際連合
局長 大川 美雄君

柴田 睦夫君

同日 寺前 巖君

同日 石橋 政嗣君

同日 岡田 利春君

同日 榎本 恒夫君

同日 寺前 巖君

同日 上田 卓三君

同日 山花 貞夫君

同日 市川 雄一君

同日 田川 誠一君

同日 石橋 政嗣君

同日 藤田 高敏君

同日 廣沢 直樹君

同日 中川 秀直君

同日 田川 誠一君

同日 石橋 政嗣君

同日 藤田 高敏君

同日 廣沢 直樹君

同日 中川 秀直君

同日 田川 誠一君

同日 石橋 政嗣君

同日 藤田 高敏君

同日 廣沢 直樹君

同日 中川 秀直君

同日 田川 誠一君

同日 石橋 政嗣君

同日 藤田 高敏君

同日 廣沢 直樹君

同日 中川 秀直君

同日 田川 誠一君

同日 石橋 政嗣君

同日 藤田 高敏君

同日 廣沢 直樹君

同日 中川 秀直君

同日 田川 誠一君

同日 石橋 政嗣君

同日 藤田 高敏君

同日 廣沢 直樹君

本日の会議に付した案件
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

○始開委員長 これより会議を開きます。
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩垂壽喜男君。
○岩垂委員 外交問題全般に関連をして質問をさせていただきます。
最初に日中問題について伺いをいたします。
日中平和友好条約の締結に向けて園田外務大臣が積極的な御努力を重ねてこられたことに敬意を表したいと思います。いま交渉再開を目前にいたしまして、交渉の内容について余り立ち入って質問をすることはできるだけ避けたいと思っておりますけれども、そのスケジュールと基本的な姿勢とをいまいちようか、立場について、この際伺いをしておきたいと思っております。
中国の全国人民代表大会が終了した直後には日中交渉が再開をされるというふうに考えてよろしいかどうか。それと同時に、佐藤大使と韓念竜外務次官の会談のこれからの手順あるいは段取り、それらについての見通しを示していただきたいと思います。
は園田外務大臣の訪中問題が含まれているかどうか。この三点について御答弁を煩わしいと思っております。

○園田國務大臣 お答えをいたします。
佐藤大使と韓念竜氏との会談は、中国の大会には関係なしにやろうというところになっております。

が、現実としては、大会が終わってから次の会談が行われると想像するのが妥当だと考えておりまして、大会が終わりましたら、なるべく早く両方で会ってみたいという希望を佐藤大使の方を通じて申し入れてございますから、大会直後ということになるかどうかはわかりませんが、大会が終了しましたら遠からず会談が始まるものと考えます。

なお、相手のあることでありますし、公開の席上でありますから私もはっきり申し上げられませんが、もう一回で段取りはつくのじゃないかと想像しておりますが、場合によっては、手段その他のことでありますからそれで済まないかも知れません、大体もう一回会えば両方が交渉再開に合意するということになるのではなからうか。それからいよいよ日程の詰め、場所等の詰め、これは合意ができればそうむずかしい問題でございませぬから、そのような段取りで話し合いが進められていくと想像いたしております。

私の訪中の問題は、佐藤大使、韓念童両氏の会談では出ておりませんし、また正式に申し入れてもおりませんが、しばしば私はそういう意向を表明しておりますし、中国の方には私の気持ちはわかってもらえていっていると思っております、いよいよ再開になって私が向こうへお伺いした方がよろしいという判断を総理がなされれば、これまた向こうも受け入れてもらえるのではなからうか、こう思っております。

○岩垂委員 すでに日中間には七十五年四月に条約草案を交換いたしておりますけれども、今回の交渉では改めて草案を出し合つて議論をするという形になるのかどうか、その点についても御見解を承っております。

○園田国務大臣 御指摘のとおり七十五年四月に交換をしておるわけですが、この草案で中断になったわけでありまして、このまま進められるはずはございませんけれども、しかし、私の方から出したばかりでなく向こうからも出ているわけでありまして、ここでこの条約は別

個にどうこうということと私が申し上げるわけにまいりませんので、これをどうやるか、改めて両方を出し合うか、あるいはもとのままのものを基本にしてお互いに意見を交換するか、これは両者が合意をしてやらなければならぬ、こう考えておりますので、さよう御理解をお願いいたします。

○岩垂委員 問題になっているいわゆる覇権条項については日中共同声明に表明された、つまり「日中両国間の国交正常化は、第三国に対するものではない。両国のいづれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めず、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する。」という原則をはっきり確認することになると考えるけれども、その点についての外務大臣の決意を念のために承っております。

○園田国務大臣 覇権の問題については、いま御指摘のとおりでありまして、日中共同声明に表明された立場をそのままわれわれは守るわけでありまして、この際これは第三国に關係しないものであります、こういうことはこれまで当然のことでありまして、そういうものをどのように扱い、どのようにするかということは、今後の交渉の中身でございしますから、いまから申し上げるわけにはまいりませんので、お許しを願いたいと存じます。

○岩垂委員 いずれにしても、日中平和友好条約は、国際情勢、なかならずアジアの情勢に大きな影響を及ぼすことになることは言うまでもありません。覇権という言葉について、それぞれの国がみずからの世界戦略に基づいてどんな解釈を下そうとしたとしても、わが国にとつては、日本と中国の不幸な歴史の一つの区切りをつけて、相ともに世界の平和、なかならずアジアの平和をつくり出していくという決意の表明を確かめ合う機会だろうと私は考えています。そしてそれは、われわれ国民にとつてみれば、平和憲法の精神、当然のことではありますが、それに基づいて、日中が共同して特定の第三国に敵対するものではないという

立場を再確認するものであると思ひます。これは少しくどいようございしますが、この機会に外務大臣からこれらの点についての所信をお述べいただきたいと思ひます。

○園田国務大臣 ただいまの御発言は非常に大事な御発言である私も大事に考えております。覇権という言葉一つでありますけれども、覇権という問題を使つて、世界のそれぞれの国が覇権反対という表明をしていくわけでありまして、わが国と中国との間に話し合われる覇権というのは、真の平和を願つた本當の覇権反対、第一に日本と中国はお互いに覇権をやらぬ、お互いに侵略したり力づくで話し合いをしつたりすることはしない、これが第一歩であります。続いて、アジアの平和、ひいては世界の平和のために努力をする、こういうことである。これが日本憲法の精神であり、国連憲章の精神であるということは、ただいまの御発言のとおり私も考えております。

○岩垂委員 日中平和友好条約と関連をいたしまして、中ソ同盟条約のいわゆる日本敵視条項、これはかねてからいろいろ問題にされてきたこととございしますけれども、これは中国の問題、ソ連の問題でございしますから、日本の立場からどういう見解を述べるかということは別といたしまして、外務大臣は、あるいは日本国の政府の立場は、この日本敵視条項の扱いをどのように期待し、あるいはどのように日中平和友好条約の中に位置づけていかれようとしているか、この点を承っております。

○園田国務大臣 中ソ同盟条約及びその中の敵視条項、これは日本とソ連の間では日ソ共同声明があるし、中国との間にも日中共同声明で友好關係を回復しているわけでありまして、中ソの關係もその後大變換をいたしております、中国ではそれを名前だけであつて實際はもうないのだ、こう言っているし、ソ連の方でもそういう表現をしておりますから、日中友好条約締結のためには、この中ソ同盟条約が障害になるとは考えておりません。考えておりませんが、この敵視条項があり

ますから、外務大臣としては締結交渉を始めるにについては、日本国民がなるほど納得されるような何らかの形でこれを確認する必要があると考えておるわけでございます。

○岩垂委員 中ソ同盟条約というのは、御存じのとおりに、三十年の期限で、一年前に手続をとつて、いわばその条約のあり方について新しい判断を下すことになるわけでありまして、ちょうど八〇年が期限でございしますから、一年前ということになると七九年、ここが中ソの交渉の問題になると思ふのですけれども、中国政府の側から、これらの問題についての評価と、これからどのように対応しようとしているかなどということについて見解を日本側が受けたことはございしますか。

○園田国務大臣 中ソ同盟条約に対する中国の見解は、公に承つたことはまだ一度もございませぬ。あるいは訪中された議員の方とか日本の訪中団とかに中国側が見解を発表されておるのを間接に聞いておるわけでありまして、今度参りましたならば、その点は正式に承る必要があると考えておるわけでありまして。

○岩垂委員 いわゆる敵視条項について、日中平和友好条約の位置づけの中で、日本国民が理解ができる、そういう立場をどういう形で表明するということについて、先ほど大臣が言われましたが、そういうふうに理解してよろしうございしますか。

○園田国務大臣 そのとおりでございます。

○岩垂委員 外交というのは政府のいわば専横事項でございします。しかし、日中交渉、日中国交回復の過程の中では、非常に大きな国民運動の高まりがあったことも大臣御存じのとおりでございします。そして、外務大臣は、外交の基本はむしろ国内にある、そういう見解を所信表明の中で述べられております。そういう立場からいいますと、日中交渉の重要な段階で、党首会談などを含めた、国民の理解と協力を得るための手だてというものを考える必要があるのではないだろうか、こんなふうにも考えますが、これは外務大臣の立

場でどのようにということにはならぬかもしれせんけれども、福田内閣の重要な地位を占めておられ、そして占めてこられた外務大臣は、これらについてどんなお考えを持っていられしやるか、この機会に承っておきたいと思ひます。

○國田國務大臣 党首会談をして相談をするかどうかは総理が考えられるところではありますけれども、私が外務大臣として総理に御意見を申し上げるならば、現段階では、外交上の問題で政府の専横事項とは言いながら、国民の方の御意見、国会の御意見等を承ることは必要でありますけれども、少なくとも日中問題については、国民の大多数も国会の中の大多数も御理解を願つておられるのでありますから、今後何か重大な支障が出てくるなり、あるいは重大な問題が出てくれば別でございますけれども、いまここで改めて党首会談などということは、いまのところはなさらずに、むしろいまからやりますからよろしくというあいさつの程度の方がいいのではないかと、かように心得ております。

○岩垂委員 まあそれは、外務大臣の立場ではそういう御見解にとどまるだろうと思ひます。

そこで先ほど、もう一回ぐらゐの佐藤・韓念竜会談で話が詰まるのじやないかというふうに言われました。昨日大阪で外務大臣は、交渉再開の合意ができれば、条約締結への交渉が中断したり、ひっかかったりしないようにしたいという意見を述べて、そして訪中によつて覇権条項の解決を自分ができるつもりだ、こういうことを述べられていくわけでございます。率直に申し上げます。そういう日程からいいますと、たとえば三月の二十一日前後にできれば訪中をして、この局面打開に当たりたいという決意を持っていられしやるということも漏れ承つておりますけれども、そのように私どもは理解をしてよろしいかどうか、そのことに就いて、いわば外務大臣のスケジュールといひましようか、日程と決意を承つておきたいと思ひます。

○國田國務大臣 いままでの経緯、諸般の情勢等

から考へて、交渉を再開すれば、両国の長きにわたる關係を結ぶわけでありまして、いろいろ検討はしなければならぬけれども、再びこれが中断をしたりあるいは後下がりしたりするようなことでは大變なことであると考えております。しかし、やはり両国には両国のいろいろの考えがあるわけでありまして、事務的に詰めるだけではなかなか詰まらぬと思ひますし、また詰まつてから私がお伺ひすることも、これは外務大臣としての存在価値がないわけでありまして、粗筋合意というところ、再開するということができたら、まあ何月何日と申し上げるのは妥協でございますけれども、総理のお許しがあれば早目に行つて交渉をしたい、こう考へております。

○岩垂委員 平和友好条約の場合は、平和条約の場合にそうでございますけれども、一般的に国境の画定というものが基本になります。これは余り立ち入つて質問しませんが、尖閣列島の領有問題もこの交渉の中に含まれていくというふうな理解してよろしゅうございませうか。

○國田國務大臣 尖閣列島の問題は日中平和友好条約には關係がない、このように考へております。

○岩垂委員 そうしますと、尖閣列島の問題について、その領有關係を明確にするということとは引き続いて交渉が行われていくというふうな理解してよろしゅうございませうか。

○國田國務大臣 尖閣列島は北方四島とは全然逆の立場でありまして、尖閣列島にたいして日本は主權の行使を行つていくわけでございます。日本領土だということでありまして、その後問題はなかつたわけでありまして、石油その他の話が出てきたときに台湾の方からあれは違ふと言われ、続いて中国の方でもそういう話が出たわけでありまして、日本はあくまで自分のものだ、こう言つてゐるわけでありまして、ソ連と全く立場が逆でありまして、その問題をこちらが持ち出すことは、日本にとつて北海道はおれのものだといふことをソ連に言うようなものでございませうか。

ら、これはなかなか微妙な問題でございますから、國民感情、それからあなたの御質問の意味もよくわかりませうけれども、これは余り深く立ち入らずにおきたいと私は考へております。

○岩垂委員 この問題については余り深入りといふか、立ち入つて御質問を申し上げようとは思ひません。

それから日中問題とも關係をいたしますが、日米の首脳會議が少し早くなつたというふうなことを新聞でも報道されておりますけれども、その日程あるいは議題について、とりわけ議題についてこの機会にお伺ひをしておきたいと思ひます。

○國田國務大臣 まず日程でございますが、日本の方ではなるべく早くやりたい、米国の方ではもう少し様子を見たらどうかという話がありまして、その後相談をいたしまして、大体意見が合ひそうになつてきております。そこで近く米国の方から何月の何日ごろのじやないかというふうなことで妥結する見込みでございますが、まだ今日では何月何日ごろと申し上げる段階ではございません。

そこで、その日にちが決まりましたら、會談が一日に及ぶのか二日に及ぶのか、その議題はどういうものであるべきことかというところ、また具体的に御報告をする段階ではございませんけれども、外務大臣としては総理大臣にお願いするの、いやしくも米大統領と日本の総理でありまして、余り細々した話はしない、やはり世界的な經濟問題、國際情勢、二国間の基本的な問題、こういう大きな政治上的問題で御討議願えればいいと思つておりますが、まだ総理と相談をして決めておる段階ではございません。

○岩垂委員 両方の意見が煮詰まつてきた、利害が共通してきたという意味は、日本が早くしてくれ、つまり、できたら五月の上旬にしてほしいという希望を軸にして大体意見が合つてきたといふふうに理解してよろしゅうございませうか。

○國田國務大臣 そのとおりには御理解願つて結構でございます。

○岩垂委員 繰り返しますけれども、訪中の問題です。日本のこの条約に対する熱意というものを示すことは、できるだけ早くという意味もありませうけれども、ある程度国会の日程もありますし、法案審議の過程もございませうので、少し立ち入つて恐縮でございますが、一回交渉があつて大体煮詰まるだろう、そうすれば中ごろというふうな訪中の日程について、もちろん総理と相談をしなければならぬけれども、外務大臣は決意をされておられるだろうと私は思ふのです。お差し支えなければ外務大臣のスケジュール、そんな決意をもう一遍確かめておきたいと思ひます。

○國田國務大臣 交渉を両方から始めようということになりますと、それから余り日程を置くことはとかくいろいろ問題が起つてくるおそれがあります。しかも共同声明以後数年間たつておつて、いま話を始めてもさあどうだと言われるようなものではなくて、本当はもっと早くこういふ段階に詰めたかつたわけでありまして、私としてはいいよやろうということになるならば、国会中で外務大臣が各位に大變御迷惑をかけるわけでありませうけれども、十分日程をいたしたいとつくり向こうと話し合ふ。それも国会中でもひとつお許しを願つてという御相談をそのときになればするつもりでおりますので、何分よろしくお願ひをいたします。

○岩垂委員 日中友好平和条約がアジアの情勢についてどういふ影響を与えるかという問題について、外務省や防衛庁を中心にしていろいろ分析をなさつたといふことを承つております。こんな機会ですからその分析の内容、あるいはそれが文書になつてゐるとすればぜひそれをお見せいただきたいのですが、その概要について、これはどちらになりますか、外務省になりますか、ぜひお話しをいたしたいと思ひます。

○國田國務大臣 私もけさ早く新聞で拝見をして、全然大臣が知らなかつたことでございませうので、きょうの委員會であるいは御質問を受けるかも知れぬ。また一つには、こういう問題を大臣

が知らぬということは私の怠慢でありますから、直ちに事務当局、それぞれアメリカ局、国連局、安保関係調査いたしました、こういうことについて意見交換した事実は全くございません。防衛庁の方で何かやっておるか知りませんが、私の方でこの問題でやったことはない。そこで、年に二回ぐらいいまの関係省で定期会議をやっておるわけでありまして。そこらあたりで何かそういう話は出なかったか、これを聞いてもそれは出なかった。それじゃこの前のハワイの会議ではそういう話は出なかったか、これは全然出てない、こういうことでもありますから、けさの記事については外務省は全然関係がございません。

○岩垂委員 それじゃ防衛庁から伺いたいと思います。
○伊藤(主)政府委員 実は私もけさこの新聞を見まして、そういった報告が出されているということが記事になっておりますので、私自身がこれを存じておりませんので調べましたけれども、御承知のように、防衛庁におきましては担当の分野におきまして極東の軍事情勢につきましては常時いろいろな資料を分析し、検討をいたしているのは事実でございます。したがって、この幹部会等におきまして軍事的な問題としてどういう動きがあるのかというところが話し合われることはございます。しかしながら、長官の命令を受けて統合幕僚会議が中心となり、その判断の文書をつくって提出したということはございません。

しかし、極東におきましてソ連軍の増強というのは、過去十年間非常に変化をいたしております。そういった情報の分析等に基づきまして、また最近のソ連海軍の動きなどは分析いたしているわけでございますけれども、その話題になりましたときに、日中が友好条約を結ぶことによつて極東の軍事環境に変化はないだろうというように話し合いましたことはございますけれども、文書をつくって報告をしたということはございません。

○岩垂委員 その相談をしたレベルをもう一遍お

教えたいただきたいことと、その相談をした結果が本日、読売新聞に出ていたようなものであるか、つまり詳細に立ち入ってこういうふうなやつたものであるかどうか。それから同時に、いま外務省に聞けば、外務省は関係ない、こう言っている。

それから、私は常識的に、これは後で質問をいたしますが、一月にハワイで行われた日米安全保障事務関係者会議などで議論されているというふうには私は思うのですけれども、真実そういう事情はないのかどうか。新聞報道ですから、出所のないところからこれだけのものが出るわけはないのですから、それはやはりある程度、意識的であるかどうかは別として、防衛庁が明らかにしたのだからと私は思います。それらについて、相談のレベルと内容と、そしてこの新聞記事に出ていたような意味が本当かどうか、これらについてもう一遍確かめておきたいと思つております。

○伊藤(主)政府委員 先ほども申し上げましたように各幕僚部には情報を担当している部局がございます。そこにおきまして極東の軍事情勢というものは常時分析しているわけでございますが、その結果に基づきまして、いわゆる幹部会議といひますか、幕僚長あるいは内局の参事官等が、週に一回、大臣を囲んで会議をいたしますが、そういった席におきまして、極東におきましてソ連の軍事力の推移等、あるいは最近のソ連の海軍の動向、そういったものを報告する際に、最近、この日中友好条約の問題が促進される段階において、特異な現象というのものはない、したがって、防衛庁といたしましては、いろいろな軍事的な面から判断いたしまして、この日中友好条約というものによつて軍事的な環境が変わるということはないだろうというふうに考へているわけでございます。

したがって、この中に書いてございます、たとえばキエフ級がいつごろ来るだろうかというようなことは、これは日中の問題とは別個の問題といたしまして、軍事情勢の分析の中で、八〇年

代にはそういうこともあり得るだろう、あるいは飛行機の新しい機種というものも配備されるだろうというようなことは報告され議論されることはあつたわけでございますけれども、そういうものを集大成して、日中条約との関連において、いわゆる動きになるかどうかという判断ではございませんで、それはその議論のときにも、大きな軍事的な変化はないだろうということであつたわけでございます。

○岩垂委員 そうしますと、くくりのところに、条約が締結されれば、極東ソ連軍は従来も行つてきた日本領空、近海への航空機、艦船による偵察、示威行動の密度を増すことは当然考えられると判断しており、航空、海上両自衛隊による海空両面での対応体制を整えることにしている。と防衛庁の立場から述べているわけでありまして。

これは、少なくともいま国の大きな方針として日中の平和友好条約が結ばれようとしているときに、それを足がかりにして、あるいはそれを口実にして軍備を一層強めていく、そういうような見解に立つことは、私はアジアの平和な環境をつくっていくという方向からも、きわめて遺憾な、そして同時に不謹慎だと言われてもやむを得ないような、そういう見解だろうと思つております。そういう見解に立つのか立たないのか、そして、そういう結論が得られていないとすれば、そういうことを率直に、この際ですから、述べていただきたいと思つております。

○伊藤(主)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、日中友好条約によつてそういうような現象にはならないだろうという一般的な判断でございます。

したがって、従来の極東におきましてソ連軍の増強ぶりというものは事実でございますけれども、それが日中友好条約と結びついて活発に動くだろうという判断はいたしておりません。したがって、ここに報道されているようなことが報告されたということはないわけでございます。

○岩垂委員 念のために申し上げておきますが、これは外務省とは関係なしに、防衛庁独自の統幕の情報をついて検討している部局が、これはどういう位置づけになるのですか、公式に議論し合つたことになるのですか、非公式に話し合つたことになるのですか、そういうことのいわば意向としていまあなたがおっしゃつたような結論になっている、それは防衛庁の見解とはどうなるのかというところ、これは外務省は関係ないということをはつきりさせておいてほしいことと、それから、もし日米安全保障事務関係者会議、ここではこういう問題は議論になってないなら、なつてないということをはっきり言つてください。

○伊藤(主)政府委員 この極東の軍事情勢の分析というのは、統幕の二室というところがございまして。それから陸海空にそれぞれ情報を担当している部局がございまして。そこら辺で集めた分析というものはあるわけでございます。したがって、公式にこれを決めたということではございませんで、幹部が集まつたところのフリートークの場であるというふうな話し合いがあつたというのが事実でございます。しかも、これは軍事力の趨勢から見た判断でございますので、外務省とは関係がないわけでございます。

さらに、日米事務レベルの会議でこういうことが話し合われたかということでございますけれども、私が聞いております報告といたしますが、その結果の中では、そういうことはなかつたというふう聞いております。

○岩垂委員 この問題は、率直に言つて、この二月初めに発表された国防白書によると、アメリカはもはや米中紛争を想定した戦力を計画しないということを言い切つております。つまりこのことは、ある意味で、アメリカは中国と覇権争いはしないというこの軍事的な確認である、そのことは日米安保条約と連動して日本の自衛隊の戦力のあり方を規定することになると私は思うので、そこで園田外務大臣に伺いますが、この一月の

二十六日に、自民党の外交調査会で、日本の外交は日米関係が基軸である、日中平和友好条約はアメリカの世界戦略の一環であると考えている、このように指摘をしておられます。この見解についてもう少し立ち入った御見解を賜りたいことと、このように一連の動きというものを見ますと、結果的には米中、そして日中という外交的なつながりを通して、やはりソ連封じ込めというふうな、受け取る側がどういう見解に立とうとしても、そういうふうな受け取るを得ない面というのは、率直に言っていると思うのです。

園田外務大臣は、かねてからバランス感覚のすぐれた政治家であると私は考えておりますが、今後のソ連やあるいは朝鮮民主主義人民共和国に対する外交というものをどのようにお進めになるうとお考えになつていらっしゃるか、これについて、この機会ですから承つておきたいと思ひます。

○園田外務大臣 私、ソ連に参りましたときの会談でも、その点は明確に申し述べてきたところでありましたが、日本の外交の基本は、どこの国に対しても敵対行為はとらない、敵をつくらない、こういうのが基本であります。したがって、ソ連と手を握つて中国を敵に回すこともいたさぬかわりに、中国と手を握つてあなたの国を敵にしようということは考えておりません、こう申し上げてきたわけでありまして、私が自民党の外交調査会、外交部合同部会で言いましたことについては前後がありまして、日中友好条約を進めるにつれて、慎重派の方から、米中と日本の関係でその話はあるのか、そしてその結果アメリカは、やいなや、勝ちも悪い、やらぬやらぬでも、いゝ、勝ちにしろ、こういう言い分なのかな、それともアメリカも日本と中国がさらに条約を締結して善隣友好の関係を進めていくことがいゝと言ふのか、どうも、アメリカの世界戦略からいってどうだ、こういう質問があつたので、つい私も戦略という言葉を使つたわけでありまして、とかく近ごろ戦略と方略と一緒にして商業上でも戦略という言

葉があつたものから。しかし、その際断つて、軍事上の話ではなくて、アメリカと話をし手にして、そこでアメリカの方では、どうでも勝手にしろというのじゃなくて、日本と中国がさらに提携して善隣友好関係を進めるといふことがアメリカの世界的視野からもアメリカは心中好むところでありまして、こういう意味の発言をしただけで、私の発言が一方また第三国にとっては刺激的に聞こえることは確かに御指摘のとおり、これは注意をしなければならぬことがございますので、各所でその真意をよく表明して、御了承願つておるところでございます。

○岩垂委員 質問の後段の対ソあるいは朝鮮民主主義人民共和国に対する外交、それらの問題について承つておきたいと思ひます。

○園田外務大臣 したがって、ソ連に対するわが国の外交は、四島返還の問題ではまだ意見が食い違つておりますけれども、その他のことについては、日ソの間にある問題は共通の利害関係が非常に多いわけでありまして、したがって、領土の問題以外には、平和交渉の継続ということも含めてほとんど合意に至つたわけでありまして、日中友好条約を進め、また締結した場合についても、ソ連とはできるだけお互いに相互理解を深めて、そして友好関係を深めていく、こういう考え方であります。

北朝鮮に對しましては、しばしば申し上げておりますとおり、日本はあの半島の平和、そして将来は両国の話し合いによつて平和的に統一されることを望んでおるわけでありまして、ただいまは韓国の方と国交が結ばれて、北の方とはまだ正常化されておらぬわけでありまして。しかし、北側の方もわが日本に對しては、いままでとはや違つたやうな、向こうに行かれた議員等とあるいは日本人で訪問した方々に対する言葉等から見ると、大分変わつてこられるのじゃないかという感じもしております。こちら、漁業問題初めいろいろ起る問題を積み重ねて、そして両国の緊張緩和の方向に行くように北朝鮮の方にも事あるこ

とにその事々をつかまえて話し合いができるような方向にしたいと考えておるわけでございます。

○岩垂委員 日中問題が一つの区切りをつけまうと、大きな外交的な懸案事項として言へば朝鮮民主主義人民共和国の関係、国交の正常化、これらの課題というのを除いて考えることはできないと思ひますが、それらの問題について、外務大臣は前向きな態度をとつて臨もうとなさつておられるか。その点について、朝鮮民主主義人民共和国と南、韓国の民族の平和的、自主的な統一というものを前提としながらもどのようにお考えになつていらっしゃるかと考えてよろしいか。

○園田外務大臣 朝鮮民主主義人民共和国と日本の間が少なくとも対決の姿勢ではなくて、逐次話し合いが進んでいく、そしていろいろな障害を取り除かれれば朝鮮民主主義人民共和国の方とも相互理解を深めたい、こういうことは両国の緊張緩和の点について当然のことであり、日本外交の面からいって、もどこの国とも友好を深めたいといふこととありますから、そういう方向をにらみつつやうな思つておられますので、そのように御理解願つても結構でございます。

○岩垂委員 これはどういふ理解になるのか私もちよつとわからないので伺ひをするのですが、元になりますか、田中総理とソ連との間の共同声明の中で、懸案事項の解決という問題が問題になつております。そしてその後外務大臣が訪ソされるたびに、いわば共同声明みたいな形でそれが明らかになつてきた。今回は、園田外務大臣との間では共同声明はなかつたわけでありまして、これらは懸案事項の解決という問題、日本側はこれを領土問題を含めてどう言つておられるわけですが、これは、外交的に言いますと、外務大臣が訪ソされて、そして共同声明が出なかつた、そこで切れるわけですか、それとも継続しているのですか。それらの判断をこの際伺ひしておきたいと思ひます。

○大森政府委員 日本国とソ連との間の関係につきましては、先生御承知のように日ソ共同宣言と

いうものがございまして、北方領土の返還問題を含めて今後とも平和条約の交渉を行うといふことは明確になつております。その点は、日ソ共同宣言に先立ちますいゆる松本・グロムイコ書簡においても明らかにされておるところでございます。また先ほど先生御指摘の一九七三年の田中・ブレジネフの共同声明におきましては「双方は、第二次大戦の時から未解決の諸問題を解決して平和条約を締結することが、両国間の真の善隣友好関係の確立に寄与することを認識し、平和条約の内容に関する諸問題について交渉した。双方は一九七四年の適当な時期に両国間で平和条約の締結交渉を継続することに合意した」といふふうなうたわれております。

ここでもわかりますように、日ソが国交回復して以来この未解決の諸問題、すなわち北方領土の一括返還といふものを達成しての平和条約の締結という方向で以前からいろいろなレベルで交渉が継続されてきておられるわけでございます。このたびの園田外務大臣のソ連訪問に当たりましては、平和条約の交渉を継続するというそのこと自体につきましては、ソ連側もはつきりその点は同意し得ると言つておられるところでございます。ただ、その点につきまして、未解決の問題を解決して平和条約をつくるという趣旨のことを今回の大臣訪ソに当たつての共同声明にうたうことを先方が拒否してまいりましたので、そういうものうたわれな共同声明を出すよりはむしろ、それでは後退といふことにもなりかねませんので、あえてこの際は共同コミュニケといつたようなものはつくらないでお歸りになった、こういうふうな理解していただければでございます。

○岩垂委員 日本側としては、田中・ブレジネフ共同宣言と言われるものの筋道が引き続いておる、当然このように理解しておるわけですね。

○大森政府委員 そのとおりでございます。日ソ間では平和条約の締結交渉が継続しております。

○岩垂委員 時間が少し迫つてきましたので、国

連の軍縮特別總會の問題について承っておきたいと思うのです。

総理大臣が出席を希望しておられるということ
を新聞報道で承つておるのですが、實際問題とし
て日米首脳会談などとの兼ね合いで可能なのかど
うか、その辺のところの判断。この総会では日本
独自の立場から積極的な提案を行うべきだろうと

いうふに私は思っているのです。新聞報道によりますと、準備委員会に日本政府が提案をした、特に核兵器問題についての提案というのはどうもも及び腰の感じが私否めないのであります。世界で唯一の被爆国民として考えてみるならば、核実験の停止、禁止はもちろんでありますけれども、拡散の防止あるいは核兵器の使用禁止という問題を含めた全面的な核廃絶を訴えることが政治的にも日本人のモラルとしても非常に重要な課題ではなないだらうかと思うのです。ところが、日本政府が提案をしたのは、実験禁止はありますけれども、核兵器については削減という言い方になっているわけであります、これはどうもアメリカなりに、気がねをしているのではないだらうかというふうな思わざるを得ません。しかし、現実には、たとえソ連も最初には核兵器を使わない、中国も同じ、アメリカのカーター政権もそういう見解につ

いて一定の見解を示しているわけでございまして、その意味では、当面核全廃というものができるかできないかという政治的判断は別にしても、核保有国の手を縛るということ、核保有国に核使用禁止条約を締結させるということ、このところが核保有国の公式に明らかにされた方針から見てもいけば現実的、具体的な提案ではないかと思うのですけれども、その問題についても少し及び腰だという日本政府の提案を軍縮総会などを舞台にして積極的に訴えていくお気持ちがあるかないか。そして同時に、政府は軍縮総会に一体どういう態度で臨もうとしておられるかということを念の爲めに承つておきたいと思うのです。

○園田国務大臣 ただいま核の問題について及び
腰というおしかりを受けましたが、そのおしかり

は私も深く頭の中にあるところでありまして、外務省としては現実には世界各国と交渉しているものでありますから、実際にこの点までで控えておかぬとまとまらぬという現実の面からいままではいろいろやってきたわけですが、しかし、それとはかく、目標を五に置くと四か三にしか行かぬというような感じがいたします。

今度のソ連の人工衛星の落下の問題について意見がありましたけれども、国会の御激励もあつて、わが代表はいち早く原子炉を動力とする人工衛星打ち上げ禁止ということを手頭に出しましてやりましたところ、わが国のイニシアチブによつてそれを検討する特別小委員会ができてつたあゝということは一つの自信でございますので、今度の軍縮総会是非常にそういう点で私は重大視しているわけであります。まず、現実に行けるかできぬかは別として、核の洗礼を受けた唯一の日本である、それからわが国の基本的な非核三原則、こういうものを大きく打ち出して、核兵器全面禁止、核廃絶ということを世界に向かって主張すべきである、主張してどこまでできるかは今後の問題である、こういうふうに私も考えて、そういう方向でただいま準備をしているところでございます。

○岩垂委員 非同盟諸国などの見解もあるわけでございます。いま外務大臣が言われたように、核保有国に核使用の禁止を追っていく、そういう条約を締結させていく、そういう国際的な世論がきわめて具体的、現実的に政治日程に上って差し支えないし、その可能性がある、実現性がある、このように私は思います。くだいようですが、こういう立場を日本政府の中で積極的に討論する、そういう方向でまとめるために努力をするというふうに考えてようございますか。

それから、総理大臣の日程についても、もしごわかりでございましたら、この機会に明らかにしていただきたいと思います。

○園田国務大臣 私はこういう観点から、できれば総理大臣に御出席を願って軍縮総会に訴える比

重が大きくなるようにと考えておるわけでありますが、いまのところ、まだ決まってはおりませんが、首脳者会議その他を考えると総理にお出ましが、願うのはやや困難ではなからうか。そうなると私が行くことになっておりますが、私が参りましたも、総理大臣以上の決意と影響力があるように、私は向こうで訴える所存でございます。そしてま

た、軍縮總會では、いまおつしやいました核廢絶、核兵器全面禁止、こういうことを冒頭に強く訴える所存でございます。

○岩垂委員 全面禁止というのは削減とは違うわけでございますから、その点も含めて、いま私が提案いたしましたことを十分生かすように努力をいただきたいと思うのです。

それから、この特別總會には、大変大ぜいの民間の組織が代表団を送ろうと準備をしております。外務大臣は、先ほどもちよつと触れましたけれども、この国会の外交演説の中で、「私は、かねてより、外交の基盤は国内にあると信じ、外交とは常に国民の理解と支持を得たものでなければならぬ」と考えておりました。」と述べているわけであります。外交は政府主導が原則であつたとしても、今日のような相互依存の世界の現実が民間外交の分野を非常に広げていることも事実でございます。

まして 外務大臣がこの認識に立つておられるとすれば、外交へのいわば国民参加という方針を検討すべき時期ではないだろうかというふうに私に思えます。これらについての見解とあわせて、いま国民代表ということで数百人の人々が国連の貿縮特別総会へ日本代表団を送ろうと努力をされている、こういう人々との話し合いといひましょるか、そういう機会をお持ちになるおつもりがあるかどうか、この辺についての見解を承つておききたいと思ひます。

○園田国務大臣　いま御発言のとおりに、民間の方々からも、ぜひ向こうに行つてこの会議にオブザーバーとして参加したいという意見が出ておられ

ますが、これは国連の手続その他もございまして、ただいま事務的に局長の方で詰めておる段階

でございますので、詳しくは局長から御報告をいたさせます。

○大川政府委員 民間の人たちの国連軍縮総会への出席の問題は、私どもも従来から重視いたしておりまして、ことしの初めに入りましてから何度か、行かれる御希望を持っておられる団体の方々の代表とお目にかかりまして、いろいろ情報交換

をするように努めております。私どもとしては政府の立場を御説明申し上げるし、皆さん方からは民間団体としての軍縮問題についての御希望や考え方を聴取してわれわれの参考とさせていただきますという気持ちで何度かお目にかかっております。それから具体的に、軍縮総会に出られる場合、たとえば座席の問題であるとか通行証の問題であるとか、こういう点につきましては国連事務局においてだんだん準備を進めてまいりまして、ごく最近も事務局から、世界各国から集まる民間の方々に幾つの議席を留保してあるというようになことを通報してまいりました。これは逐次私どもから民間の方々に御連絡し、御説明申し上げるように努めております。

○岩垂委員　この特別総会に日本側から武器輸出の規制の問題を取り上げていきたい、こういう意向もあるようでございます。日本の中でも、この

際景気策に武器を外国に売ろうじやないかなどという意見が出ておるようでございますが、こういうときでございますから、やはり日本の立場からそういう武器輸出の規制という問題を積極的に取り上げていただく、これについて見解を煩わしておきたいと思ひます。

○園田国務大臣　通常兵器の規制、武器輸出の規制、これはわが外務省はなかなか熱心にやっております。むしろ私は、それを余り言い過ぎて核の問題がおそろそかにならぬように、最優先は核、次には通常兵器の規制、武器輸出の規制、こういうふうに言っておりますもの、わが外務省はなかなか熱心にこれを訴える準備をしております。

○岩垂委員 ジュネーブの軍縮委員会、これは御存じのとおりフランスや中国が参加していない。

けですね。これはいろいろな経過があるわけですが。しかし結果として、それが米ソ主導型とでも言いまじょうか、その同意がなければ何にも前に進まない、こういう実態があることについて、かねてから非同盟諸国を初めとする多くの批判があることは事実です。この軍縮特別総会でも軍縮委員会の改組問題と言いまじょうか、機構の問題について議題になっていきますね。これについて日本政府はいままででいいのか。いままででいいはずはないので、別にフランスのジスカールデスタンの提案というものを具体的に言うつもりはございませんが、とにかく何とかしなければ、もうちょっと工夫しなければ、グローバルの意味ではその機能を十分果たし得ないと私は思うのです。これについては外務省は検討したことがあるのか、あるいは今度の総会にこれらの問題について日本政府が何か物を言おうとしていらっしゃるのか、そうした見解を承つておきたいと思うのです。

○大川政府委員 いまの問題につきましては、もちろん私も検討いたしました。今度の軍縮特別総会におきましてもこの問題は論議される予定でございますし、さらにジュネーブの軍縮委員会自体の場におきましても、数年前からいろいろの議論が出ております。非同盟諸国の中から、軍縮交渉はすべて核兵器国の間で終始して、なかなか軍縮委員会自体に問題が出てこないという点に對する不満もございまして、それから軍縮委員会が米ソ二核大国の共同議長制のもとに運営されているという点に對する不満もございします。

それからいま一つ、中国とフランスがあつた場に出てまいらないという点は軍縮、ことに核軍縮交渉の面で大きな制約要因になっておると私も考えておりますので、従来からフランス、中国の軍縮委員会への参加、出席ということを何度か呼びかけております。

軍縮委員会は、そういう面ではいろいろいまだで制約がございしたけれども、それでも私も私どもとしては、軍縮交渉あるいは軍縮条約の交渉の場と

してはきわめて有用な場でございます。これは今後ともいろいろ改善していく必要があるかと思ひます。軍縮交渉の場としては非常に有益な場でありまして、ぜひとも今後とも存続していくべきものであると考えております。

○岩垂委員 やはりいまのままではいけないということなんです。中国やフランスに呼びかけただけでは、入ってこないと言えどもそれまでなんです。ですから、やはり機構の問題を少し本格的に取り上げないことには、構成の問題や運営の問題でまずいと思ひます。そういう意味では、やはり積極的に日本がこの改組の問題について提案をすべき時期が来ている、私はこう思うのです。日本はそれと呼びかけていく資格があると思ひます。これについて外務省の中で御検討なさる用意があるかどうか、そのことを聞いておきたいと思ひます。

○大川政府委員 御趣旨を踏まえて私も十分検討して今後努力してまいりたいと思ひます。

○岩垂委員 この特別総会、私はやはり相当重視すべきだと思ひます。これは日本の立場からいけば一番積極的な物が言える場所だと私は思ひます。ですから、そういう意味でも、一種の国民運動的な意味を含めて、単に外交という問題に限らず、この政治的な意味、それから世界の平和にもたらすであろう価値というものをものと積極的に取り上げていただきたいものだ、その意味で、いまのジュネーブの軍縮委員会の問題も含めて、ぜひもうちょっと本腰を入れて考えてほしいものだというふうに思ひますので、その点はその点で終わりたいと思ひます。

国連軍縮特別総会で全面完全軍縮の立場を一番胸を張って主張できるのは、だれが何と言つても平和憲法で非武装中立を宣言した日本代表だろうと思ひます。その意味で、園田さん、私はあなただろうと思ひます。その意味で、園田外務大臣あるいは伊藤藤防衛局長がさきの外務委員会、わが国は憲法の法理に照らして大型であらうと小型であらうと

核兵器を持つことは許されないということをはつきり述べられました。心から敬意を表したいと思ひます。無論憲法九条の問題についての見解は、私は違ひます。違ひますが、それは別として、一つの見識だろうと思ひます。

この問題は、実はわが党の土井たか子議員の質問でございします。土井議員は政府の統一見解を求めておられまして、聞くところによりますと、外務委員会の理事懇談会で、統一見解は外務委員会に示すようにということになっているそうでございます。私にはここまでは立ち入ってそのことについての統一見解を求めようとは思ひません。しかし、私、実は速記録を見させていただきました。これを写してきます。ここで「○園田外務大臣 お答えいたします。国際会議でいまのような発言をしたこともありません。これから発言する意思もございません。この意味は、要するに小型防衛的な核兵器なら持つてもよろしいという見解などを申し上げるつもりはないということ。言っているわけですが、いまの御指摘のことについて申し上げますならば、憲法九条だけ限定して見ると、法制的、法理論的な問題はあつてもわかりませんが、いまおっしゃいました結んだ条約は違ひ守しなければならぬ、それから憲法の各所に、日本国民の生命と財産を守ることが書いてあるわけでありまして、これは憲法十三条ですけれども、「この精神からいっても、小型、大型であらうと、条約を結び、非核三原則の今日、憲法からいっても私は大型、小型は持てない」というふうに断言しているわけですから、引き続いて、「まして小型であらうとも、日本国民に被害を与えるおそれのあるようなものは、憲法の精神からいって、いまおっしゃいました憲法の各所の条文からいっても私は持てない、このように申し上げておきたいと思ひます。」というふうに述べられております。先ほど申し上げましたように、第九条についての見解、これについては私も意見を持っておりますが、ここでは述べません。しかしそれはそれとして、率直なところ、さすがは厚生大臣を経験

なすつた園田さんの見識だと私は感じました。実はあしたはビキニデーです。ビキニの水爆実験で久保山さんがとうとう生命を落とした、あるいは日本じゅう魚が食えない、こういう状態が起つたわけでございます。あの経験というものは、核実験によつて日本国民の生命と財産が損なわれたことを実証しています。大型であらうと小型であらうと、核を持てば当然実験をせざるを得ない。実験はもろろんのことでございますが、実際に使用すれば、国民の生命、財産が非常に大きな損傷を受けることは避けられないわけでありまして、核武装は憲法第十三条に明白に違反しているというところは言うまでもありません。この立場をあくまでも貫いていただきたい。外務大臣がお述べになったみづからの言葉に對して、ぜひ政治的な信念を貫いていただきたいものだ、このように思ひます。

それから、これは憲法じゃありませんけれども、原子力基本法によつても、原子力の平和利用の立場から核武装は禁止されているという見解を私は持つわけですが、これについての御見解を承つておきたいと思ひます。

○大森政府委員 原子力基本法は、その第二条におきまして、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」というふうに規定されているところでございします。原子力基本法自体の解釈につきましては、むしろ関係省庁の方から御答弁されるのが適当かと思ひますけれども、従来の政府の国会における答弁に徴しましても、この原子力基本法というものはよりまして、この原子力基本法は平和の目的に限るということになつておりますから、結論といたしましては、政策上も法律上も核兵器を持つことは現在においてはいけません、できないという結論になるわけでございます。そういう趣旨の答弁がありまして、原子力基本法から申しましても現在では持てない、こういうことであらうと私なりに理解いたし

たところでございます。

○岩垂委員 本会議が予定どおりだそうですので、この辺で区切っておきます。

○始開委員長 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

午後一時四十二分開議

○始開委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

○岩垂委員 安保問題について質問をいたしたいと思ひます。

三月七日から十一日まで南朝鮮全境とその周辺地域で行われる米韓合同演習、いわゆるチームスピリット78は、新たな朝鮮戦争を想定した演習であります。これがかえって朝鮮半島の緊張を非常に激化させるものにならざるを得ない、このように指摘をせざるを得ません。そしてその規模は、朝鮮戦争以来最大規模と言われるものであります。これには、ハワイの米陸軍第二十五師団、米オクラホマ州フォートシルズ基地の核弾頭装備可能な新型地对地ミサイルランズ部隊、及び空母機動部隊を含む第七艦隊、海軍海兵隊の水陸両用機動部隊、空軍戦略爆撃機部隊など、アメリカ軍約三万人が参加すると言われておりますが、この演習の規模について、この機会に詳細にわかつていまして明らかになっていただきたい。

そして、外務省のアメリカ局長は二月の十六日の衆議院予算委員会、在日米軍もこの演習に参加することを明らかにされましたが、沖縄の海兵隊の参加はすでに明らかになったけれども、岩国の海兵隊は参加するのかもしれないのか、一つ一つ伺ってまいりたいと思ひますので、御答弁をいただきたいと思ひます。

○中島政府委員 お答え申し上げます。

まず第一点の米韓合同演習、チームスピリット78というものにつきましては、わが方もアメリカ大使館より一般的説明を受けておりますが、第一点の、その全体の規模が幾らかということでございます。この点につきましては、当面お答え申し上げることができませんが、韓国にある米軍を除きましたものでございますが、これが陸軍が八百名、それから海兵隊が約四千名、それから海軍が人数にいたしまして約八千五百名、それから空軍が九千七百名という数字を把握いたしております。

わが国におります米軍の参加につきましては第二点の御質問でございますが、まずミッドウェーを含む第七艦隊の艦艇及び航空機の一部が参加する予定だというふうに承知いたしております。それから横田の空軍の第六五戦術病院部隊の一部、それから沖縄におりますところの空軍の第一八戦術戦闘航空団の一部、それから海兵隊の第三海兵師団の一部、それから第一海兵航空団の一部がそれぞれ参加するというふうに承知いたしております。

○岩垂委員 いま横須賀にミッドウェーが入っておりますが、このほかに航空母艦が寄港しているかどうか、その情報をつかまえてあるかどうか。まだ報道も何もございせんが、明らかにしていただきたいと思ひます。

○伊藤(主)政府委員 現在横須賀に入港しておりますのはミッドウェー、空母が一隻でございますが、そのほかに航空母艦はございません。

○岩垂委員 ヘリコプター空母トリポリが入港しているという事は事実でございますが、それについてはいかがでしょうか。

○伊藤(主)政府委員 本日二月二十八日時点では、それは入っております。

○岩垂委員 これはきょう調べたのですか。確かですね。

○伊藤(主)政府委員 先ほど電話で確かめたところでございます。

○岩垂委員 それは米軍に確かめたのですか。

○伊藤(主)政府委員 在日米軍司令部に問い合わせたものでございします。

○岩垂委員 また後で問題になろうと思ひますが、この演習のために聞きをしておきますが、在日米軍と在韓米軍あるいは韓国軍との合同演習というのは、日米安保条約のどの条項に照らして可能になるのか、この機会に条文に照らして明らかにしたいと思ひます。

○中島政府委員 先生御承知のとおり、アメリカが安保条約によりましてわが国の施設、区域の使用を認められておりますのは、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与する」ということで認められておるわけでございします。したがって、この安保条約第六条の目的に沿う限りにおいて日本にありまところの米軍が所要の訓練を行うことは、これは安保条約上許されておるわけでございします。

○岩垂委員 率直に申し上げて、私もはいまの安保体制のことを日米韓の共同作戦、こういう危惧を持って指摘をしてきました。はからずも、今度のチームスピリット78の計画に関連を言々と、在日米軍と在韓米軍が自由に往来できる、その関係を通して韓国軍と演習をやる、在日米軍は自衛隊と演習をやる、こんな関係が出てくるわけでありまして、言葉をかえて言いますと、アメリカの部隊が韓国にいるときには米韓相互援助条約の第四條に基づいて韓国の基地を使うことができると、同時に、その同じ部隊が日本に入ってきたら、安保条約第六條に基づいてその部隊は在日米軍という編成になるわけでありまして、第五空軍の司令部は横田にございしますが、これは御存じのとおり日本と韓国に、その司令部のもとに配置をされているという実態でございます。そして、韓国では韓国軍と演習をやる、日本では日本の自衛隊と演習をやる。そうなりますと、事実上の日米韓の共同演習を実際に予定をしている、こう言わざるを得ませんけれども、自衛隊はこの演習にもろろ参加しないと思ひますが、確かめ

ておきたいと思ひます。

○伊藤(主)政府委員 自衛隊は参加いたしております。

○岩垂委員 自衛隊と在韓米軍、自衛隊と韓国軍との合同演習というものはあり得ないと思ひけれども、その点も確かめておきたいと思ひます。

○伊藤(主)政府委員 おっしゃったとおりでございます。

○岩垂委員 在沖米軍が作戦行動をとるときに、沖縄の自衛隊は支援任務を負うのかどうか、この点を御答弁を煩わせたと思ひます。

○伊藤(主)政府委員 支援任務は負っております。

○岩垂委員 何回か恐縮ですが、自衛隊は支援任務を全く持っていない、こういうふうに理解しておいてよろしゅうございしますか。

○伊藤(主)政府委員 支援任務は全く持っております。

○岩垂委員 そうしますと、アメリカ軍の行動がいわば日本の安全のためにとられたときにのみ自衛隊は協力をするということであって、アメリカ軍がいわゆる極東の安全ということに関連をして行動をするときには自衛隊は一切協力の任務を持っていない、このように理解をしてよろしゅうございしますか。

○伊藤(主)政府委員 安保条約の第五條によりまして、日本の安全のために共同対処をする場合にはお互いに協力することになっておりますが、それ以外には米軍に協力する任務はないわけでございします。

○岩垂委員 有事の際の日米の作戦の調整を行っているわけですね。たとえば作戦協力の大綱とかあるいは情報交換とかあるいは補給の問題とか、こういう窓口と、それがやってくる作業の内容について承っておきたいと思ひます。

○伊藤(主)政府委員 実はいま先生がおっしゃいましたようないわゆる協力関係、このものはかつて統合幕僚会議の事務局の担当官と在日米軍の担当官の間で研究、協議をしていた時代がござい

す。しかしながら、三矢研究が国会で論議され、また以降というものは具体的にその研究、協議も行われていなかったわけだ。そこで昭和五十年に坂田・シュレンジャー会談におきまして、日米防衛協力態勢というものが有事の際に円滑に行われるように、日米防衛協力委員会というものをつくって、そこでお互いにいま申されたような運用面あるいは補給面等において、有事の際にどうやれば整々と共同対処ができるかというのを研究しようということになりまして、現在、日米防衛協力委員会においてその問題を研究しているわけでございます。

現在はいわゆる技術的な面ということでございまして、主として統合幕僚会議あるいは陸海空の担当部局の者と在日米軍の担当部局の者、それに内局の担当課長、外務省の担当課長が加わりまして、部会というのをつくっております。この部会には三つございます。作戦部会と情報部会と後方支援部会というもので、具体的にたゞは指揮系統が分かれるわけでございますが、その際の調整はどういう形でやればよいのか、あるいは情報交換をするあるいは情報活動するに当たってはどのような協力態勢がとれるであろうか、後方支援につきましては、後方補給活動のそれぞれの機能におきましてどういった形の協力態勢がとれるかというのを研究いたしております。その結果に基づきまして防衛協力委員会におきまして今後の計画を立てるガイドラインを検討し、日米安保協議委員会に報告いたしまして、それぞれの政府の責任において今後方針を定めていただくという段階でございます。

○岩垂委員 それはどんなスケジュールを予定しているか、そしてそれが結論が出た段階では国民の前に明らかにすることができようか、お伺いしたいと思います。

○伊藤(主)政府委員 この指揮調整あるいは作戦準備等につきましては、現在部会で研究中でございます。したがっていま、この結論がどういった形で防衛協力委員会の場合に検討され、それが日米安

保協議委員会に報告される時期等につきましてはまだはっきりしたためを持っておりませんけれども、五十一年の八月に最初のこの防衛協力委員会の会合が持たれたときに、一応二年ないし三年という時間をかける必要があるだろうというようなことはめどとして持っております。したがって、現在各部会で問題を詰めておりますが、それが出るのは、私どもいまはつきり申し上げられませんが、夏から秋にかけて一応その勉強の成果というものは出てくるのではないかと。それを御報告し、さらに国会等にも御報告できる時期というのはそれ以降になるかと思っておりますが、日米防衛協力委員会におきまして検討されましたガイドライン等につきましては、できる範囲で御報告申し上げたいと考えておるわけでございます。

○岩垂委員 ことしの一月に日米の安保事務レベル協議の会合がありましたね。その内容をこの機会に明らかにしたいと思っております。

○中島政府委員 お尋ねの協議は日米安保事務レベル協議の第十回会合ということでございまして、本年の一月十六、十七の両日ホルホルで開催されたものでございます。

この協議におきましては、日米双方に関心のある安全保障上の諸問題について日米両国の外交、防衛の事務レベル当局間で自由かつ率直な意見交換を行う、こういう場でございまして、したがって、この会議においては、特に議題を特定するということなしに意見の交換を行ったものでございまして、大体その内容は、日本を含む西太平洋における最近の軍事情勢、この地域における米軍の体制、在日米軍施設、区域に関する諸問題をめぐっての意見交換ということでございます。

○岩垂委員 この演習の問題は、また後で触れることにいたしまして、アメリカのブラウン国防長官が二月二十一日にアメリカの下院国際関係委員会前で証言をいたしました。それは朝鮮有事における軍事的対応策を具体的に述べたものでありますけれども、この証言の中でブラウン長官は、アメリカ

の軍の展開について、日本などアジアの友好国はこの計画を納得している、こう公式に述べておられますが、どんなレベルで説明を受け、納得をしたのか、この機会に明らかにしていただきたいと思っております。

○中島政府委員 まことに恐縮でございますが、十分にポイントがとれませんので、もう一度お聞かせいただければと思いますが……

○岩垂委員 ブラウン発言の中で、やりとりの中で、このアメリカ軍の展開については、日本などアジアの友好国はこの計画を納得していると、こう言っているわけですね。それをどんなレベルで説明を受けて納得をしたのかということですが……

○中島政府委員 あるいは防衛局長からお答えいただいた方が適当かもしれませんが、ブラウン長官が議会でも述べたことのアジアについての要点は、要するに、アメリカがいわゆるアジア離れをするのではないかと誤解が一部にある、その誤解を解いて、アメリカがアジア太平洋国家として、アジア太平洋地域の平和、安全に依然として重大な関心を持つておるということ、そしてその地域におけるアメリカの軍事体制を依然として維持するものであるということと強調したものでございまして、その限りにおきまして、わが国とい

たしまして、アメリカのそのような姿勢そのもの、アメリカのそのような考え方やそのものは、一般的にこれを了とするという立場をとっているわけでございます。

○岩垂委員 今度のブラウン発言というのは、つまり日本政府は有事の際のアメリカ軍の展開について、これを了としておる、こういう意味でございます。

○中島政府委員 私がたまたま了とすると申しましたのは、先ほど申し上げましたような、アメリカの東アジアにおける一般的な軍事体制の維持という姿勢を了としておるということを申し上げたわけでございます。

他方、ブラウン長官は、朝鮮半島における有事の際に、その近隣の地域におけるところの米軍の

兵力が支援態勢を比較的短い時間に行い得るということを述べたことも事実でございますが、先生のお尋ねはその点に関するものかと思っております。(岩垂委員)「具体的な内容を言っているのです、アメリカ軍の展開について」と呼ぶ)アメリカとして、東アジア地域におけるところの異常な事態に對して、その即応態勢を短時間のうちにとり得るということ自身は、これを安保条約に照らしましても、特に異とするには当たらないのではないかと考えておりますし、その支援態勢がわが国における施設、区域を使用して戦闘作戦行動を遂行させるということになれば、これは安保条約上の義務として、当然に事前協議をかけるべき問題であるわけでございます。

○岩垂委員 私の質問をしているのは、それは後で聞きますけれども、ブラウン長官がザブロッキ委員長の質問に答えて、一つは「事態発生と同時に西太平洋地域に配備されている飛行中隊(複数)が追加投入される」、二つ目は「米西海岸に配備の、少なくとも二十四個飛行中隊が一週間以内の支援に向かう」、三つ目は「五日以内に韓国隣接海域の海軍機動部隊が急行する」、四つ目は「引き続き二週間以内に米西海岸の海軍部隊が派遣される」、五番目は「地上兵力としては沖縄の海兵隊が二日以内に投下される」、六番目は「続いて西海岸などから後続部隊が投入されるが、空輸能力いかんで数週間ないし一カ月かかる」という具体的なことを言っているのです。この具体的なことについてブラウン長官は、日本などアジアの友好国はこの計画を納得していると述べているのです。私は一般的なことを言っているのじゃないのです。この具体的なことについて日本にその計画がどんなレベルで説明をされて、そしてそれを納得したのかしないのか、このことを聞いています。

○中島政府委員 いま先生の御指摘のような事実に関して、わが国にアメリカから説明があったというところはございません。

○岩垂委員 それではブラウン長官が言っている

言葉というのは正確でない、このように理解してよろしゅうございますか。

○中島政府委員 先ほどから申し上げておりますように、アメリカ自身の支援態勢について、ブラウン長官がその考えを軍事面から述べたものでございまして、そのことについてあらかじめわが国に説明があつて、その了承を求めたというような事実はないということを申し上げたわけでございます。

○岩垂委員 それは委員会でのやりとりと違ふわけですが、それはそれで、日本には説明がなかった、ブラウン長官の方が正確でない、こういう意味に私もとつてみたいと思ひます。

それでは伺ひますけれども、西太平洋地域配備の飛行中隊、これは在日米軍第五空軍を含むものである、あるいは韓国隣接海域の海軍機動部隊といふのは、空母ミッドウェーを含む第七艦隊を指すものと理解してよろしゅうございませうか。

○伊藤(主)政府委員 実は私も正確にブラウン長官の証言の内容といふものをまだ入手しておりません。しかしながら、伝えられるところによりますと、いま先生がおっしゃつたような内容のことではないかと判断をいたしております。

○岩垂委員 これはカーター大統領が昨年の五月に、韓国防衛に必要な核兵器使用もあり得るといふふうに示唆され、国防白書でも、朝鮮有事には九個戦機飛行隊、二個海兵旅団、空母二隻を含む第七艦隊機動部隊を即時に投入できる態勢にあると指摘してあります。そして今度のブラウン証言であります。これらは明らかに在日米軍基地を朝鮮半島への直接発進基地と想定をし、いわば緊急出撃に利用しようとするものであると実は言わざるを得ないのであります。実はここに日米安保体制の危険性を浮き彫りさせていると指摘をせざるを得ません。

いま、たとえば横須賀など米軍の基地の周辺、特に沖繩は非常に不安を持っています、こういう状況といふものを御判断を願つた上で、具体的に日米安保との関係で聞きたいと思ひますが、朝鮮民

主主義人民共和国は、安保条約に言う極東の範囲及び極東の周辺には入つていないといふことを再確認できますか。

○中島政府委員 朝鮮民主主義人民共和国は、安保条約に言うところの極東の範囲には入つておりません。

次のお尋ねは、極東の周辺に入つておるかといふことでございますが、極東の周辺といふ概念は、先生も御承知のように、もともと安保条約の中に定められた概念ではないのでございまして、これは極東における事態との関連において、その周辺からの攻撃ないし脅威が起つたときに、在日米軍がこれに対していかなる行動をとるか、なし得るかといふ観点から論じられてゐる概念でございまして、もともと極東の周辺といふような固定した概念があるわけではない、そういう意味におきまして、基本的には相対的な概念であるわけでございます。

このお尋ねの地域における事態が、日米両国が共通の関心を持つておりますところの極東の平和、安全に直接これを脅威するといふような関係にはないといふ意味におきまして、いずれにせよ極東の周辺云々といふことでこれを論ずるのは適當でないといふふうに考えております。

○岩垂委員 それは新しい解釈なんです。昭和五十年の十月二十八日の予算委員会、宮澤外務大臣はこう言つています。「ただいま御引例のような場合はこの条約に言う極東あるいは極東の範囲ではない。繰り返すようでございますが、もとよりそれらの地域に何があつてもわれわれの知つたことではないと申し上げるわけではございません。」

「この条約との関連では、周辺とはやはり考えないといふふうに思つております。」こう答えてゐるのです。これは実は極東の範囲、そして極東の周辺といふ問題について、アメリカとベトナム戦争との関係の中で指摘をされた、いろいろなやりとりがあつた結論の答えです。

ところが、いま極東の周辺に朝鮮民主主義人民共和国が入るといふふうな御答弁でございます。

これは新しい解釈だと私は理解をせざるを得ませんが、どうですか。

○中島政府委員 先ほどの私の答弁が明確でなかったかもしれないんですが、私の申し上げたいと思つておりましたのは、北鮮における事態が直ちに極東における国際の平和、安全に対する脅威を構成するものとは考えられていない、そういう意味におきまして、北鮮が極東の周辺に含まれる区域には該当してないといふことを申し上げたつもりでございます。

○岩垂委員 それでは宮澤大臣の答弁のように、極東の範囲はもちろんのこと、周辺にもとは考えないといふふうに答えていますが、そのとおりですか。

○中島政府委員 宮澤外務大臣の答弁になられたとおりでございます。

○岩垂委員 それでは伺うけれども、朝鮮半島における極東の範囲の境目といふのは、ある答弁によると、北緯三十八度線といふふうに言つてゐるところでありますし、韓国の支配下にある地域といふふうに言つてゐる言葉もある、二つあるわけですから正しいか、この際お伺ひをしておきたいと思ひます。

○中島政府委員 御承知のとおり、極東の範囲に關する從來からの政府統一見解によりますれば、韓国の支配下にある地域は極東に含まれてゐるといふことでございます。その韓国といふのは具体的にどこであるかといふことはそれなりに明確であらうと思ひますが、お尋ねの三十八度線といふことは、これを厳密にとらえて、そこで極東が終わり、極東が始まるというふうな厳密な意味で考へられてゐることではないだらうと思ひます。しかし、いずれにせよ、韓国の支配下にある地域が極東に含まれてゐることは事実でございます。

○岩垂委員 これは後で、この問題も実は非常に重要な意味を持つてゐると思ひますので、伺ひます。

事のついでに大変恐縮ですが、ベトナム戦争のときに、ベトナムは極東の周辺といふことになり

ました。これについては、われわれは、これは政府の統一見解と違ひじゃないかといふ指摘をしてきたことを実はいまでも覚えてゐるわけですが、日本の平和と安全に關係があるといふことで、実は極東の周辺といふ新しい位置づけが行われて、日本の基地がアメリカのベトナム侵略に使われてきたといふことも事実であります。

その理由づけといふのは、私いろいろ調べてみたのですが、当時のサイゴン政権とアメリカとの關係で、アメリカがベトナムに介入した、そのアメリカと日本の安全保障上の取り決めによつて、極東の周辺に拡大解釈された、拡大といふふうにぼくらは言うのですが、こういうふうに承知をいたしております。つまりサイゴン政権が守るべき対象であるといふことを前提にして、安保条約上、極東の周辺となつたわけでございます。

さて今日では、アメリカ軍は撤退をし、ベトナムは統一し、平和が訪れたわけでありまして。したがつて、南ベトナムの安全問題といふのは日米両国の共通の関心事ではなくつたといふふうに言えると思ひますが、だとすれば、今日ベトナムは極東の周辺から外されたものといふふうに論理上理解ができますけれども、この点についての解釈をお尋ねをしておきたいと思ひます。

○中島政府委員 ベトナムが極東の範囲に含まれていないことは、これは從來より明確でございまして。ベトナムにおいてアメリカが行動をとつておりました当時の論議をいたしましては、ベトナムにおける事態といふものは、極東の平和、安全と無關係ではないであらうといふのが、当時の政府の説明でございました。

ただいま先生は、その後事態が変わつておる、そういう事態に照らしてどういふふうに観念するのか、こういう御質問かと存じますが、その点につきましては、現在の状況でベトナムにおける事態が、極東における国際の平和、安全を脅威するといふような關係には立たないといふふうに考えておる次第でございます。

○岩垂委員 ブラウン証言は、朝鮮民主主義人民

共和国が韓国を攻撃した、こういう前提に立っています。しかし、かつての朝鮮戦争のきっかけがその逆であったというふうに言われているように、そしてまた北進をその政治的信念として、人権と民主主義を踏みにじっている大統領のもとでどんな事態が発生するかわからない、これが私は三十八度線の実態だろと思うのであります。

さつきアメリカ局長が、たとえば厳密な意味で三十八度線、これが極東の範囲の線ではない、こういうふうにお答えになりました。そういうふうと考えてみますと、朝鮮有事というのは、極端な緊張状態、あるいは緊張の状態というものが延長してどういふ事態に発展するかわからないというときに、朝鮮の緊張を激化させるためにしか役立たないこうしたブラウン証言、つまりアメリカ軍の作戦計画について、わが国はこれには余り賛成できない、あるいは協力できない、こういう立場を明らかにすべきではないだろうか、こういうふうには私は思いますが、この点について御所見を承っておきたいと思ひます。

○中島政府委員 先ほどもお答え申し上げましたとおり、アメリカ軍はわが国においてわが国の安全に寄与し、極東における国際の平和、安全に寄与する目的で、わが国におけるところの施設を使用することを許されているわけでございまして、したがって、そのような安保条約第六条の目的に照らして、合理的な使用をアメリカ側がすること自身については、安保条約上許容されることとございまして。

アメリカ合衆国の軍隊も、常にその練度を維持するということは、軍隊として当然必要なこととございまして、そのような練度の保たれたアメリカ軍が、わが国の施設、区域を使用しているという点と自身は、その侵略の発生を未然に防ぐという意味における抑止力としての効果を發揮するものであるというふうに考えている次第でございまして。

○岩垂委員 それは見解の相違ですから、それ以上言いませんけれども、昭和五十年の十月二十八

日、私さつき言いました衆議院予算委員会におけるやりとりの中で、これは大変長いやりとりがありまして、ずっと最終的に締めくくった言葉として、松永政府委員が公明党の山田議員の質問に対して答えているのですけれども、正確に読みます。ベトナムにおいて紛争が発生している、それに対して米軍が行動するというのが安保条約上許容されるかという趣旨の御質問に対して、ベトナムというのは極東の周辺であって、そこにおける事態は極東の平和、安全と無関係ではない、したがって、米軍の行動というものは安保条約上許容されるという御説明をいたしましたわけでございまして。こう言っています、以下ちよつとこれも読みましょう。その意味合いにおきまして、北朝鮮というものが、ベトナムで紛争が発生している、あるいは、武力抗争という状態が発生している、それと同じような状況が北朝鮮で起こった場合に米軍が行動することがあるかという御質問になるだろうと思うのでございまして。その場合に、ベトナムにおいて発生した事態と同じような事態が北朝鮮において発生した場合に、米軍が行動することは、そういふ意味でこれは極東の周辺でないという御答弁でございまして。そうでなければ論理的には合わないわけだと思ひます。その点は御了解いただきたいと思ひます。と、こう答弁しておりますが、この答弁は今日もいささかも変わっていないというふうに確認をしてよろしくうございまして。

○中島政府委員 そのとおりでございまして。○岩垂委員 引き続きこの事前協議の問題に入つてみたいと思ひます。事前協議の問題については、六〇年の安保のとき以来ずっとそうでございまして、つまり戦争に巻き込まれないための歯どめだ、こうおっしゃってこられました。これに対して私たちは、いや、歯どめになつていない、そんな役割りは果たせないと主張してきました。しかし、もしこれが歯どめになつていないとすれば、その実態をこの機会に、その効用とあわせてはつきりさせていた

たい、こういうふうに私は思ふわけでございまして。それに関連して、これは昭和四十七年の五月二十三日の参議院の外務委員会、当時の福田外務大臣が「これは、ベトナムがわが日本と地理的に非常に遠い地域にあるという点、そこに着目される必要があるんじゃないか、そういうふうに思うんです。アメリカは、何もわが日本の米軍基地を戦闘作戦行動の基地として使う必要はないような立場にあるわけです。戦闘作戦行動の基地としては各所に、そういう陣形を整えておる、そういうようなアメリカの布陣であります。そういうようなことを考えますと、ベトナムの場合と、それからわが国のほんとうの周辺の場合とを同一に論ずる、ベトナムにおいて事前協議問題が起らなかったから周辺にも起らないんだと、こういうふうな論理は、私は、少しそこに飛躍があるんじゃないか、そういうふうに思ひます。いずれにいたしましても、事前協議は非常に大事な制度でございまして、大事にしていきたいと、こう言っております。

この言葉が今の内閣総理大臣の言葉でありますから、それを前提にしてお尋ねをしますが、戦闘作戦行動というのは当然事前協議の対象とするわけですが、日本の基地を発進する以前に作戦行動命令を受けていることが要件だと、こういうふうに言われていますが、戦闘作戦行動のいわば要件というものをこの機会に明らかにしていただきたいと思ひます。

○中島政府委員 御質問の戦闘作戦行動の要件なるものの意味が、必ずしも明確につかめなかったわけですが、いすれにせよ、戦闘作戦行動に関する事前協議の要点は、わが国の施設、区域から戦闘作戦行動が発進されるか否かというところが決め手になるわけでございまして。○岩垂委員 何を言っているのですか。そんなことを聞いているのじゃないのですか。要するに、戦闘作戦行動として評価される、つまり事前協議の対象になる場合は、日本の基地から飛行機なり

船なりが出かけていく、そのときに、作戦命令を受けているかどうかということが一つのめどだといふことを言ってきたわけですね。これについてはどのように思ひますか。○大森政府委員 事前協議の主題となります。戦闘作戦行動と申しますのは、御承知のように、直接戦闘に従事することを目的とした軍事行動を指すものであります。したがって、米軍がわが国の施設、区域から発進する際の任務、態様というものが、このようない行動のための施設、区域の使用に該当するかどうかということと事前協議という問題が出てくるわけでございまして。

○岩垂委員 そのときには、その戦闘作戦命令というふうなことがあるのかというところは、大したことではない、こういうふうに理解してよろしいですか。○大森政府委員 ただいま申し上げましたように、わが国の施設、区域から発進する際の任務、態様に係るという点から見ますれば、当然に戦闘作戦行動に従事するという命令、任務は受けているというふうに解します。

○岩垂委員 勝手に解しちゃ困るのです、それは。これも四十七年の五月二十三日の参議院外務委員会、これも福田外務大臣の答弁なんです。これは長いので時間がかりますから省略しますが、しかし、作戦行動命令をかりに受けておらぬといひしても、いいですか。「実態」といひまして、確かにこれは完全武装しておる、そしてベトナム水域に向かうんだ、こういうふうなことでありますれば、これはまさに私は事前協議の対象になり得るものと、考えております。こう答えておるのです。したがって、戦闘作戦命令を受けていたかいないかということが問題ではなくて、まあそれもちろん要件の中に入るケースもありませんが、それだけがメルクマールではなくて、実態として確かにこれは完全武装して出ていくのだという場合には事前協議の対象になる、このように理解をしてよろしいですか。

○大森政府委員 ただいまの先生の御指摘の点に

つきましては、先ほど私が申し上げました米軍がわが国の施設、区域から発進する際の任務、態様という二つの点を挙げたわけでございますが、先ほどの福田大臣の御答弁は、このうちの態様という点をとらえてお答えになられたものと理解いたします。

○岩垂委員 任務ということの中には、戦闘行動命令というものが前提となるというふうにやはり主張なさるのですか。

○大森政府委員 任務というわけでございまして、当然そういう任務、命令を与えられていて、こういうふうな考えです。

○岩垂委員 そうしますと、「作戦行動命令をかりに受けておらぬといはしめても」と、こうはつきり言っておるのですよ。あなた、いま態様というふうに答えましたけれども、二つあるうちの一つでなくて、こっちの方だけでも、その完全武装という方だけでも事前協議の対象になると、こう言っておるのです。あなたがいま答弁しているとはかなり違ふのです。

そこで伺いますけれども、第七艦隊、特にミッドウェーが横須賀に寄港して、このブラウン証言のような形で戦闘作戦行動に参加するときには、当然事前協議の対象になる、このように思いますが、いかがですか。

○中島政府委員 先ほどの条約局長の答弁にございまして、事前協議にかかるか否かということとは、基本的には、具体的事態に即して判断せざるを得ないわけでございます。

そこで、ミッドウェーが、先生の御指摘のような事態に対処するために、岩垂委員「ブラウン証言のことです」と呼ぶブラウン証言の御質問でございまして、ブラウンの証言自身も、これこれこういうような場合にこれこれの軍隊を移動させることができるということを言っているだけのことでございまして、それがいかなる態様の移動を考えているかということとは、そこからははつきりしていないわけでございまして、ブラウンさん自身といえども、具体的な事態が発生するとか、具体的な

事態の発生が近いという状況にならなければ、具体的な支援兵力の移動についてのまさに具体的な計画は立てられないわけでございまして、事前協議というものは、いま申し上げましたような具体的な事態に即して判断をせざるを得ない。ミッドウェーが横須賀を出ていきますときに、それが単なる国外に出て所定のポジションをとるために移動していくということであれば、これは事前協議の対象にはならないわけでございまして。

○岩垂委員 実は余り時間がないものですから、これを議論していくと、それだけで時間がたってしまうから……。たとえばいま第七艦隊の例を申し上げましたけれども、第三海兵隊の出動、これは御存じのとおり、海兵隊というものは常時臨戦態勢にあります。そうしてブラウン長官の証言によれば、できるだけ速やかに要するに韓国に投入をする、こうなっておるわけですね。これも事前協議の対象ということになるのですか、ならないのですか。

○中島政府委員 これも基本的な考え方は同じでございまして、当該海兵隊の部隊がわが国の施設を離れていきますときに、いかなる態様をもって離れていくかということによるわけでございまして。単に移動をしていて、所定の位置についたときに戦闘作戦行動が発進されるということだけあれば、その結果から、日本を出て行くときの事態が事前協議の対象であるというふうには判断し得ないわけでございまして。

○岩垂委員 念のために伺っておきますが、事前協議というのは、日本側から申し出るよりも、アメリカの一方的な権限である、これはそのとおりですね。

○中島政府委員 法律的な事態の説明といたしましては、おっしゃられるとおりでございます。

○岩垂委員 そうしますと、朝鮮有事という形でいまブラウン長官がいろいろなことを指摘された。これは事実上日本が戦争に巻き込まれるという事態ですよ。国会の議事録を、ベトナムのときのいきさつをずっと読んでみても、ベトナムは遠

い国だから戦争に巻き込まれるという心配はないと、こう答えて、その言葉の次に、日本の周辺で起こったときには別だけれども、というふうな言葉を政府関係者は全部言っている。つまりその事態なんです。その事態に対してさあ実はアメリカの一方的な判断、アメリカの軍の移動についてアメリカが一方的に判断をして、そうしてこれを事前協議にするのかしないのか、向こう側の判断ですよ。どうやってそれを日本がチェックすることができのですか。しかも、ブラウン証言に盛られている作戦行動というものが、実は前もって日本政府の中にも連絡がない。アメリカが一方的に要するに計画を立てて、その計画を実行することをいつでも備えている。そういう状況の中で、事前協議というものがアメリカの一方通行であるということでは、これは何とも国民の不安というものはおさまらぬ、このように思っています。やはり事前協議というものが、それはすべてのケースで言いますけれども、日本側からも申し入れる権限、こういうものを考えなければいけないのではないかと。安保条約に賛成、反対ということは別としても、その立場というのは、私は日本政府の立場として考えていいのじゃないか、このように思っています。これについてどんな御見解を持っていますか、承りたいと思います。

○中島政府委員 この点につきましても、従来の国会論議でたびたび問題になってきたと承知いたしておりますが、いずれにせよ、事前協議をかけるのは、事前協議の対象たる行為をとる当事者、すなわちアメリカがその行為をとらんとするとき、相手方に対して協議を申し出てくるというものが先ほど申しましたように法律的な構造でございまして。それでは他方、反面わが国がこの事前協議の問題をアメリカ側からしかけてくるまでは何もできないかと言え、そうではないのでございまして、従来御答弁申し上げておるとおり、安保条約第四条におきますところの随時協議というものを活用いたしまして、いつでも日本側において必要があると考えれば事前協議の問題をアメリカに

提起して、いかなる意向をアメリカ側が持つておるかということ議論することはできるわけでございまして。

○岩垂委員 緊急の事態、さて日本の方から随時協議でもってこちから申し出て、事前協議をやつてほしい、こういうふうな催促をするという手続があるというわけですか。

○中島政府委員 大体おっしゃられるとおりだと思います。ことに具体的に異常な事態が生じてくるといふような場合は、これはまさに第四条でいいますところの「日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたとき」でありますから、そのような脅威が生じたときには、いつでも、いづれか一方の締約国の要請により協議することができるといふのが第四条の定めるところでございまして、この制度を活用して、幾らでもその必要な事態に対処することが日本国としてもできるというところでございまして。

○岩垂委員 事前協議の問題というのは、それを必要とする要件を含めて、これまで国会でケイ・ス・バイ・ケースで議論をし答弁してきたわけでありまして。またその答弁をした日の違いによっていろいろ意見の違つたところがあったりして、われわれが判断をするのに大変判断しにくい要素があるわけでありまして。その意味では、事前協議を必要とする要件というものをはっきりさせておく必要があるのじゃないかと私は思うのです。そうして、いわば日本政府の統一見解みたいなものを示して、私どもの立場から言えば、それが本当に歯どめになるのかならぬのか国民の前に示してほしいものだと思いますし、アメリカに対してもしも一遍、こういう点は日本が戦争に巻き込まれる危険というものを国民がひしひしと感じておる、そういう点で、こういう枠組みがあるのだよということを示しておく必要があるのじゃないかと思ひますが、そういう御努力をなさるおつもりはございませぬか。

○中島政府委員 お言葉ではございまして、事前協議の対象は、安全保障条約第六条の実施に関する

る交換公文に明記されております。ここに、ただいまの戦闘作戦行動の問題であれば、「日本国から行なわれる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、事前協議の対象とする」ということを法律上の義務として明確化されているわけでございます。したがって、これをもち、私どももいたしましては、この事前協議にかけられるべき事態に対しては事前協議が現実に行われるという点については、問題がないというふうに考えている次第でございます。

○岩垂委員 実は私は、この質問を準備する中で事前協議事項というのを改めて勉強させていただきまして、率直に申し上げてほとんど抜け穴だといふふうには言わざるを得ない。事前協議にはいつかからない、そこへ尋ねていって見ても、そのところが何となく外れているというふうな状態のところが多々あるわけでありまして、どういふ意味でこれが戦争の歯どめになり得るのかというのを実はびっくりして、改めて確認をしたわけでございます。これでは、事実上はアメリカ軍が自由な基地使用というものが可能だといふふうな考えざるを得ません。その上に一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明の、韓国の安全は日本自身の安全にとって死活的な役割を担うもののだという意味の合意を思い出すわけでありまして。さらに佐藤首相がその後ナショナルプレスクラブの演説で、日本政府は、アメリカ軍の基地使用について事前協議に前向きに、速やかに態度を決定すると断言されておられるわけでありまして、ここで改めて私は、くどいように申しわけないのですが伺いますけれども、ブラウン証言にあるような事態という、つまり作戦行動をいつもすり合わせているわけですから、そう言うってなんだけれども、あれがどういふ戦闘作戦を予定しているのかわからぬという答弁ではなくて、こういう事態の中で、在日米軍の基地の使用について、もし事前協議を申し入れられたときには、私は、やはり日本が戦争に巻き込まれる危険というものの立場から、ノーと答えることを求めたいと思うわけであ

りますけれども、この点について、法律論ではなく、現実に国民が不安に思っている状態というものに配慮しながら答えてほしいものだと思いますが、その点についてはどのようにお感じになっていらっしゃるか、考えておられるか、御答弁をいただきたいと思います。

○中島政府委員 ブラウン長官の想定する事態に即して答えるという御質問の内容だと承知いたしておりますが、先ほど来申し上げておるようにブラウン長官の触れております事態も、これはもつと具体性を持って論じられなければ事前協議との関連では論じ得ない次第でございます。ただ、先生御指摘の事前協議というものは、それはどういふふうにしてやるのだ、という形では、従来から政府が国会での御議論を通じて明らかにいたしておりましたことは、事前協議の運用について日本政府としては、わが国益確保の見地から具体的事案に即して自主的に判断して諾否を決定するということをもつて基本的な態度としており、そしてわが方の諾否の基準は、わが国益、すなわち日本の安全を確保するというものであって、その際、極東の安全なくしてはわが国の安全を十分に確保し得ないという認識のもとに、極東の安全に關係する事態を常にわが国自身の安全との関連において判断し、わが国の安全に直接またきわめて密接な關係を有するかどうかという見地から対処することとなるというのが従来から政府がお答え申し上げているところでございます。

○岩垂委員 もう時間が来たのでしたのですけれども、少なくとも前向きに対処するというナショナルプレスクラブの演説というのは、変な言い方をすれば恐縮ですが、横向きかあるいは後ろ向きでないことは事実なんです。つまりイエスという方向に日本政府の意思があり、そしてそういうことを前提にして、実は今度のブラウン証言などというものも行われている。つまり包括的に事前協議をできるだけ避けて、どうしても避けられない問題についても日本政府はイエスと言ってくるであ

あろうということを期待をして実は行われているというふうな考えざるを得ないのであります。これは安保が発効してから今日まで事前協議が行われたことが一遍もないという事態に即してもそのことが言える。

そういう点で、この運用について、少なくとも日本を戦争に巻き込むおそれというものを考えて、外務大臣慎重にというのではなしに、日本を戦争に巻き込まないための歯どめとしての機能を事前協議制度が持っているように努力をするだけでなしに、こういうブラウン発言みたいな形の中で、何か日本人が知らないところで、日本国民が知らないところでアメリカの戦争が動いている、それでいつの間にか戦争に巻き込まれてしまっている、そういうことのないように努力をすること求めますが、御答弁をいただきたいと思ひます。

○園田国務大臣 事前協議の際、拒否するか受諾するかということとは、これはアメリカの作戦行動に協力するという意味ではなくて、先ほど局長が申し上げましたとおり、日本の安全、平和、国益、日本の安全、平和、国益ということは、狭義の意味ではなくて、その作戦行動が極東の平和を守ると言いながら、それが大きな戦争につながっていくか、あるいは局部的の平和を守るために日本が戦争に巻き込まれるおそれはないか、こういう点等も十分考慮をして事前協議に臨まなければならない点であると考えております。

○岩垂委員 時間が来ましたが、最後に一つだけですが、ベトナム戦争のエスカレートの際に、日本の基地が戦闘作戦行動や補給のために使われた。そのときに自由民主党の議員がこういふふうに質問しています。日本はいまベトナム戦争に對して日米安保条約のおかげで中立ではないと言いが、もしそうであれば、日本が北ベトナムか

から見れば敵性国家になる、そうすると、米軍発進基地の沖繩が報復攻撃を受けてもやむを得ないことになるのではないか、こういう質問をされたわけでありまして。時の権名外務大臣は、こう答えています。確かにそのとおりです、ただし幸いにして北ベトナムと沖繩は距離が離れていますから、現実にはその危険性はありまじいと言っているのではありません。

日本がもしブラウン証言のとおり、日本の基地が米軍の発進基地に使われたときには、朝鮮民主主義人民共和国のいわば敵性国家に日本がならざるを得ない。そして報復攻撃を受けることもあり得ないことではない。そのときにはもはや、距離が遠いからそんな御心配は要りませんというやりとりでは済まされないと私は思うのであります。この点について、国民に対してどのように説明をなさるのか。当時の権名外務大臣の答弁というものは、今日でもそのとおりだといふふうには外務省は考えておられるかどうか。この点について再度外務大臣の御答弁を煩わして、終わりたいと思ひます。

○園田国務大臣 ただいま御発言のとおりでありますからこそ、今後の事前協議に対するイエスカノーかはきわめて重大に判断をしなければならぬと考えています。権名外務大臣の答弁はまさに論理的にはそのとおりであると考えております。

○始閣委員長 新井彬之君。

○新井委員 昨日園田外相が大阪市内のホテルで開かれた関係連でいろいろの発言をされておられる問題でございますが、去る二十二日のブレジネフ連共産党書記長から福田首相あての親書がポリヤンスキー大使によって届けられて、その内容については、日ソ善隣協力条約の締結と福田首相の訪ソを要請するものであったということでございますが、この首相訪ソの要請に対して、外務大臣としてはどう考えているのか、まず初めにお伺いしたいと思ひます。

○園田国務大臣 総理の招請がございましたが、わが国からはソ連に対して、しばしば最高首脳者

の訪日を要請しているわけでございます。これについては全然まだ訪日が行われてないわけでありまして、こちらが先に招請したわけでありまして、総理の訪日を要請するならば、向こうから礼儀を尽くされてから、こちらもこれに応ずるのが大体順当であると考えております。

○新井委員 ソ連当局は二十三日ソ連政府機関紙イズベスチャによって、ことし一月に園田外相に条約草案として一方的に手渡した日ソ善隣協力条約草案を公表したわけでございますが、ソ連側がこれを公表したくない、意図というものをどのように受け取っておられるのか。きのういろいろなことを発表しているわけでございますが、このことは外交上の不信行為である、こういうふうに思い思わけてございしますが、いかがですか。

○園田國務大臣 ソ連が善隣協力条約の案をみずから公表しましたことはどういふ意図かわかりませんが、これを想像するに、この案を発表すれば、日本国民の世論に変化があり、動揺があり、あるいは世論が分断されるなど考えたからやめたのかなと想像はいたしますけれども、正確なところは理解に苦しむところでございます。

なお、この文書が、わが方として条約文書、外交文書として受け取ったものであれば、これはわが方の了解を得て発表されるのが礼儀でありましようけれども、わが方は正式にこれを受け取つてないということでありまして、ソ連の方が自分の案を発表されることはいささかも礼儀を失したとは私は考えておりませんが、ただ何のためにやられたかわからぬ、こういうところでありまして。

○新井委員 一つは、日中条約締結に対する一つの揺さぶりだ、さつきも外務大臣おっしゃいましたが、国民世論に何か変化が起るのではないかと、こういう見方があるわけでございますが、その件についてはいかがですか。

大臣としては、ソ連の方もあの中で見える限り反霸権は同意である、こういうふうに考えているわけでございます。

○新井委員 日本政府はこの善隣協力条約というのは一応断つて、再三持ち出すことについては理解できない、こういう立場に立っているわけでございますが、ソ連側が一方的にそういうことを発表するということは、日ソ友好という立場から非常に好ましくない状態ですね。そういうことについては、いかが見ておりますか。

○園田國務大臣 あの案をソ連が発表した意図はどこにあるかわかりませんが、ではありますけれども、ああいうものを自分の方から発表して、それで新聞その他でどんどん宣伝しておることは、少なくとも意図があるわけでありましようから、日本の国民の世論が分断されるか、あるいは何かあるかということでございます。ましようから、国際慣例上から礼を失すると思いませんけれども、必ずしも日本政府に対する友好的な態度ではないのじやなからうかと思ひます。

○新井委員 昨日、園田外務大臣は、ソ連の公表した日ソ善隣協力条約草案に対して、東欧などの同盟条約とほぼ同じであり、日本を東欧諸国と同様の関係に持つていくことがソ連の本心と判断している、こういうぐあいに新聞に出ておりますけれども、このことは対ソ従属を意味したものであると外相が認識しているということを述べたものかどうか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○園田國務大臣 ソ連がわが国に対して対ソ従属を要求していると思いませんけれども、あの内容を見限った限りにおいては、東欧諸国同盟国と結んでる条約に似たところが非常に多い、こういうふうな判断をいたします。

○新井委員 これは一つのソ連の大国主義的発想と言ふべきものであると考えるのですけれども、いかがですか。

○園田國務大臣 いま御発言のことを私はそのまゝ認めるわけではありませんが、ソ連邦は日本に

対してそのような関係、いわゆる協力条約を結ぼうとして、こういうことは事実だと思ひます。

○新井委員 この条約草案に対しては、持つて帰るが日本政府としては検討はしない、こういうぐあいに言っておりますが、この公表された条約草案の第十二条には、日ソはアジア、極東地域で勢力圏の拡大、特権、優越を求めず、いかなる国のそうした要求を認めない、こういうぐあいに述べているわけでございますが、先ほども話がありましたように、現在最大の懸案となつて日中平和友好条約の反霸権条項との関連では非常に注目されなければいかぬ、こういうぐあいに見るわけでございますが、ソ連側の意図として、日中条約で

の反霸権条項において、その意味がこの十二条と内容であれば、ソ連側はとやかく文句を言う筋合ひはないという一つの意思表示とも受け取られるし、この点については、外相はどのような見解を持つておられますか。

○園田國務大臣 外務大臣としてはソ連の方も覇権には反対であつて、まことに結構なことであると思つております。

○新井委員 これは二つの取り方ができると思ひます。これ以上のことはいけませんよ、これまでならばよろしいという取り方ができると思ひますけれども、そういうことについて、反霸権というものは、完璧なまでに善いことをかけないでいいのだ、そういうぐあいに見ているわけですか。

○園田國務大臣 反霸権ということとは、抽象的な言葉でございますから、向こうが発表した案の中のお答えは具体的などういふものかということはお答えはしない方がよいと考えますので、御理解をお願いしたいと思います。

○新井委員 首相への親書、ボリヤンスキー・安倍会談など、ソ連側は日中条約に非常に神経をとがらせているということですが、政府としては、日中条約早期締結という方針については何ら変らないということと理解してもよろしいですか。

○園田國務大臣 そのとおりでございます。

○新井委員 先ほどからいろいろ議論があつたわけでございますけれども、いよいよ全人大会終了後、佐藤・韓会談、これが行われる。その後、いよいよ外務大臣が訪中をし、いろいろ締めくくりにことになるというふうな予定でございますけれども、総理が五月に訪米をするわけでございますが、日本政府の一つのスケジュールといひますか、目標としては、総理の訪米までにこの問題の決着をつけたというふうな考えで進んでおりますか。

〔委員長退席、藤尾委員長代理着席〕

○園田國務大臣 相手がありません、これから折衝することでございますから、前になるか後になるかわかりませんが、考えてみると、五月といふと、いまから九十日近くもあるわけでありまして、そこまでいけばこれは大変なことだと思ひわけでありまして、九十日もかかってこれから交渉再開するものでは、これは想像されるようなことではない、そうあつては困る、こう思つております。

○新井委員 そうすると、もっと早くこの日中平和条約といふものは締結される、こう見てよろしいですね。

○園田國務大臣 締結する時期までの日数を計算をして、ここでいつごろまでには締結できるといふことは申し上げるわけにはまいりません。

○新井委員 日中条約締結によつて、ソ連側が日本への報復措置といふのはとらない、こういうぐあいに考えているのか、それとも何らかの措置がとられると考へてゐるのか。確認でございますけれども、お答え願ひしたいと思います。

○園田國務大臣 これまたソ連の腹中をこちらが想像するわけにはまいりませんけれども、少なくとも日本と中国が進めていく日中友好条約なるものが、世界各国からも見られ、日本の方からも見られて当然であつて、ソ連の方が怒るのはおかしい、ですから、世界各国の常識なり通念が、これは当然のことであるという正しい条約交渉を締結

できるならば、ソ連が何を考えておられるかわかりませんけれども、そのようなことはあり得べきはずはない、このように思います。

○新井委員 一月に園田外相が訪ソした際、コスイギン首相は、日ソ間に未解決の領土問題はないと明言しているわけですが、これは一九七三年の田中・ブレジネフ共同声明の、双方は第二次大戦のときからの未解決問題を解決して平和条約を締結するという内容の修正になるのではないかと思いますが、いかがですか。

○園田国務大臣 私は、向こうでは修正とは申しませんでしたが、共同声明にちゃんと明記してあることを、何らの理由なしに一方的にそのように言われることは、ソ連に対する国際信用を持てなくなるのではないかと、こういうふうに向こうには言っておきました。

○新井委員 そうすると、園田外相の訪ソによって後退したのか、ソ連側の態度が変わったのか、あるいは一九七三年の共同声明自体に本来北方領土問題が入っていなかったのか、このいずれかだと思えますけれども、外相の見解はいかがですか。

○園田国務大臣 私がモスクワに行つて交渉しましたことで、領土問題が後退したとはいささかも考えておりません。共同声明を出さなかったことによつて、私は、共同声明の中に書かれた未解決の問題、これを解決して、速やかに平和条約締結の交渉を始めよう、こう言ってきたわけでありますから、前進はしなかったが、後退はしなかった、あくまで日本の不変不動の見解をソ連に伝えたい、こういうふうを考えております。

○新井委員 まあ日本の主張はよくわかるわけですが、先ほども申しましたように、一九七三年の田中・ブレジネフ共同声明では、双方は第二次大戦のときからの未解決の問題を解決して平和条約を締結する。その未解決という問題の中に、当然日本側とすれば、これは領土問題というのが入つておる。ソ連側としても、これは領土問題を入れておつたかどうかですね。

したがって、一月に外相が訪ソしたときは、日ソ間に未解決の領土問題はないという明言をしていておるわけですね。そうしますと、いつの時点でその領土問題を解決したのだと向こうがとつておるのか。われわれとしてはそんなことは当然納得できる問題ではありませんけれども、要するに、ソビエトの態度が変わつたのか、あるいはこの共同声明の内容がもとよりという問題が含まれていなかったのか、それとも外相が訪ソしたときに非常に後退したのか、この三つしかないわけですから、いとも言うなら、もともとこの共同声明にはそういうことが入つていなかったのですか。

○園田国務大臣 共同声明には御承知のとおり入つておるわけでありまして、私は、ソ連がいついかなる理由でそういうふうな未解決の問題はないというふうに変えたのか、修正したのか、そういうことを聞きただす立場にはなくて、約束をなせばごにするのか、これだけを言い合つてきたわけでありまして。

○新井委員 この北方領土問題というのは、長年の懸案であり、政府も粘り強く交渉を続けると言つておられるけれども、このままでは何らかの解決の方途を見出すことはなかなか困難ではないかというのが実感でございますが、政府としては、この解決のために何らかの方途があるのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○園田国務大臣 領土を一括返還させて平和条約を結ぶというものはなかなか困難であり、厳しいものではありますけれども、それは絶望と言ふべきものではなくて、日ソの間にはいろいろその他の問題もあるわけでありまして、お互いに相互理解を深め、そして日本国民の世論が終始これを支持し、政府がまた不動の信念を持って臨むならば、いつの日にか解決をするという確信を持つて努力をしておるところでございます。

○新井委員 この領土問題は、わが国としては全力を挙げてやる、歴代の外相ががんばつておるわけでございますけれども、現実の問題としてな

かなか進展のしようがないような状態ですね。しかし、歴史的な経緯もありますし、サンフランシスコ平和条約とかヤルタ協定などの関連もあるわけでございますから、アメリカ等の協力を求めるようなことを考えたことはありませんか。

○宮澤政府委員 この領土問題に關しまして、桑港平和条約で日本が千島を放棄いたしました。その千島につきましては、当時桑港平和条約の起草その他最大の責任を負つておりました米國政府にその解釈を求めて、日本政府の解釈が正しいというその裏書きを米國政府から得ております。日本政府はそれに基づいてソ連政府と交渉を続けてきたわけでございます。

○新井委員 それでなかなかこれは進展しませんですね。まあそういうことで、確かにそういう裏づきもあり、きちつとしてやっておるわけでございますけれども、なかなか進展をしない。こういうことで、外相が行くたびに、あるいは共同声明を出してもそれを否認する、これは本当にけしからぬことだと思ひますけれども、そういうことでも、もう一歩やほりという問題についても研究をしていく必要があるのではないかと、こういうぐあいに思ひます。

次に、先ほども問題になりました事前協議の問題ですね。これについて若干お伺いしておきたいと思ひます。内容は先ほどから再三論議されておりますが、細かい問題は申し上げませんが、とにかくブラウン米國防長官が米下院の國際關係委員會で発言した内容を見ますと、これは、当然西太平洋の空軍は横田基地が含まれておりますし、また、海軍の最も近いところというものは横須賀になる。沖繩は明確に入つておるわけでございますけれども、この作戦というものが、再三にわたつて戦路上検討されて、それからいろいろの演習をするという形になっておると思ひます。

ございいますから、当然これは米軍としては、こういう形でやりますよというのが既成の事実であるというぐあいにとれるわけでございます。これは事前協議が行われることは米國も知つておるわけ

でございますから、これはまあノーと言うことはないだろう、先ほどもいろいろ議論があつたように、これはもう緊急事態だ、こうだということを言へば、必ずイエスになるといふことを考えて、こういう予定を組んでいるのではないかと、こうところが考えられるわけでございますけれども、その辺のところはいかがでございますか。

○中島政府委員 お尋ねのブラウン長官の証言でございますが、実はその証言の正確な内容が、まだ議事録という形で入手されておらないのでございいます。そういう意味で、正確さを必ずしも確保し得ないわけでございますが、ブラウン長官自身も、その状況次第によつてこういうことが考えられるというふうなことを証言しておられるわけでございます。まして、その具体的な、朝鮮半島で何らかの事態が起これば必ずこういうふうにするというふうな意味で証言しておられるというところを申し上げさせていただきます。

○新井委員 いまのその答弁でございましてけれども、現実には細かい内容をやる時間がかかりまして、先ほどから議論されておるので、内容はおわかりだと思ひますけれども、絶対にこういうぐあいにするということとは言つてないとしても、よしんばこういう発言をされたときに事前協議の対象になるかどうかは検討いたします。こういうことになると思ひますけれども、作戦行動を行う場合に、やはりそういういろいろ変えるというふうなことを想定して演習はやらぬ、こういうぐあいにわれわれは見ざるわけですね。したがって、やはりこれについては、向こうとすればイエスというものを想定しているのではないかと、こういうぐあいに考えられるわけですね。したがって、ブラウン長官の報告書がまだ届いてないといふこととございいますから、その報告書が来た段階でよく検討し、その上において、もしもそういうやり方ならばこれはまずい、これは問題になるというふうなことであれば、それについて日本政府として何か言ひたいと思ひます。

○中島政府委員 プラウン長官の証言は、先ほど申し上げましたように、正確にはとれていないわけですが、いずれにせよ、プラウン長官は、朝鮮半島において異常な事態が発生した場合における軍事的な事態について述べられたわけです、事前協議という安全保障条約上の問題には触れておられないということが一つございします。そこでプラウン長官自身も、先ほど申し上げましたように、その証言の中では、状況によっていろいろ違ってくるのだけれどもと言いが、朝鮮半島近隣の地域からいかなる支援態勢、即応態勢がとり得るかということを一般的に述べているだけでございまして、それをもつて、具体的な事態発生の場合に必ずそのようになるというふうにとるべきものではないかというふうに考えるわけでございます。

いずれにいたしましても、先生御指摘のように、安保条約上の事前協議というのは、条約に基づく義務としてアメリカ合衆国政府が負っておる事態でございますので、そのような事態が生ずれば、当然事前協議をかけてくるというふうに考えている次第でございます。

○新井委員 この事前協議というのはちゃんと明確にありますが、実際問題として、そういう作戦行動をとるのは、やはりプラウン国防長官とか、そういう方々がつくった作戦行動によつてやるわけですね。したがって、これはこういうぐあいになりますよということについては、確かに外務省を通じていろいろ言ってくると思ひますけれども、作戦行動というのは、やはりそういう一つの米軍なら米軍の軍隊というものが明確に考えてくるわけでございますから、その場合に向こうが、日本との日米安保条約があるのだ、そうしてまた事前協議というものがあつた、いろいろそういうことも想定されるけれども、これはイエスもあつておるといふようなことははっきりしていません。

○中島政府委員 事前協議にイエスもありノーもある、核兵器の持ち込みの場合にはノーを言うという日本政府の立場というものは、安保条約締結以来のこの国会における御議論を通じて明確にされておまして、アメリカ側も十分にこれを承知しているわけでございます。

そこで安保条約上の制度といたしましては、事前協議にかかわる問題については、アメリカ合衆国政府は日本政府の意思に反して行動することはないということ、当時のアイゼンハワー大統領が岸総理大臣に対してその共同コミュニケの中で明記しておりますし、その後も同じような立場を、アメリカ政府はトップレベルにおいて再三にわたつて明らかにしている次第でございます。

○新井委員 これもさつきも議論されておりましたけれども、現実の問題として非常に空洞化されてしまふという可能性が大ですね。先ほどベトナムの例が出ましたけれども、直接戦闘作戦行動ではなく、米軍が移動であるとか、あるいはこれまで言われてきた飛び石によつて在日米軍基地が使用されることに對し、日本政府としては有事において米軍のそうした行動を規制すること、あるいはまた断ることが可能なかと言つて、いまの状態ではなかなかそういうことにならないと思ひますけれども、いかがですか。

○中島政府委員 御承知のように、事前協議の当該部分に関する表現は「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更」、これが事前協議にかかるところになっております。日本国への配置が事前協議でございまして、日本国から軍隊を移動させていくということ、そもそもこの事前協議の対象になつておられないわけでございます。そういう意味におきまして、アメリカ側が日本の中から軍隊を移動させて、そこで具体的事態に對して対処していくということ、安保条約上これは許容されておるといふことを従来より申し上げておる次第でございます。

○新井委員 だから私は、さつきも言いましたように、移動とかあるいは飛び石というような形を一回とれば、一切何も事前協議の対象にはなりませんけれども、実際問題は、やはり日本から発達をしてきたのだと相手側は見ざるわけですね。やはりあそこ基地があつて、あそこから出てくるのだというように見られる。そうすると、本来ならば日本から見ても何と敵でないものが敵だとか、そういうことに一切関係ないものまでが日本の国と云うのはやはり敵だといふぐあいに見られる、こういうようなことで、何も関係のない一般の日本国民まで戦争に巻き込まれるということが出てくるわけですね。したがって、そこら辺のところ、やはり明確に、それが飛び石的なやり方であるけれども、やはり明確に断るなり規制するなりということの苗どめがかればこれは問題ないと思ひますけれども、そうでない場合というのはやはり問題が残る、こういうぐあいに思ひます。

そこで今度の三月七日から行われる米韓合同演習のチームスピリットの計画でございましてけれども、これについてお伺いします。これについては外務省は米韓合同通告を受けておるわけですか。

○中島政府委員 一般的な説明を受けております。

○新井委員 この米韓合同演習が行われるわけですが、沖繩あるいは駐日部隊が参加した事実というのがありますか。

○中島政府委員 参加した事実があるかという点、過去の事例に對してお尋ねかと存じます。が、御承知のように、チームスピリット七八年の演習というのは、過去二年間にも同じ名前で行なつた演習と称しながらやつておる演習でございます。それらの過去の二つの演習、七六年と七七年のチームスピリット演習においては、日本にある米軍の一部がこれに参加したというふうに理解しております。

うことであれば、当然に事前協議がかかります。そういう意味におきまして、沖繩の米軍が自由発進を前提にしておるといふことはあり得ないことであるといふふうに考えております。

○新井委員 そこが実際問題として納得できないところでございますけれども、この米韓の軍事演習に際して在日米軍が参加するということは、有事においての事前協議を對象として演習するということになりますと、先ほどから言つておるように、当然にやはりノーと言つておるならば、やはり事前にこういう場合はどうだということまで話し合ひが進んでない、その演習を幾らやっても現実には役に立たないということになるのではないかと、こういうぐあいに私は考えるわけですが。したがって、そういう場合についてはイエスだといふようなことが、アメリカは日本が言わなくても日本はイエスと言ふのだというやうなことがやはりどうしても前提にあるのではないかと、思ひますけれども、そういうことはございませんか。

○中島政府委員 たびたび同じことを繰り返すやうで恐縮でございますが、事前協議にはイエスもあり、ノーもあるという立場はアメリカ側としても明確に理解いたしておる次第でございます。アメリカ側は日本政府の意思に反して行動するつもりはないといふことを明らかにいたしておるわけでございます。

○新井委員 交換公文における事前協議制度の職関作戦行動については、包括的になるのか、あるいは一機、一艦というようにその都度行われるのか、それをお伺いしたいと思ひます。

○中島政府委員 事前協議を特定の将来の事態を全部包括的にとらえておけるかというところはあり得ないことだらうと思ひます。事前協議は具体的事案に即して行われてくるということでございます。他方、それでは一機、一艦でなければならぬかと言ふは必ずしもそうではないのでございまして、たとえば戦闘作戦行動を進展させるときに、それは何機が戦闘作戦行動をとるかというこ

とによってそれが一緒に事前協議にかかるという
ことは当然に考えられる事態でございます。

○新井委員 それは一機、一艦ということでない
けれども、一回ずつにかかるといふことですね。

○中島政府委員 一回と申します場合に、一回な
るものをいかなる意味でとらえておられるかとい
うことによるのだらうと思ひます。場合によりまし
ては、大きな具体的な戦闘作戦行動をとるときに、
それを一回その事前協議にかけて当該戦闘作
戦行動をとるといふこともあり得るでしょうし、
これはすべてその具体的事案に即して考えなければ
ならないことではないかというふうに考えてお
ります。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

○新井委員 そこが非常にまた問題のところだと
思うのですけれども、それを一回に考えるか、こ
ういうことでございませうけれども、たとえて言
うと、朝鮮戦争が前にあったときでも足かけ三年で
すか、かかっておりますね。そういうようなこと
で、それをどういう段階でもしもそういうことが
あった場合に認めるかという場合に、やはりこれ
は包括的といひますか、どの程度で切るかとい
うことについては非常に問題が出てくるのではない
かと思ひますけれども、そういうときに一機、一
艦でない、ある程度一つの作戦行動については全
部認める、そういうふうに理解していいわけでは
ないか。

○中島政府委員 事前協議の対象はあくまでも戦
闘作戦行動の発進基地として日本を使用するとい
うことでございませうから、具体的な戦闘作戦行動
がとられるときに事前協議が行われる。したが
いまして、当該戦闘作戦行動に關して事前協議が行
われるといふことでございませう。

○新井委員 私がわからないのは、作戦行動とい
うものはいくつありますか。一つ出ていくのも
作戦行動でございませうし、あるいはまた、ある程
度朝鮮戦争みたいな上陸をして、こうしてあ
しとていうことでございませうのも一貫した一つの作
戦行動になるわけですね。そういう場合の事前協

議というのはどうなのかということをお伺いして
おります。

○中島政府委員 たとえば朝鮮戦争のような事態
に対しては、イエスかノーかというような事前協
議の聞き方はあり得ないことであらう。そういう
意味におきまして、包括的な事前協議といふのは
ないといふことを申し上げたわけでございます。
他方、ある特定の戦闘作戦行動をアメリカ側がと
ろうとした場合には、その当該戦闘作戦行動
に何機、何艦の航空機、軍艦が関与しようとも、
それがその当該作戦行動との関連において一括し
て事前協議にかけられるということは当然にあり
得ることであるといふふうに考えます。

○新井委員 日米安保条約第六条の実施に關する
交換公文、日米安保第五條が發動した場合にだけ
戦闘作戦行動に際して事前協議制度の適用は解除
されることになっておるわけですが、この事前協
議制度の適用解除は、戦闘作戦行動に對してのみ
であつて、他の配置、裝備に對しては適用解除は
ないかと解釈してよろしいですか。

○中島政府委員 仰せのとおりでございます。
○新井委員 ソ連の極東での海空軍は核裝備され
ているという認識を政府は持つておられますか。

○中島政府委員 まことに申しわけございませ
んが、その点についての情報、私どもいたしま
して当面所持いたしておりません。

○新井委員 アメリカは公然と、米国の国防報告
なんかによりまして、対ソ戦を前提とする戦略戦
術を設定していることは明らかであります。この
アメリカと安保条約を結び、いわゆる日米安保体
制にある日本はいやおうなくアメリカの戦略下に
組み込まれてしまつていくという情勢分析を一貫
してわれわれは行つてきておるわけでございます
が、アメリカの軍事戦略に日本が連動することの
危険性を考えるわけでございますけれども、そう
いふことについてはいかがですか。

○中島政府委員 アメリカの軍事戦略に連動して
おるといふ御指摘がいかなることを意味するの
か、申しわけありませんが、正確に把握し得ない

わけでございますが、いずれにせよ、わが国は日
米安保条約を締結いたしましたので、わが国の安全の
確保につきアメリカの抑止力に依存しておるとい
うことは、これは事実でございます。

○新井委員 日本には仮想敵国といふものはな
い、こういうぐあいになっておりますね。しか
し、アメリカは国防報告等によりまして当然ソ
連を対象としての軍事力、そういうものをやつて
いるわけでございます。したがひまして、これ
はもう日米安保条約を結んでいふこと自体
が、やはりいやおうなくソビエトから見れば日本
の国が米國と組んでいふことは当然認識され
るわけですね。したがひまして、そういうような
ことで、ただいまそういうお話がありましたけれ
ども、そういう認識といふのはわれわれは十分に
持つておるわけでございます。そのために、日米
安保体制にある限り、日本も仮想敵をソ連とせざ
るを得ないのではないかと、こういうぐあいに考
えるわけでございますが、いかがですか。

○中島政府委員 御承知のように、安保条約第五
條におきまして、日米兩國は「日本國の施政の下に
ある領域における、いづれか一方に對する武力攻
撃が、自國の平和及び安全を危うくするものであ
ることを認め、自國の憲法上の規定及び手続に従
つて共通の危険に對処するように行動することを
宣言する」といふことになっております。したが
ひまして、日本國の領域における日本國に對する
武力攻撃は、アメリカの共同對処行動によつて對
処されるということを他國も當然に知つてい
るわけでございます。それがいわゆるアメリカの抑
止力に依存するといふことでございませう。このア
メリカの抑止力によりまして、わが國に對する脅
威を未然に防止するといふのが安保条約の趣旨と
いふふうに考えております。

○新井委員 それはよくわかるわけですね。そうい
うことは再三答弁を聞いておりますからわかりま
すが、ソ連から見れば、それでは日米安保がある
のとなないのとやはり見方が違ふと思ひますが、そ
れはあつてもなくても同じだといふ見方をしま

すか。

○中島政府委員 ソ連であるかどうかは私の口か
ら申し上げるのは控えさせていただきますが、い
ずれの國であれ、日本に對する武力攻撃をかける
といふことはアメリカの行動にも對処しなければ
ならないといふふうには當然に考えるだらうと思
ひます。

○新井委員 だから日米安保の問題といふのは、
逆に言えば、そういう枠組みの中で、日本として
は仮想敵國はなくとも、当然やはり米國がするそ
の仮想敵國に對して日本も組み込まれてしまふの
ではないか、こういうぐあいに言つていふわけ
ですね。だから、さつきも聞きましたように、ソビ
エトから見れば日本は日米安保があるのとなないの
と見方が違ふのじゃないか、こう言つていふわけ
ですね。それはいかがですか。

○中島政府委員 ただいま申し上げましたよう
に、日本に對する攻撃はアメリカからも反撃を覺
悟しなければならぬといふのが安保条約でござ
いますから、安保条約があるかないかによつてそ
の國の認識は當然に異なつてくるといふふうに考
えます。

○新井委員 朝鮮半島の問題についてちよつと
伺ひたいのでございませうが、今日の朝鮮半島
の情勢をどう見るか、韓國条項、新韓國条項を修正
する情勢変化を認めないかといふことでございま
すが、いかがですか。

○中島政府委員 ただいま御指摘の新韓國条項
ははともとの韓國条項と稱せられるコミュニケ
におきまして、その特定の条項につきましては、
従来から御説明申し上げておりますように、そ
のときにおける政府の朝鮮半島をめぐる情勢に
對する認識を述べたものでございませう。他方、朝
鮮半島における平和と安全がわが國の安全と深い
にかかわりがあるといふことはこれは共通した認識
でございまして、その点につきましては、現在に
おいても政府は同様と考えている次第でございま
す。

○新井委員 南北朝鮮統一の見通しについてはど

のように判断をされておりますか。

○園田国務大臣 南北朝鮮が一九七二年の南北共同声明の精神に立ち戻り、平和的、自主的統一を実現することが望ましいと考えておりますが、しかし統一実現までの過渡期においては、少なくとも南北双方が平和的に共存を続けることが現実的ではないかと考えております。このような平和的共存をもたらすために、中ソ等が韓国を承認してもらうことをわれわれは望んでいるわけでありまして、同時に、日米等もこれを承認するという方向に両方を行けば非常にうまくいく。現在、よその国のことでございまして、この現状を批判することは差し控えますが、当面、南北が緊張して遠からざるに紛争があるとは考えてはおりません。

○新井委員 南北統一を阻害する要因というものをどのように見ているか、何がネックになっているのか、また、日本政府として、そのネックを取り去るために何かなし得る政策というものを考えておりますか。

○園田国務大臣 南北朝鮮の統一が阻害されておるといふことはいろいろ問題がありましようし、南北両方にそれぞれ理由があると思っております。これについては私が発言することは差し控えますが、日本としてはそのような方向を望みつつ、北朝鮮との関係についても、今後とも貿易、人的、文化等の分野における交流を漸次積み重ねることによって、何よりもまず相互理解の増進を図ることが必要であると考えております。

○新井委員 この当分平和統一の見通しが無いということだと思いますが、日本政府が依然として韓国のみを承認して朝鮮民主主義人民共和国を承認しない、そういう政策をとっておられるというのは公平を失った政策ではないかと思いますが、いかがですか。

○園田国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、韓国を承認しない中ソの方も韓国を承認されることが好ましいし、これと同様に、日米も北の方を承認することが好ましい。したがって、これは

両方の進捗状況でございまして、そういう方向を希望しながら逐次日本国としてやるべきことをやりたい、こう考えております。

○新井委員 そうしますと、日本の国がそれを承認するときというのは、中ソが韓国を承認して米

国が北朝鮮を承認する、それが終わってから日本が承認するということですか。

○園田国務大臣 よその国が全部終わってから日本がやるという意味ではございませぬけれども、このような状態においては両方が逐次歩み寄っていかねばならぬと考えております。

○新井委員 現在、韓国の承認国あるいは北朝鮮の承認国、また南北の承認国は何カ国あります

か。

○佐藤説明員 承認国の数でございまして、七十八年一月二十日現在、韓国を承認しております数が百二カ国、北朝鮮を承認しております国が九十一カ国、そのうち双方を承認しております国が五十二カ国、そういう数字になってございます。

○新井委員 そういうような状態ですね。また、国際法上からいいますと、新しい国家がすでに国際法上の承認要件を備えているにもかかわらず、もっぱら政策的にこれを承認しないのは権利乱用である、こういうぐあい言われております。そういうことで、この不承認の政策というのはどうも納得できないわけでございますが、そうしますと、園田外務大臣が言われましたように、中ソが韓国を承認するあるいは米国が北朝鮮を承認する、こういうことについて、この実現のために外交折衝を行う用意というものはあるわけですか。

○園田国務大臣 そういう外交交渉をする環境が来ることを望んでおります。

○新井委員 それはさっきも、どういうネックがあるかということをお伺いしたのでございすけれども、どういう状態になればそれならそういうことを行いますか。

○園田国務大臣 これは先ほど申し上げましたように、両方に対立をしておる、一方は北の方、

一方は南の方という国際環境の変化もありましようし、それから今後直接北朝鮮と日本との間の相互理解を深めるということもありますし、そういうものもろの要素が加わってきて、そういう時期が来るものと考えます。

○新井委員 この南北が平和統一あるいは連邦制が成立するまでは、当然これは韓国政府あるいはまた朝鮮民主主義人民共和国、この二カ国というのは最後まで残ると思うわけですが、したがって、これを両方とも認めるといふことがこれからの朝鮮半島の平和にとって非常に大事なことでないか、こういうようにわれわれ考えるわけでございますが、分断をしてやっていると逆に平和を脅かすと思はれるわけでございますか。

○園田国務大臣 先ほどから申し上げますとおり、それぞれ南北の対立が緩和をされ統一の機運が具体的に進み、そしてこれを取り巻く中ソ、日米、こういうものの相互理解が進む、そして両方を承認する時期が来ることを希望しつつ、その方向に努力をしたいと考えております。

○新井委員 希望していてもなかなか進むような状況じゃないと思うわけですが、やはり南北の両国を認めていくことが平和と安全を守るのだ、国連加盟とかいろいろあることがありまして、統一されるまでは両国は残るのだ、そういうことで日本の国としてはどちらに偏るというのじゃないに、国際法上からも認められてる国については当然認めていかなければいけない、こういうように考えるわけでございます。それについてはもう少し具体的に考えて、今後進めていただきたいと思

います。

それから、今回の法案について若干の質問をしておきたいと思

います。

まず最初に、大使館、領事館の建物等についてお伺いしておきたいと思

うのでございす。

現在世界の国の数は百五十五カ国あると聞いております。それからまた十一月二十日現在国連加盟国は百四十九ある。その中で日本の大使館が九十

八、総領事館、領事館が五十三、それから政府代表部が四、合計百五十五。それで大使館や領事館等のある国は現在九十九となつておるわけでございますが、あとまだ国連加盟国だけでも五十カ国には何らそういうものがないわけですね。したがって、そういうところにはどういう予定で今後設置をしていくのかまずお伺いしておきたいと思

います。

○山崎政府委員 わが国と国交のあります国との間におきましては、できるだけ在外公館を設置したいというののがわが外務省の方針でござい

ます。しかしながら、人員及び予算の制約からして直ちに全部を実施し得ないのが現状でございまして、今後ともその方針で努力してまいりたいと思

じます。

○新井委員 本来ならばもっとつくりたいのだけれども、予算の制限のためにできないのだ、こういうことですか。

○山崎政府委員 もちろん予算の制約が大きな理由でございまして、さらに人員の制約も非常に大きいわけでございます。外務公務員の養成にはかなり時間も要しますし、また国家公務員の定員もいま厳しく抑制されている現状でござい

ますので、その面からも直ちにわが国と国交関係のあるすべての国に在外公館を設置するということは行

い得ないのが実情でござい

ます。

○新井委員 それは直ちにすべての国にやる、こういうことではないわけでございますけれども、現在のところ本当はあそここの国ともやりたいのだけれども人が足りないからできないのだ、予算の関係もあると言いますけれども、人が足りないということを言われましたね。どの程度足りないのですか。

○山崎政府委員 外務省は現在定員が約三千三百名でございまして、そのうち本省は千五百名余り、在外が千七百名余りでござい

ます。わすか千七百名余りで主

な国に在外公館を設置しておるわけ

でございます。われわれの願望

としては、これを五千名程度に持っていきたい、その程

度までいけばかなりの人員の充実と、そして先生の仰せのありますように、われわれとして設置したいと考えている国に在外公館の実館を設置することができるようになるかと思っております。

○新井委員 それから今度は、大使館、総領事館、領事館等の事務所の国有化というのは二五%というぐあい聞いています。それから公邸の關係は五〇%というぐあい聞いていますが、これらについて今後どのように伸ばしていくのかをちょっとお伺いしておきたいと思ひます。

○山崎政府委員 外務省としては一般的の方針として在外公館の国有化を進めてまいる考えでございます。これは大使館あるいは総領事館としての体面の維持あるいは機密の保持とか、また事務能率の点、あらゆる面から見まして望ましい次第であります。さらに最近では、世界の各地におきまして家賃が著しく高騰いたしております。したがって、高い借料をいつまでも払い続けるよりも、国がこれを建築するか、あるいは適当な物件を購入する方が得策であると考えておる次第でございます。

したがって、従来から個々の国有化を進めてまいっておるわけでございますが、この結果、先生もいま御指摘のありましたように昭和五十三年一月末の現在で、国有化されました在外公館の事務所は三十八で全体の約二四%、国有化された公邸は七十八で全体の約五〇%に達しております。外務省といたしましては、今後ともこの国有化の問題に關して真剣に取り組んでまいる所存でございます。必要に応じて、また予算の許す限り国有化を進めていきたいと考えております。

○新井委員 いろいろ外務省の事情を伺いますと、そういう予算はなかなかありませんというところで遅々として進まないというのが現状だそうでございますが、実際問題、海外に参りまして現状を見ますと、非常な物価値上がりがあるわけですね。あるいは比較的物価が安定しているようなところもあります。したがって、家賃なん

かも本当に年々高くなりまして、日本の大使館あるいは領事館としてそれだけの品位を保ち、活動をやりやすくするために買つて確保しておかないと持てないのじゃないかというところも多々あるわけですね。そういうようなことをよく分析をされて、今後やっていったきたい、こういうぐあいに思ひたいと思ひます。

それから、その次に、在外公館の職員の待遇について若干お伺いしたいと思ひます。

この職員の待遇につきましては、物価であるとか地域差によつて決める、また、生計費はワシントンを一〇〇としたしまして八五から一三五の間で決めるということですね。また、勤務条件の非常に厳しいところについては五段階に分けて、五%から二五%というぐあいに格差をつけてやっておるわけでございます。今回この改正が一部出ておりますけれども、私の感じでは、どうも八五から一三五ぐらいの差じゃおさまらないような状態になつてゐるのじゃないか。たとへて言いますと、オーストラリアなんか行きますと東南アジア地域とかと比べて非常に高い、あるいはまたヨーロッパの方も非常に高いところがある。こういうところからいいますと、もう少し考えてあげないと、外交官としてのいろいろな仕事をする上において不自由があるのじゃないか、こういうぐあいに思ひますけれども、そういう問題はなと見ておられますか。

○松田説明員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、地域差は現在上下約五〇%の範囲内で動かしておりますが、これは各地の生計費調査、諸外国の外交官給与実態調査等を総合的に比較勘案いたしまして、かつ外交再開以来長い年月の経過を踏まえて、私どもとしてはおおむね妥当な給与格差になつてゐるものと考えております。

○新井委員 在外公館勤務については、大体四年で交代をするということになっておるようでございますけれども、日本へ転勤になつたり、あるいはまた別の国へ転勤をするというときに、これら

の転勤異動についてはどのように決められて、また転勤異動に伴う一切の経費についてはどのようにに処置をされておるか、お伺いしたいと思ひます。

○山崎政府委員 在外の勤務につきましては、在外公館の所在地に応じて勤務年限もおのずから異なつてきております。仰せのとおり、一般的な方針としては四年ということはありますが、先達国の場合などは三年で本省に帰すということもございします。また、不健康地その他の場合には、二年勤務した後他地に転勤させるということもございします。これは人事政策上の考慮に基づき、また公平の見地からもやっておるわけでございます。

この転勤ないし帰国はかなりの費用を伴うということは御指摘のとおりでございます。この点につきましては、移転費用の実費を賄うようになつておるわけでは臨時移転料の改定を圖つてまいつておるわけでございます。この移転料は旅費法に規定されておりましたが、大蔵省所管でございますので、大蔵省と協議しながら実情に合うように臨時改定いたしております。

○新井委員 実際の状況というのは、非常に困つてゐる方がたくさんいらっしゃると思ひます。

これは「在勤諸手当の改善に關する外務人事審議會報告」ですが、五十二年の十二月十三日のこの報告におきまして、「在外職員がわが国の外交官としての体面を維持し、外交活動を遂行するにふさわしい条件を備えた住居を構へるよう住居手当制度を一層整備してゆく必要がある。」というようにお言葉を言われておるわけでございます。住宅一つを探す場合もなかなか探さにくい。転勤になりますときに、実際は、現地に赴くわけでございますけれども、住宅が探せないわけでございます。それから、本来十日間の費用がホテル滞在費とか出るわけですが、現実は一カ月間ぐらいたつてもまだ探せないというので、そのホテルに泊まつてゐるわけですね。そうしますと、その費用というのは全部自分が出さなければいかぬのだ、こういう

ようなことがありますから、当然在外公館の方々が住宅を探してあげるとかいろいろなことでは協力されているとは思ひますけれども、そういうものについては現実には合つた実費というのをきつと出してあげなければいけないと思ひますけれども、いかがですか。

○山崎政府委員 いま御指摘の点は、実情は全くそのとおりでございます。場所によつては住居がすぐ見つかるものもございしますけれども、大部分の場合には十日ぐらゐは適当な家が見つからない。そのためにホテルに長期間滞在を余儀なくされるという事態が非常に多いわけでございます。これは在外公館の職員の相互扶助によりまして、お互いに助け合つてできるだけ早く見つけるように努力いたしてゐるようでございますが、在地の実情によつてはそういう自助努力というか、あるいは相互扶助だけではうまくいかない場合が多いわけでございます。

いま御指摘の点は着後手当の問題かと思ひますけれども、われわれとしては十日では十分でないようにも感じておりますが、これは内地の国家公務員の手当との關係もございまして、その範囲に認められておるわけでございます。われわれといたしましてはそういう実情でもございしますので、非常に住宅が不足してゐるところでは館員宿舎の建設あるいは有料の館員宿舎の借り上げ等をもつて現在対処いたしております。

○新井委員 また子女教育手当については五十二年度に支給額が月額一万二千元から一万八千円に改定されたわけでございますが、この子女教育費が非常に現在上回つておるという状況も出てゐるわけでございます。したがって、この子女教育に伴う負担の公平を保つべく制度の改正をしなければいかぬという報告も出ております。現実的には国によつて違ふと思ひますけれども、教育費が一番高くなるどころ、これは幾らぐらゐになつておりますか。それからまた、平均的にかかるところですね。

○山崎政府委員 海外におります者の子女教育費

の実態は非常にまちまちでございます。一部の公館におきましては、この教育費が非常に高くついておるといふことは事実でございます。何か例を挙げようといふことでございますので、二の例を挙げますと、アラブ首長国連邦に勤務している者の場合、小学校の子供の教育費で月額九万一千四百円かかっております。またパキスタンの場合を見ますと月額七万五千円かかっているような状態でございます。現在の月額一万八千円ではどういふ賄えないというのが実情でございます。

○新井委員 これは非常な問題になっているわけですね。これはその教育を受けないと、日本へ帰ってきてからでも日本の学校にどうしてもついていけない。これは大分前から言われて、いろいろと日本の文部省も手当てをしたり、いろいろしているところでございますけれども、やはり現実に見合ったやり方をしなないと、もう本当にほっておけないような問題だといふぐあいに思っております。そういうわけでこのことについては勧告も出ておりますから、現実には即してやっております。何も一律に高い金をたくさん上げしようにというのをすることはないと思っております。現実を見て、その現実に合わせて、後はそういうことで心配をしなくてもちゃんと仕事ができるような雰囲気をつくらなければ、そんなことばかり心配をしていて外交官としての仕事ができるとはわれわれ思わないわけでございますから、ひとつそういうところは明確に実態を把握してやっていたらいい、このように思っております。

それから、治安状態が非常に悪いために、本来ならば妻を連れていこうという気持ちがあっても現実にはそれが行けない、そのために妻を日本に残して行く場合に二重生活になる、そのために非常に生活が苦しい、こういうところはわかりかたあるようにございますけれども、そういう方に対してはどのような処置を考えておりますか。

○山崎政府委員 仰せのとおり、そういう実例もございいます。これはことに不健康地に在勤する者

の場合には、こういう二重生活を強いられている場合があるわけでございます。われわれとしてもその点についてはまことに同情し、何とか解決策はないかと苦慮しておる次第でございます。

ただこの問題も、内地の場合のへんびなところに在勤される国家公務員との比較という問題もございまして、こういう制度について特別の手当を支給するということについて、実現が直ちにできない次第でございます。しかし、その点については今後ともわれわれとしては、さらに実態をよく調べました上で対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○新井委員 参考までにひとつ伺っておきたいのですけれども、諸外国政府や本邦主要商社等は、海外在勤者に対していかなる形で子女教育手当を支給しているか。わかっている範囲でちょっとお教え願いたいと思います。

○山崎政府委員 わが国の場合は、子女教育手当は定額支給制をとっております。先ほど仰せられましたように、月額子女一人につき一万八千円となっておりますが、主要な先進国の子女教育手当を見ますと、わが国と同様に定額支給を行っている国といましては、イタリヤ等がございします。また、ある限度額を設けた上での実費支給を行っている国もございます。例としてはアメリカ、イギリス、西独等でございます。他方、子女教育手当として定額を支給しておりますが、子女教育手当制度というものを設けていない国といましては、フランス等がございします。わが国の主な商社の大部分は、海外の駐在員に対して、限度額を設けた上で子女教育手当を実費支給しております。

○新井委員 じゃ、時間が余りありませんから、文部省も来ていただいているので、その方についてちょっと質問をしておきたいと思っておりますが、海外在勤者子女教育問題については、先ほども申しましたように、いろいろ問題になっているところなんです。現在十八万人ぐらゐが海外に出ておるといふデータになっておりますが、その一割、一万

八千人ぐらゐが子女教育を受けている。ところが、ほとんどやはり日本の学校に帰ってきてきて高校なり大学へ行かなければいけないということ、国によっても違いますけれども、非常に苦勞をして勉強をして、そして中学生なり、あるいは早稲にときには小学生になって日本の国へ帰すというところがほとんど行われているという現状ですね。それに対して日本の国もこれを受け入れるについては何とか考えなければいけないということで、文部省はいろいろやっておられますけれども、文部省はいろいろやっておられますけれども、砂田文部大臣が、筑波大学で帰国子弟が九月からでも入学できるように検討している、こういう答弁をしているわけでございますけれども、筑波大学ぐらゐでは、人数をどのくらいにしようかということはこのときは発表しておりませんけれども、今後どういふ形で受け入れるのか、それについてちょっと文部省にお伺いしておきたいと思っております。

○川村説明員 ただいまお尋ねの帰国子女の受け入れの問題でございますけれども、私どもが昭和四十八年に実施いたしました調査によれば、帰ってきたお子さんのうちで、おおよそ三分の一程度の方は、日本語の指導を中心にかの特別の指導をする必要があるのではないかと実態もあるわけでございます。そういうことでございします。私どもは、ただいま先生御指摘のようにいろいろな形での受け入れ、つまり海外から帰ってきた子供たちが、その海外生活で身につけた長所は保存しながら、かつ日本の教育へいかに円滑に適応できるか、そのための受け入れ体制を整備したいということでございます。

ただいま御指摘の九月入学にということにつきましては、すでにこれは昭和五十一年に文部省令を改正いたしましたので、大学につきまして、そういう九月に帰ってきた者を受け入れるというふうな制度的な手当てもしてございます。

それから言葉の非常に不自由なお子さん、特に問題の多い高等学校段階の子弟につきましては、

その受け入れを主目的とする高等学校の建設について特別の補助を行うというふうなこともございしますし、あるいはそれだけでは足りないけれども、やはり特別の指導を必要とするお子さんのためには、たとえば帰国子女教育研究協力校を指定するというような、そのお子様の持つ帰られた資質、状態に応じた適切な受け入れ状態をつくりたいということで努力をしておるという状態でございます。

○新井委員 じゃ、ちょっと具体的に伺います。わけですが、帰国学齢子女の数というのは、年間どのくらいになりますか。

○川村説明員 私どもの最近の調査によりますと、年間に約五千人ほどの子供さんが帰っております。

○新井委員 国が受け入れ校として国立大学付属学校というのは幾つありますか。

○川村説明員 特に国立大学の付属の小、中、高等学校につきましては、たとえば帰国子女の受け入れのための特別学級を設置するとか、あるいは特別の学級は設けませんが、普通の子供と混合教育をやる、そういう特別の受け入れ体制を整えている学校は、昭和五十二年現在で八校ほどございます。これは、昭和五十三年にはなお二校ほど追加をしたいというふうに考えております。

○新井委員 いまあります国立大学付属学校は、小学校が二、中学校が四、高校は一校と一施設です。それから、これに新年度からお茶の水大学付属小学校、横浜国立大学付属中学校が加わります。

じゃ、その収容定数は一体何名ですか。

○川村説明員 現在、国立大学の関係で申ししますと、小、中、高合わせまして入学定員で百八十人、総定員で四百六十五人という五十三年度の予定でございます。

○新井委員 しかし五千名が帰ってくるわけですよ。五千名が帰ってきて、それで三千名、あとの二千名は日本語も普通にできるし、そのまま公立の学校へすつと入れればいい、それはそれですけれども、三千名は、半分英語で半分日本語だと

か、あるいは半分ドイツ語で半分が日本語だ。だから、それは何とかそういうこともひくくするめて教育をしてあげなければいけないのに、定員が四百六十五名でしよう。これでは、いつになったらこういう海外から帰ってこられた子供さん方が安心して教育を受けられるかということですね。それについてはどうですか。

○川村説明員 たいだいま申し上げました数は国立の受け入れ学校でございますが、このほかに、公立学校につきまして帰国子女教育研究協力校というものをお願いしてございます。研究協力校につきましては特段の定員を設けておりませんので、それぞれ学校の事情によりまして受け入れていくわけでございますけれども、現在、その研究協力校が四十八校ほど大都會を中心にしてございまして、約千五百人ほどの子供を受け入れておられるというところでございます。そういうことで、五十三年度に新しく研究協力校も増加するということもございまして、そういう国公立、先ほどの特別の受け入れ高校というものを考えに入れますと、五十三年度では大体二千五百人ぐらゐの受け入れの開口はできようかというふうに考えております。ただ、それだけの数でも、たいだいま御指摘のように、年々帰国子女の数は急増してございまして、なかなか十分ではないというところは御指摘のとおりでございます。なお今後ともこういう体制の整備に努めてまいりたいということでございます。

○新井委員 現在海外に十八万人出ているわけですから、これからだんだんふえるのじゃないかと私は見るのですが、外務省としては、だんだん減りますか、それともだんだんふえるかと見ておられますか。どうですか。

○賀陽説明員 私どもの判断では、やはり増える方向にあるものと考えられます。

○新井委員 そこで、いまも受け入れ体制の話がありましたが、外国において学校に行っていた、そうすると、少なくともその国の一つのいいところ、そういうものもよくわかって、日本の小

中学校ではそれこそ教えられない、いいものを持った子供がたくさん帰ってくるわけですから、ところが、御存じのように日本の場合には、何といたって勉強ができて、そして高等学校へ行って大学まで行く、そういうことで、どのくらいいろいろなことを知っているかということが唯一の判断基準になっておられるわけですか。したがって、当然、その子たちにそういう受け入れ校をつくってやっておいても、やはり知識偏重の教育というものが行われている、こういうことでございまして、それが何とかしてあげなければいけないというものが現在いると言われている問題でございまして、けれども、今後漸増していく海外居住者に対して、その子女の教育について、そういうこともひくくするめて、今後どのようにしていこうというぐあいに現在文部省は考えているのか、再度お伺いをいたしておきたいと思ひます。

○川村説明員 たいだいま御指摘がございましたように、海外の生活を経験された子供たちというのは、やはり国内では身につかない大変すぐれた長所を数多く持っているわけでございます。これからの日本の将来を考えますと、そういうふうな特に国際性を身につけた日本の国民の育成ということが大変重要になってまいりますし、そういう観点から考えますと、この海外子女教育というのは、これからの日本のあるべき姿、一つの理想を示すということがあるのではないかと御指摘でございます。現実には、たいだいま先生御指摘のように、いろいろな国内の現実の態勢がございまして、ともすれば海外での教育というものが現状でございまして、私どもは常日ごろから、できるだけ海外での教育というメリットを生かして、国際性の啓蒙に努めてほしいというのを海外の方にはお願いをしておりますし、同時に、安心して国内に帰れるということをつくるのが理想ではなからうかということ、そういうことで国内のいわゆる教育の国際化の問題についても努力をしておられるというのが現状でございます。

○新井委員 努力していることはわかりますけれども、現実の問題としては、やはり当然小学校からあるいは中学のときには帰らせて日本の高校に受けさせなければいかぬということで、日本の受難地獄が全く海外まで及んでいるということですね。そのために多額な教育費を使つて、それだけじゃなしに、日本語は夜お父さんとかお母さんが教えなければいけない、こういうことになっていくわけですから、当然受け入れ校というものを、四百六十五名なんというのではなくて、帰ってきた人はとりあえずここに入りなさいというふうなものをもっときつと整備をしてあげて、その中からりっぱな教育をし、人材を育て上げる、こういうぐあいに現実的な問題でないと、言っているだけではいつまでも変わらない、こういうぐあいに思ひます。

したがって、筑波大学の問題が生まれたけれども、本当は、それだけじゃなしに、ある程度の枠を設けて、外国から帰ったらストレートでその大学にも入れる、それでこそ外国でもっと、大学生になるまで向こうの国のいいところとか、そういうものも学べるのじゃないか。そういう人が一番少ないのはやっぱり日本の国じやないかと思ひます。したがって、さつきも局長が言っておりましたけれども、外交官一人育てるのになかなか時間がかかり金もかかる。本来なら、いま子供のとときから外交官をどんどん外国で育てようとしておられるに、それをまた日本に引き戻して日本流に育て上げてもう一遍また外国に出るやうなことで、そういうようなことを考えておられるのはいけないのではないかと。ましてこれからは、日本は資源小国でございまして、世界各国とあるところへ出かけていって相互間の繁栄というものを図っていく、そのためにはやはりどんどん日本人が外国に出ていかなければいかぬと、こういうぐあいに思っているわけですね。私も、昨年ですか、南米の方へ行きましたけれども、南米というのは、もちろんブラジルとかペルーとか、いろいろなところへ移民で行っておりますけれども、本

当に余り目が届かないわけですね。したがって、外務省に南米局がなかったとか、こういうことは大問題ですと、向こうの外交官の方はみんな口をそろえて、これからの日本の国が目をつけるところというのは南米しかありませんよと。向こうではそれだけ外交官の方ががんばっていられるわけですから、これは大変なことですよということで、同じようにやっぱり力がそがれておる。しかし、向こうにいる日本の子供さん方は、この国はこういうものだというのを現在から学んで、りっぱな人材に育とうとしておられるわけですね。だから、外務省と文部省がよくそういう実情の問題というものを打ち合わせをしてやっていたらいいと思ひますけれども、外務省と文部省にその件について答弁を願ひたいと思ひます。

○川村説明員 たいだいま御指摘のように、これからの日本にとつて最も必要な人材、つまり国際性を身につけた日本国民の育成ということはこの仕事の視点に据えまして、現実的な受け入れ体制の整備その他に努めてまいりたい。この点につきましては従前から外務省と全く密接な協力態勢で進んでまいりまして、今後ともそういうことで進めてまいりたいというふうに思っております。

○賀陽説明員 外務省といたしまして、たいだいま文部省からも申し上げましたように、協力態勢をさらに緊密化いたしまして、御趣旨に沿うように一層努力いたすつもりでございます。

○新井委員 時間が来ましたが、最後に外務大臣にお伺いしたいと思ひますけれども、外務省はもう本当に、ある意味では日本の国の興亡を背負つて立っている。本来は昔から外務省はそうでなくちゃいけないわけでございます。特に現在の世界各国との関連から見まして、やはり外務省の一挙手一投足というものは、これからの日本の繁栄、あるいはまた他国との友好を図り、そしてまた他国との繁栄を図ることができるか、こういう大事なことがあると思ひます。したがって、やはり外務省の意見というものがどんどん国

会にも反映をされていかなければならない、こういううぐいに思うわけでございますけれども、本当にそういう使命に立つた外務大臣の答弁を開きたいことが一つ。

それからもう一つは、さつきから問題になっております海外の子女の方々というのは、現在外交官として育っているのです。そういう方々の就職なんかにつきましては、やはり同じように就職試験をやったときには、片方は日本で受験勉強ばかりに耐えてきたような子ですから、これは通るに決まっておるわけです。したがって、少なくとも外務省とかあるいは海外に支店を持つような会社がそういう子供さん方を本場に採って、そして日本の繁栄、そしてまた他国の繁栄を図れるような就職というふうなことにしても推進をさせていただきたいと思えますけれども、この二点の答弁を聞いて、質問を終わります。

○國田國務大臣 ありがたい数々の御意見をちょうだいをしていただきまして、感激をいたしております。

外交はきわめて重大であって、いまのような貧弱な機構、貧弱な省であることは、国内経済、国際経済を含めて、すべての問題にいろいろ問題が出てきますので、国内外の政治、経済の先頭に立つて外務省が進んでいく、こういうためには、いま発言された数々の問題、機構の問題、特に二十四時間勤務の婦人の手当の問題、子女の教育問題、こういうことを、財政困難の折とは言いつながら逐次改善していくことが、日本の優秀な外交官僚の持ち場を、そして機能を十分發揮するゆえんであると深く感じて大臣としての仕事をやっていきたいと考えております。

○始閣委員長 受田新吉君。

○受田委員 いまの新井さんの質問に関連する問題が一つありまして、アメリカ局長にもお残りを願いたいと思いますので、取り急ぎ韓国関係、朝鮮半島の問題についてまず質問をして、それから今日通告してある本論に入りたいと思います。

いまの新井委員の質問に対して、南北朝鮮問題に對する政府の見解は、私が承ったところでは非常に不熱心と言え適切かと思うような態度でいらつしやることです。これまでに日本の総理が米国の大統領を訪問して、すでに何回かの共同声明を發しておられます。佐藤さんの時代から始まって、三木さん、そしていまの福田総理という流れを見るときに、朝鮮半島に関する認識がだんだん変わってきておるのです。朝鮮半島に対する非常な緊急感がだんだん緩和されて、平和的な感覚にこれが進んできておると私は認識します。それは、これまでの韓国条項に関する三代の総理の共同声明を拝見しても明確に出てくる。六九年の佐藤・ニクソン会談のときの韓国条項は、韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要」という厳しいものであり、事前協議に対しては前向きに、かつ速やかに態度を決定するという内容を持つておりました。それが今度七五年の三木さんとフォードさんの会談では「韓国の安全が朝鮮半島における平和の維持にとり緊要であり、また、朝鮮半島における平和の維持は日本を含む東アジアにおける平和と安全にとり必要」といういわゆる新韓国条項となりました。それが今度はさらにいよいよ新々韓国条項とも指摘すべきものでございましょう。福田先生の認識の中には、「日本及び東アジア全体の安全のために、朝鮮半島における平和と安定の維持が引き続き重要」という表現に落ちついてきたわけです。もう一つの特徴として例の米地上軍撤退問題が非常に神経をとがらす問題として最後にこれを福田さんは取り上げておられるのでございまして、撤退でなくて削減という表現を用いておられるのでございまして。

私ここで大変重要なことを指摘したいのです。それは福田総理はカーター大統領との会見の中におきまして、朝鮮半島の問題に關しましては、特に南北の対話を促進するという非常に進歩的な認識を示しておられるわけです。これはいかかでしょう、韓国と朝鮮民主主義人民共和国との間の対話を促進するところに福田内閣はどのような前進的な措置をとっておられるのか。これは國田先生外務大臣になられて、前の鳩山さんの跡を継がれておられるわけでございまして、國田さんはまさにユニークな感覚でこの問題と取組んでいただけていると思うのですけれども、私実は昭和四十一年以来、日韓条約を制定して以来南朝鮮、韓国（四回）、北朝鮮へ二回旅行しました。昭和四十六年以後は交互に両国の親善に貢献してきたつもりでございまして。したがって、南朝鮮、すなわち韓国へ旅をするときには北の、朝鮮民主主義人民共和国の悪口を韓国の要人たちはしきりに言う。韓国を訪問する人も、北というのは大変厳しい国であって、共產主義によつて非常に固陋、かたくなな政治が行われておるといふ批判をするわけです。また北朝鮮すなわち朝鮮民主主義人民共和国へ参りますと南は資本主義の政治で極端な国家主義国家であつて、外国軍隊を持つて、まさに民主主義の敵であつて、こういう批判が北朝鮮の要人からも、また訪問した人からも出る。両方を訪問する国会議員も、韓国を訪問する国会議員は朝鮮民主主義人民共和国、北朝鮮の方は共產主義国家であるからもうわれわれは行きたくないのだ、また北朝鮮の方を訪問する国会議員の皆さんは、南は米政権のかいらいであり朴独裁政治である、こういう批判をしてきておられるわけです。ここに南北の対話を促進するのに非常に残念な障害があるわけで、私自身も両方を交互に訪問してきただけに、この南北の対話という、せっかく福田総理がカーターさんとの間で取り決めた共同声明を實踐するために、別に党派根性を抜きにして——同じ朝鮮半島で朝鮮民族として長い歴史と日本につながってきたこの国、一番近い国、しかも言葉と人間関係の文化と言ひ、すべてのものがきよいだいな国として世界のどこにもない親近感のあふれるこの国です。歴史的には幾つかの変遷があつて、むしろこちらが朝鮮をいじめておる、向こうへ大変迷惑をかけているような歴史があるのですが、そんなものを抜きにして、どの国よりもじつこんにしななければならないこの国に、南と北に分かれた姿というのには耐え得ないものがあるのです。

國田さん、あなたのようなすかつとした感覚の外務大臣が出た機会に、ぜひこの朝鮮問題には福田・カーター共同声明の真の趣旨徹底のために具体的に共同声明を實踐してもらおう。言葉だけでは、南北の対話を促進して、朝鮮半島の安全と平和というものに、「安定」という言葉が使つてあるが、積極的に取組むのだという熱意を持つてもらいたいのです。佐藤時代よりも大幅に前進した三木時代、さらに福田時代です。この韓国条項に対する認識の進みぐあいにおいて緊張が緩和して、いま非常に融和の状況にあるというこの歴史的過程において、外務大臣としての決断を承りたいのです。

○國田國務大臣 南北対話は一番好ましいことではあります。残念ながら現実においては南北の対話は停滞しておる、とぎれておるような現状でございまして。そこでいまおっしゃいました韓国並びに朝鮮民主主義人民共和国を訪問する方々もだんだんとふえてまいります。また漁業問題を初め、いろいろな日本と直接関係のある問題も出てくるわけであります。朝鮮民主主義人民共和国の方とも人的、物的、文化その他の交流及び起こる事態を積み重ねていって、そしてだんだん相互理解を深め、一方日本は、韓国の方に対しては朝鮮半島のバランスをとりつつ平和共存の方向へいかれるように、また朝鮮民主主義人民共和国の方へ向かつては韓国を、相互に両方が理解し合うように、決意をし、具体的に進めていくべきときであると考へております。

○受田委員 具体的に進めていくべきときである、そのときであれば具体的に何をやるか。福田内閣成立以来もう一年有余たつてゐるわけですから、外務大臣も二代にわたつて、國田官房長官が大変手腕、力量のある外務大臣として閣内において最も重きをなし、もし総理が今度国連総会へでも行くときにはあなたが総理大臣の代理をなさるといふ説もあるわけです。そういう重い地位にあるあなたとしてはこの際、南北の対話を一つの看板に掲げたが一向能率が上がらぬというふうなことが

ではないのです。これは、外務大臣の部下である関係局長さん、南北の対話についての積極的な施策は何をしてきたか、お答えを願いたい。

○中江政府委員 南北朝鮮の対話につきましては、いま受田先生が言われましたように、一度は一九七三年の六月二十三日の朴大統領声明によって韓国政府も非常に前向きな姿勢を出した。その一年前一九七二年の七月四日の南北共同声明では、南北朝鮮とも政治的な問題についても対話をしようということと天下に明らかにした時代があったわけでございまして、日本はもちろんのこと、関係国はこの共同声明を大歓迎したわけでございまして。そして一年経過いたしました。一九七三年の六月二十三日には朴大統領の声明がออกมาし、韓国は体制のいかんを問わず、あらゆる国と国交を調整する用意がある、その辺までは非常に好ましい状況で推移したわけでございまして、一九七三年の暮れあたりから再び、先ほど園田外務大臣が言われましたように南北対話がとどえてまいりまして、いまだにそれが再開されない、そしてお互いに不信の念が解かれないということ非常に残念なことであつたと思つておるわけですね。

それに対して日本政府はどういうことをしてきたかということが御質問の要旨だと思つて、その点につきましては、まず第一に南北両朝鮮の自主性を尊重しなければいけない、よその国からあしるさうしと言ふわけにはまいらない。そこで日本政府がとつてまいりました政策というのは、南北両朝鮮が共同声明の線に沿つて再び対話ができやすいような環境を醸成していく、これは日本でもできるではないかということでございまして、南北両朝鮮に深いかわり合いを持つておりますアメリカ、ソ連、中国、こういった国とわが国とわが政府首脳との会話、対話の場において朝鮮半島情勢について意見を交換する、また国連その他国際会議の場におきまして御承知のように、すでに七つの国連の専門機関、その他の国際会議において南北両朝鮮は同席しておるわけでござい

すし、ニューヨークにおきましても南北両朝鮮のオブザーバーが認められておるわけでございまして。そういうところを通じて日本とわが国として、南北朝鮮の間の不信感がとれて、会話が、対話が再び始まることを期待するのだ、そういう意図を絶えず努力をして伝える、理解していただく、そういうところからだんだん解きほぐされるのがよからう。他方日本政府といたしましては、先ほど申されましたように、南北両朝鮮がお互いに相手と非常に厳しく認識しているにもかかわらず、やはりいま承認している韓国政府との友好関係はもとよりのこと、まだ承認しておりませんけれども、朝鮮民主主義人民共和国の間にもこれを敵視するというようなことは少なくとも日本政府はそういう態度ではない、でき得ることならば対話を持ち、そして南北朝鮮の不信の解消に努力したい、こういう日本政府の意図は、先ほど御引用になりました国会の施政方針演説あるいは国会のこのうい委員会審議のやりとりを通じて日本府の考え方というものを広く両当事者に理解していただくながら、しんぼう強く環境の改善を待つ。じつ々しいようございまして、いま日本政府にできることはそういうことである。そして、いささかも日本政府の考え方が誤解されないように、特に北朝鮮の政權の南に対する考え方というものが現実的でない、南をもうすでに百二カ国で承認している国があるわけですね。そういう韓国の存在というものを無視するような政策はやはり現実的ではないじゃないか、そういう点を理解していただく努力を継続していくことによつて、行く行く南北間の対話が一九七二年の共同声明の線にまた戻つていただきたい、こういう努力をして、こういうこととございまして。

○受田委員 御努力の意思はよくわかるのですが、実際の効果というものは上がっていない。いまお説のように、百を超える南を承認する国、九十を超える北を承認する国、六十の双方を承認する国というものはあるわけですね。百と九十ならもう大体同じですよ。それから両方を承認している国が六十もあるということは、これはその中に日本が入つておらぬということもおかしい話なんです。この点では、この機会に南北対話を強く提唱される、それから国連に対する両国の共同加盟についても骨を折られるという、日本政府としてはこのあたりで承認への前進的な措置としての外交努力などをしてしまふべきだと思つて、それには文化、産業、そういうものの交流ということへも頭を向けなければならぬし、現に漁業関係、貿易関係で双方の間にはいろいろな取引が行われておる。私も昨年行つてみて、ちよつと北は厳しいことを言つておられますけれども、こちらがおおらかな感じをもつてこれを受け入れるならば、漁業協定などにおいてもきつと六月三十日以後の問題等の解決も可能であると思つて、貿易協定においても、支払の遅延、支払をやつていない状態などに一つの解決のめどがつくであろう。北朝鮮に対してはもつと愛情のある、つまり南には大変力を入れてきたのだから、北に対しては、ある意味においてはその不幸な状態の中で北のあの経済的な苦境に対して、ある意味では朝鮮民族に対する愛情として経済的な支援態勢などしいてかかるべきだと思つて、余り厳しくやる必要はない。そういうところから北側も漸次日本に対する認識が変わつてくる。いま確かにお説のとおり北は厳しいですよ。南よりも北の方の認識が厳しい。私もよくわかります。これは、南にだけ力を入れて、北におろそかであつた日本外交の欠陥があらわれてゐると思つて、たとえば今度日韓大陸棚共同開発について問題がある。これについてわれわれは、大陸棚の共同開発をわが党としては大いに推進する方針を持っております。持つておるけれども、ちよつと私気にかかるところがあるのです。大陸棚協定の批准を日本がおくらせるならば韓国は独自の力をもつて開発していく、こういう意見を持つておられますね、これは間違ひありませんか。

○中江政府委員 私どもの承知しております限り、韓国政府があるいは国としてそういう考えを持つてゐるということは承知しておりますが、いま御指摘のような意見が韓国内に国内世論の一部としてあることは承知しております。

○受田委員 現に日本は韓国に対して、双方の条約締結以来友邦として温かい力を注いでおる。これはもうわれわれが例の有償無償の三億ドル、二億ドルの協力をして以来御縁は長く、毎年協力関係は続いている。そのときに、批准がおくれると独自の技術水準、経済力等で開発をする、こういうようなことを考へておる人たちがあつて、そういうことは大変な間違いである。そういうことがあつたらぬ、いま局長がおつしやるような世論が一つの拠点となつて風潮を広げるならば、日本がせつかく経済協力してあげてゐる、その経済協力してあげてゐる分を独自の開発へ持つていくてくれるなら、もしそういうことをやるなら、経済協力に対する一つの再検討という問題が当然起つてこなければいかぬ、そうですね。お答え願ひたい。

○中江政府委員 共同開発区域の開発を韓国が独自にやるかどうかという点は、私先ほど申し上げましたように、韓国の国内世論の一部にあるということ、韓国政府がそれを真剣に考へてゐるということとはまずない、これは間違ひないと思つて、同時に、韓国政府は、日本が韓国を大事な隣国と認識しているのと同じように、韓国も日本を大切な隣国として認識しておりますので、せつかく両国間で協定ができて、先方は承認を終えてゐる、わが方は協定の承認は終わつてゐるが関連国内法がもう一息というところである、こういう事態に直面いたしました、韓国の方でこの日韓間の信頼を破るようなことをするということは考へられないということがございまして。

他方経済協力、これは毎回申し上げておりますように、韓国の民生の向上と経済の発展に寄与する、そういう平和目的に限定して、また韓国の民生と経済の伸展に寄与するかどうかという観点から、もつぱら政府の経済技術協力が行われてゐるわけでございまして、そのことと一部の世論に

ある考え方をいまここで結びつけてどうするといふことは私も考えておりませんし、また考えるべきでない、まだそういうことを考える段階でない、こういうふうにしております。

○受田委員 この問題は両国の親善にひびの入る問題なんです。双方の国で海底の共同開発をしようというときに、批准がとれなければならないのは単独でやる。これは莫大な海底開発事業です。それは韓国一国だけでやるような筋じやない。そういう意味からも、誤解を与えているようなところがあるならば、われわれはそれを正しなればならぬ。どこにまずいところがあったのか。南北の対話に事欠く一つの世論がどこかに出てきたわけだ。そういう意味で、一番近いお隣の国に対しては、政府はこの際積極的に南北の融和を図る、この朝鮮民族の悲劇を解消するための努力を懸命に注ぎ込む国家は日本が第一でなければならぬと思う。どの国よりも熱情がなければいけない。外務大臣どうですか。

○園田国務大臣 南北の対話を促進して、南北が将来両民族の話し合いによって統一されることを望むことは御意見のとおりでございます。

○受田委員 この際ひとつ指摘したような点について、大臣、具体的な策と積極的に取り組んでいく。われわれは共産主義と対決する政党であるが、なおかつ共産主義の国といえども、国家としては友好親善を図るのが当然なのであって、南北の対話に対して日本政府は積極的に取り組んでもらいたい。

この問題はさきで、質問の通告を申し上げた以外の政府委員の方はお帰りで願ってよろしくでございます。

それでは質問の通告を申し上げた順序によって、今回提出されている法案に関する質問をいたします。

新しいお役所ができるわけだ。総領事館もできるわけだ。カンザスシティ等にきておる必要性、これは大変大事な、要望にこたえて在外公館が設置されるわけでございますから思いつきでは

ないと思ひますが、特に今回提案された在外公館の新設その他の理由について、提案理由の説明では余りにも簡単過ぎるのです。ちょっと掘り下げて御答弁願ひたい。

○山崎政府委員 今回新設をお願いしております公館は三つございます。コモロ及びジブチに大使館を設置すること、それからアメリカのカンザスシティに総領事館を設置することでございます。

コモロにつきましては、一九七五年の七月六日に、またジブチは一九七七年六月二十七日にそれぞれフランスの施設下から独立したものでございますが、わが国としては、これらの国との友好親善関係の増進を図って、対アフリカ外交実施体制を強化するために、これらの国に大使館を設置するものでございます。コモロはマダガスカルとモザンビークとの間にございまして、人口は約二十七万でございますけれども、香料等を産出いたしております。わが国は、この国の産業の開発を援助することによりまして両国の貿易の拡大を期しております。それからジブチにつきましてはアフリカの角と称せられる部分にある独立国でございますが、この辺は、御承知のとおり、最近の情勢にかんがみて非常に重要な地域となっておりますのでございます。またジブチ港はエチオピアとの輸出入の貿易港といたしまして非常に重要なところでございます。

なお、この両大使館は、実は直ちに実館として設置するには至っておりません。これは先ほどから申し上げております予算あるいは人員の制約の問題がございまして、兼館として設置するものでございます。したがって、われわれの考えをいたしましては、在コモロ大使館は在マダガスカル大使館が兼轄する、また在ジブチ大使館は在エチオピア大使館が兼轄するというふうになしたいと考えております。

次にカンザスシティの総領事館でございますが、御承知のとおり、アメリカの中西部地域は最近目覚ましい発展を遂げておりまして、また政治

的にもその発言力は非常に強化されております。しかるにわが国の場合、この中西部にありますが総領事館はシカゴにありますが総領事館のみでございます。このシカゴ総領事館が中西部全部の十二州を管轄いたしておるわけでございます。これでは十分のこれらの諸州の動向を把握できないということもございまして、われわれといたしましては、このシカゴにありますが総領事館の管轄区域を二つに分けて、その半分をカンザスシティに

総領事館に管轄せしめたいというふうな考えておるわけでございます。またこの方面は農業が最も重要な産業でございますけれども、近年自動車、航空機、鉄鋼等の基幹産業の発達に著しいわけでございます。また政治的にもこの地方は非常に発言権を増大いたしております。たとえ一九七六年のアメリカ大統領選挙に際しましては、この地域で共和大会が開かれたのでござい

ます。それからまたさらに、この地域は日本の企業を積極的に誘致する姿勢を示しております。本邦企業が逐次進出いたしており、今後ますます進出していくものと思われま

す。また現在すでに約二千人の邦人がこの地域に在留いたしております。

以上のような理由によりまして、カンザスシティに総領事館を設置したいと考えておる次第でございます。

○受田委員 カンザスの事情はよくわかります。われわれもちよいちよい旅をしてそこへ宿泊したこともあつたわけでございまして、総領事館の設置の必要性については同感であります。このジブチ、この国は現にエチオピアとソマリアの間で紛争の拠点になっておるのです。そうじゃないですか。

○千葉政府委員 ただいまのジブチの状況につきましましては、別にエチオピア、ソマリア間の紛争の拠点とはなつておらないものと承知いたしております。

○受田委員 双方の国からこの国へ入り込んでおるのじゃないですか。

○千葉政府委員 双方ともこの国と友好関係を持つておると承知いたしております。

○受田委員 エチオピアとソマリアの間の紛争について外務省が認識している原点的説明を願ひます。

○千葉政府委員 私どもの知っております限り、エチオピアのオガデン地区と申す地方がございまして、そちらに元来ソマリアと歴史的、人種的、宗教的その他の関係を持っておりまして系統の住民が住んでおるわけでありますが、その住民のうちの一分子が反乱を起こしまして、エチオピアからオガデン地区を外して自分らと同じ系統の国でありますソマリアと合体いたしたい、そういうことでエチオピア軍と戦闘を交えておると承知しております。なお、ソマリアの方では、これに對しまして物心両面の援助を行い、正規軍の派遣等は行っていないと申しておるよう

に承知しております。

○受田委員 東アフリカには、ここにケニア、タンザニア、その西にウガンダという国があるわけですね。かつてケニアにはマウマウ殺人団というのがあつて激しい民族間の闘争もやつてきたようですが、これらの小国の間にすでに大使を交換している国が相次いでおるわけですね。おとしは私多年の要望であるウガンダの国に、向こう様が専任大使を置いておるのにこちらは専任を置かないというのは片手落ちであるという強い要請をしたわけで、それにこたえて専任大使を置くことを決めておるよう

です。

向こう様が専任大使を置いておるのにこちらは専任大使を置いていない、そんな片手落ちの冷遇な外交をやつておる相手国はどの国であるか、まだ残つた国が少しあるはずですよ。お答え願ひたい。

○山崎政府委員 主な国でウガンダに大使館を置いてない国がどれだけあるかということにつきましては、十分まだ情報を得ておりませんが……

○受田委員 そうじゃないのです。いま私が質問しているのは、従来片手落ちでウガンダの日本大

て。

○山崎政府委員 官房長がすべて決めるなんということはございません。人事課長、官房長それから次官等の間で種々相談いたしまして大臣の御決定を仰ぐわけでございます。

○受田委員 人事課長は、官房長の部下ではござい

いけません。

○山崎政府委員 人事課長は官房長の下におります。

○受田委員 そうしますと、結局部下が決めるということよりも、官房長が官房の責任者でやられるわけですね。事務次官がそれにタッチする。これは大臣の事務処理の補佐の最高である。政務次官はそれにタッチしないのですか。いま官房長と人事課長と事務次官がやるといいますが、政務次官はノータッチですか。政務次官は忘れているのですか、あるいはやらぬのかどうか。

○山崎政府委員 いまのは事務の処理として申し上げたわけでございます。もちろん主要な大使の人事等につきましては、私なり次官から政務次官にも御相談申し上げるわけでございます。

○受田委員 重要な大使だけで、重要な大使は相談しないのですか。

○山崎政府委員 一般的な話として申し上げたわけでございますが、在外公館も百五十を超えておりますし、各任地の状況も千差万別でございますので、そういう状況を勘案して、われわれとしては適当な者を選任すべく努力をいたしておるわけでございます。その点で、特に重要なものについては、もちろん政務次官の御意見も十分伺った上で処理いたしております。

○受田委員 そうすると、政務次官の意見を聞いて官房長が処理する、政務次官は単に意見を聞くわけ、つまり官房長の下役のような感じになるわけですが、政務次官も何か御意見があれば言うてくださいますか、こういう人事というのは——私は外務省の人事は、人事課長、官房長が一応各局の意見など調整して持ってきた、その時点で政務次官の意見は大臣が聞き、そして事務次官と政務次官の意見を聞いて大臣が決定する、そういう立場であって、官房長の下に政務次官がおるとは私は知らなかったのです、いままでは。政務次官の政務補佐ということ——やはり高級人事は大臣の政務補佐を持つ政務次官にも必要になってくるのです。かつて運輸省には佐藤政務次官という大変

な実力を發揮して、大臣以上の権威を持った政務次官もいたわけですが、そのぐらい政務次官というものは権威を持たせにやいかぬと思うのです。ちよつと国会の連絡係というふうな意味で考えられては困ります。政務次官というのは副大臣です。その副大臣が官房長の方へちよつと意見を申し上げるというふうなことはおかしいと思うのですが、大臣、御見解を。

○園田国務大臣 人事については、人事のあり方について次官、官房長には大綱を私指示をいたします。指示をした上でそれぞれ人選をしまいたします。したがって人事は、いま御指摘になりましたように働く人が埋もれたりあるいは一生懸命にやっている人が報われなかったり、間々あることでありますから、そういう点は政務次官と手分けをしてよく実情を知ることが先決問題でありまして、人事の問題をうかつに政務次官、大臣が勝手にかき回しますとこれまた非常な弊害があるわけでありまして、ただいま私はなるべく報告等も、小さい問題は直接係が自分のところに持つてこい、こう言つて報告を受けておりますもの、そういうことに對する関心から、なるべく外務省で働いているすべての人々のことをおぼろげながら私がわかるようにやつておるわけでありまして、政務次官もまた省内の人事の実情を詳細勉強することから始めて、そして事務次官と政務次官が両方相談し合つて適材適所、しかもすべての人々が喜んで安心して働けるような、これが国益につながるよう、これは特に私留意をしておりますが、ただいま就任間もないことでございますから、まず実情を知ること、重点を置いておるわけでありまして。

○受田委員 私は外務省の人事は非常に大事な問題だと思つてます。つまり国際的な視野に立つた人材を簡抜してやるべきである。だからただ単に試験に合格してそのままエスカレーターにいくということではなくして、終始その後の努力も十分買ひ、国際的な感覚からその国々からも大変貴重な人物として評価されるような人を用いなければならぬ。

別に外務省で育つた人でなくして、ほかの省で育つたいわゆる他省から外務省に出向した参事官、最近では公使まで出た。こういう公使まで出た参事官、書記官、こういう他省、通産省とか大蔵省とか文部省とか一緒にして外交官になるわけですね。防衛庁の自衛官も書記官であるいは参事官で行くこともある。そういう者の中から人材を広く吸収して適材適所で行く。そういう非常に高い視野に立つた、認識を持った人でなければ、たとえ外交交渉の腕前だけでなくして、もっと高い感覚から経済外交の雄であるはずで、そういう人がおるはずで、それから、そういう外交官でない民間会社その他の民間人の中に適材もおるわけですね。百人以上も認定大使がおれば四、五人ぐらゐはそういう人が大使になつてしかるべきである。

女性の大使がおつてしかるべきです。女性、民間人、こういう者が各地から人材が發掘されて、そして外務省の中に適當にはまり込んで在外公館の長としてのポストについていく。もう日本の外交のパラエティーに富んだ非常な大きな迫力に、諸外国が仰ぎ見て、お日本よというふうになるのですよ。そういうことをいふ日本外交はばあつとやるべきだ。

山崎官房長はアメリカ局長時代からずっとここで御答弁に立つて、なかなか有能な高級官僚でいらつしやるのはよく知つてゐる。知つてゐるけれども、そういう事務当局が中心になつてやつた人事の中には、そうした外部から女性大使を招く、民間人から簡抜するというような高い視野で人材の発掘はなかなかできない。それは総理が、むしろ官房長官が、国務大臣が、閣僚が、閣議みたいなところで、おい適當な女性大使はおらぬか、民間人から簡抜するような者はおらぬか、外務大臣が提案されたら、おおおれのところは候補者一人出そう、これはこうだ。そうするとそこで、閣議で、日本の在外公館の責任者というものがすばらしい人物によつて占められるようになってくるのです。外務省の古い歴史と伝統を尊重しながら、

そこに新しい外務省の人事というものを築くべきではないですか。これは大臣そこは英断をふるわぬと、事務当局が持つてきたものに盲判を押すような外務大臣じゃやういふ英断はできないのですよ。その意味で、あなたのようにかつて官房長官をされて各省のまとめ役もされた、各閣僚にもなつた。福田総理が行かれたときは留守に総理の臨時代理をやられるかという世評も強いあなたが、そういうときにやらぬとなかなかいかないのです。これは非常に大事なことです。ついそのうちに外務大臣をやめてしまつて次にくということになって、この大事な大構想が実現せぬまま外務省の人事が引き続き萎縮停滞した人事で終る危険がある。英断をふるう時期が来ておるのです。余り時間をかけぬ間にやらぬと間に合はぬやうになつてくる。園田さん、あなたひとつ日本外交の本場にすばらしい展開を私はこいねがたいのだ。あなたと一緒に昭和二十二年以来国会へ出て感無量で、あなたがこうしていま大事なポストでやつてくれていることに對して私は本心にうれしいわけだが、この際に、外務大臣といういいポストをお占めになつた機会に勇氣ある決断を出してもらいたい。

○園田国務大臣 人事に対する御発言は全く同感であります。なお、民間人、女性等の登用等もこれは十分考慮して今後やっていきたいと思つてます。

○受田委員 私もう一つ。さつき新井さんの質問のときにも出ておりましたが、外国に勤務する外交官は大変な苦勞をしているのだ、これは私はよく知つてゐる。ここで外務公務員に對するいろいろな法律、外務公務員法という法律もあつて、その規則もありまして、そこで一々道を聞く制度的なものがありますが、しかし實際は海外で悪疫がはやり瘴癘の地などで勤務する人、もうそこに二年も三年も長く勤めたらとんでもない生命が危ないやうなところに住む人もいます。この間オースで代理大使、杉江二等書記官が故人となつた。あの人の父さんは文部省の局長

さんでもあつたし、私よく存じ上げておる。その杉江二等書記官が夜奥さんとともに、新婚間もない夢多き将来を描くこの若きキャリア組の外交官がラオスという国際情勢、治安の非常に不安定な国に進んで出かけてついに亡くなった、殺された。この国の治安というものは、当時の報道によると夜でも外出ができない。自動車の運転手をそばへ置いておかぬと、運転手を夜呼ぶわけにいかない。そうなれば自然に運転手も現地の人を採用しなければならぬ。日本から運転手を連れていくわけにいかぬということになると、もうラオスという国の政情、これはベトナムにしてもラオスにしても同様でいまのところは不安定だ。そういうところへ行く外交官、いわば戦場に行くような外交官です。いつ危険が襲うかわからないようなところに行く外交官に対する心遣いが外務省はできているのかどうか。いざというときに戦場で殉職をするそういう人に対する補償というものはどのような職種の人も高い補償がされなければならぬ。私は、あの若い未来ある杉江書記官に心から弔意を表するとともに、外交官にこういうことが二度と起こらないような外交努力を要するし、現地との間の交渉もやっ、そういうときに補償をどうするかという問題も外務省が努力しなければいかぬ、なめられてはいかぬ、泣き寝入りではないかぬのです。あの若い奥さんも、御主人と一緒に本当は行きたくなかったかもしれないけれども、国家の使命を帯びて行ったのです。そうして、青春を犠牲にした。さあ、この問題についてちょっと聞きたい。この処理はどうなさっておるか。

○山崎政府委員 最初に、われわれとしましては、今回の杉江臨時代理大使があのような状況のもとに殺害されたことについて非常なショックを受けたわけでございます。これはまさに外務省員の士気に関する問題として慎重に取り扱っております次第でございます。

ただ、この殺害事件の捜査結果につきましては、ラオス政府から断片的な通報は受けておるわけでございますが、犯人及びその犯行の動機を含

めまして、事件の全貌はまだ十分解明されておらない次第でございます。したがって、われわれといたしましては、犯人逮捕を含めまして事件の真相の速やかな究明、また、今後このような不祥事が再び発生することのないように申し入れるとともに、わが方大使館館員及び在留邦人の保護をラオス政府に対して強く申し入れておる次第でございます。また、この事件に関連しまして、ラオス政府に対する賠償請求等の権利は留保いたしております。

また、わが方独自の措置としましては、このような事件が再び起こることがないように、ラオスのみならず全在外公館に對しまして、事務所、公邸、さらには館員宿舍の警備対策を一層厳重にするように指示しておる次第でございます。

○受田委員 国家公務員としての公務災害補償の措置はどうされましたか。

○山崎政府委員 本件に關しましては、事件が発生いたしました直後より、人事院と鋭意折衝を重ねまして、この件につきまして公務に起因する死亡と認められまして、公務上の災害と認定を受け、国家公務員災害補償法に基づいて補償手続を進めております。

○受田委員 国家公務員の災害補償法の適用をすることになってきた。この法律は、人事院が所管をしておるわけでございますが、この実施官庁がこの場合は外務省ということ、この仕事の権限を外務省に与えておられるということになると、人事院は何ら用がないことになるのかどうか。人事院は、国家公務員全体の問題を把握する上において何らかの目標を持たなければいかぬわけですか。お答え願います。

○金井政府委員 お答えいたします。

一般職の国家公務員の災害補償につきましては、人事院及び実施機関がこれに当たっておりますが、規則におきまして、補償法上の公務上外の認定であるとか、平均給与額の決定であるとか、基本の事項につきましては実施機関がその権限に当たるといふことになっております。人事院の方

は、その実施機関から上外の認定についての協議、相談であるとかあるいは補償の実施につきまの種の指導あるいは調査、監査、そういうものにつきまして人事院は当たっております。いわば補償法の実施につきまの総合調整に当たっているわけでございます。

○受田委員 こうした事件というものは、ある意味では戦地に準じたような国です。いまのような事変の後始末が満ち足りてないわけですね。こういう国においては、例の特別の戦争状態にある国々に対する規定もあるわけですが、夜間の通行禁止というようにどこまで厳しくやっておる。いつどういう状態が起るかかわからないというような危険な国家に勤務する者にもっと優遇された措置、もう一つ上の戦争状態にある国々に対する特別措置があったと思うのですが、ああいうものを適用されてはどうなんでしょうか。普通の公務災害よりもっと進んだ、夜寝ているところを殺されたのじゃないか、日本の国内であつたら問題にならぬくらいな軽い考えではないいけません。常時戦場みたいなものです。そういう意味では、一般の公務員が寝込みを襲われて殺されたのは公務災害にならぬから、それと同じように見られたら大変です。それから、後に続く士気にも影響する。外務公務員の士気にも影響する。実施官庁としてもっと強いのをやってもいいと思ふのです。山崎さんどうですか。

○山崎政府委員 この点につきましては、単なる公務災害補償ではなくて、特別の公務災害補償とすべきではないかという御趣旨と存じます。御承知のとおり、ある一定の要件を満たした場合は、補償額の五割加算の制度がございます。ただ、その要件を見ますと、「戦争、事変、内乱その他の異常事態の発生時にその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、外交領事事務に従事し、そのため公務上の災害を受けた」という要件になっております。そういう要件を今回の場合十分満たしておるかどうかという点について、人事院との間で協議い

たしました。われわれは心情としては、杉江君のケースについても五割の加算措置をできれば講じたいということでも協議いたしたわけでございますが、人事院規則の解釈としては、そこまで言うのは無理であるというふうな御意見もございまして、この点は実現を見なかつたわけでございます。

○受田委員 外務公務員というものは、いつどういう状態になるかわからぬ、そういう危険を顧みず行動するといふときもあるわけですね。それに準じて私は扱ってもらいたいと思つたわけですが、その気持ちも一応考えたということですから、それで一応納得しましょう。

それから、もう一つ外務公務員の待遇問題で、在外勤務の在勤手当というのがある、基本手当、扶養手当、住宅手当、こういうのがある。それから、人事院で一般公務員法の中でそれをまともていつてしかるべきものじゃないですか。これだけ別に外務公務員の中へ抜き書きしないで、ちやうど教員の場合の主任手当と同じような意味で、いろいろな省にまたがるものがあるのですから、外務省にある独特の手当を、国際的な関係で物価問題等があれば、その方は人事院に資料を外務省から出してくれればいいのです。公務員全体の問題として、俸給、諸手当、こういうものは一貫して人事院が掌握してしかるべきじゃないですか。

○角野政府委員 お答え申し上げます。

在外公館に勤務なさいます外務公務員の給与は、その勤務の特殊性ということで、昭和二十七年から現在のような特別の給与法というところで取り扱いはなっております。それはやはりその特殊性ということで特別の取り扱いがずっとなされておりますが、その間現在に至りますまでの間でもその手当のあり方でありまして、あるいはその体系、金額等、やはりその時点時点の実情でありますとか、それから時代の変化、実態の変化等に合せてずっと外務省でよく調査をなさり、御研

究なきで維持してこられていたものと私も見ております。たとえ最近でございしますが、子女教育手当でありまして、住宅手当でありまして、あるいは戦時の特例でありまして、そういうときには外務省で外務大臣がやりになっておりますけれども、私どもとしても御相談を受け、御相談に乗って助言をするという関係には立っておりますし、現在の時点で、一方たとえば額の改定のようなときでも、最近の事例でもそうでありまして、外務人事審議会でその審議をいたしまして、それで大体在外公館で直接の公館長が実感を持ってお調べになりました実際のデータに基づいて、それで外務人事審議会ですべて審議して、なされる、そういう関係になっておりますので、私どももやはりそういう在外職員の特種性、特に体面を維持するとか、特別の面がございまして、それから時々刻々に動いておりますそういう社会情勢あるいは経済情勢、為替相場等の把握も時宜に適切な把握の仕方がなされ得ると思っておりますので、そういう点で、もちろん無関心ではございせんが、それなりに合理的な運用がなされておる、そういうように考えております。

○受田委員 この問題は人事院として常に心を入れておられなければいけなかったもので、かつて在勤手当は在勤俸という名称であったのです。私はこの在勤俸を手当にせよと言って、十年がかりでやっと直してくれたのです。毎回委員会を開くたびに私がこれを言うものだから、歴代の官房長はまたこの質問がありますかと先へお尋ねがあったようなわけで、やうと在勤俸の俸の字を——俸給の一部という認識だったのです。昔は、それじやいかぬ、海外に勤務するための手当だから在勤俸でなくて在外勤務手当と要求をしたわけです。やうとこれが実ったくらい外務省は非常に抵抗があったのです。そういういきさつがあるから、人事院というものはそういうところを大所高所から俸給の一部というよりは諸手当であるという意味の解釈を指導してくれなければ——私は非常にくだびれたのです。やうとこの牙城を陥落せしむること

ができたのは十年かかっている。十年一剣をみがいてやうと在勤手当になったわけですが、これは大変な努力が要ったのです。それだから在勤手当となると今度気が案だから何ぼ上げてもいい。何ぼというのはいささかという意味で、幾ら上げていいわけなんです。だからこの在勤手当をしつかり、その国の実情において物価上昇に見合うようにおくれをとらぬように上げてもらいたい。ただ円高の場合は逆に三百円で円建てが決まったなら、いまは二百四十円になっておるのなら六十円も上げておるのだから、もうけを吐き出さなければいけません。円建てで円貨の利益を得ておるのでございますから、これはドル安の利益の分は国へ戻すべきだ。それから物価その他で上がる。当然に在勤手当を上げる方は円高で得たメリットを乗り越えてもそれを上へ上げていいですから、実情に即してやるべきだ。これをこの関係給関係の法律の審査のときに、物価その他が上がるから多少円高の利益くらいは差し引いてもいいじゃないかという御答弁のような印象を受けたが、これはいけないです。円高メリットはメリットで返せ、物価上昇における在勤手当は引き上げよ、筋を通さぬと、給与というものは筋が通らぬと、国民の税金で賄うのですからね、納得できないのです。このところをひとつ明確にさせていただきたいのです。

○山崎政府委員 在外の諸手当はまさに手当でございまして、よく在外における実情を反映したものでなければならぬという御趣旨は全くそのとおりでございまして、われわれもその趣旨を体してこの手当については常時検討を加えております。

そこで、昨年後半におきます米ドル等の相当数の先遣国通貨に対する円の価値の上昇傾向にかなりがみまして、昭和五十三年度におきましては、各在外公館所在地の消費者物価変動等の諸要素を勘案してもなお支給額の實質的価値に大幅な上昇が見られる一部地域の公館を対象といたしまして受当な範囲で円建て支給額の減額調整を行う方針で

検討を進めております。その結果として、全在外公館の約三分の一の公館について五ないし一〇%程度の減額が行われる予定でございまして。

○受田委員 それは非常にいい措置になったのですが、そういう措置をすると同時に、その国の物価上昇等の実情に応じて在勤手当の増加分の方を忘れぬようにしないといふ。マイナスの方だけを納得して、プラスの方をおろそかにされぬように御留意をお願いしたい。

もう一つ、在外勤務をされる方々に対して、本当に待遇などもよいから、住宅その他もいかに、子弟の教育はいかにというための査察制度がある。法律の規定に基づいた査察制度がある。この外務公務員法の査察制度による査察使は最近出しましたか。

○山崎政府委員 外務省には御承知のとおり在外公館の査察制度がございまして、省令の規定では一年に一回全在外公館を査察することになっておるわけでございまして、これは人員及び予算の制約上、実行を見ておりません。大体三年ないしそれ以上の間隔を置いてやっております。

そこで、この査察制度につきましては、さらに刷新を図る必要があるということ、実は私がアメリカ局長を外れましてから査察関係の仕事を担当いたしましたし、制度の改善につき研究いたしました。さらに私自身も査察使となって中近東、アフリカ地域の主な公館を査察いたしました。そして省内で種々検討を重ねまして、今回、内部の措置でございまして、査察制度の改善を行いました。具体的には官房審議官の一人を査察担当に任命いたしました。これは具体的には情報文化局長をしておりまして柳谷君を査察担当審議官に任命し、さらにその柳谷査察使は先週日曜日から東欧方面の査察に出かけております。われわれの理想としては、今後二年ないし三年に一回は全在外公館が査察できるようにしていきたいと考えております。

○受田委員 外務公務員法の中には、厳然と第十六条に査察制度があるのです。この法律の趣旨を生かさないで、いままですこれを実行していないというふうなことは大変問題があると私は思うのです。いま在外勤務、とにかく交通の不便な国、小国として政情の不安な国、そういう国々で勤務する公務員、これは民間人を含めて大変なものです。それをどうしているかという査察もやっております。つい机上の数字で在勤手当の数字を出すというふうなことになっておると思うのです。

委員長、外務省はどのように査察制度もやらぬ、在外勤務の人がどんなに苦勞するかの実態把握なども、法律の趣旨にあるのに積極的に実行していないわけなんだ。この際、内閣委員会は、外務公務員のそうした待遇の問題、任地における苦勞を知って、十分それに報いてあげるような問題を担当する委員会ですから、内閣委員会、世界各國の小国を含めた適当な国の在外公館や民間諸団体、商社等あるいは日本人学校等の視察、査察に当たると、つまり公開視察です。内閣委員長を先頭に、各党代表者が世界の国々を一回りして、在外公館の士気を高め、諸外国との円満な外交関係を樹立する大変な役割りを果たす問題について、どうですか委員長、ひとつ骨を折ってみませんか。私の提案を理事会でも諮ってやるという気持ちはないか。いまの答弁を聞いてみて、そう思うでしょう。これが非常に不意意になっておるのです。答弁を願いたい。委員長として気持ちを言えはいいのです。

○山崎政府委員 大変適切な御提案のように感じております。理事会で御相談申し上げ、また関係機関と御相談しまして善処いたしたい、かように存じております。

○受田委員 そういうことで善処を約束していただきました。

質問時間が十分しかなかったようだったので非常に急ぐ質問になりますが、園田先生、あなたは日中の条約締結に熱意を持っておられることはよくわかるのですが、この日中の問題に関連して、私が一ツ気にかかるところがあるのです。日中平和友好条約を締結する際に、台湾問題というのは一切

触れることはないのですか、また台湾が日中平和友好条約締結に支障となることもないのですか。

○中江政府委員 日中平和友好条約は、先生も御承知のように、日中共同声明にすでに交渉を開始することについて合意されておりますが、この共同声明の中で言われておりますように、正常化いたしました日中間の将来にわたる平和友好関係を律する条約ということでございまして、台湾とは関係のないものである、こういう認識でござい

ます。

○受田委員 一切台湾にはノータッチである、従来の、現に行われている台湾との関係は黙殺ということになるわけですか。

○中江政府委員 日本と台湾との関係は、一九七二年九月二十九日の日中共同声明が出されたことに伴いまして、日台間も事実上の地域間の関係というところで維持継続するということになっておりまして、その後も事実上の地域間の関係として維持継続されておりますし、この状態については、今日の日中平和友好条約の締結は関係のないもの、こういうふうに認識しております。

○受田委員 事実上の問題には一切ノータッチということでございします。

○中江政府委員 中江同盟条約に日本を敵視している敵国条項があると一般に言われておりますけれども、あの条約で敵視しておりますのは、日本の新たな侵略及び平和の破壊という行為ということでございまして、日本は新たに侵略をするはずはございせんし、平和の破壊をしないという平和憲法の日本国になっておるわけでございますので、理論上の問題といたしましては、この中江同盟条約の対象になり得なくなっている、こう思いますが、それはともかくといたしまして、中国もソ連も、今回の日中平和友好条約の締結を待つことなく、すでに日ソ間及び日中間には平和が回復しておるわけでございますので、あの条約は事実上その存在意義を失っていると思っております。ただ、この条約の当事国は中国及びソ連でございますので、当事国がどう考えているかは、これは私どもの立ち入る問題ではございませぬけれども、少なくとも中国は、この条約は名存実亡であるというところは繰り返言われておると思っております。

○受田委員 これはちよつと問題があるのです。侵略をする日本を敵国と見るということですが、日本をことさらに取り上げて、国連憲章五十三条にその敵国条項があるから、そういうのを向こうは取り上げたわけですからね。それは、侵略しない日本なら敵国でないというように、そんな言いわけの規定じゃないですよ。日本をちゃんとたて、その日本の国と、これと結ぶ侵略に対処して、こういうのだから、日本がちゃんと明記してある。侵略するときはこれを抑える、そんな言いわけではなくて、日本をわざわざ挙げておる。このことは、敵国条項そのものが問題じゃないかという事です。この憲章ができてから三十二年たつておる。敵国条項削除を次の国連総会などで提案してしまふべきだと私は思うのです。中江の問題なども含めて、アジアの平和も本

○中江政府委員 中江同盟条約に日本を敵視して

いる敵国条項があると一般に言われておりますけれども、あの条約で敵視しておりますのは、日本の新たな侵略及び平和の破壊という行為ということでございまして、日本は新たに侵略をするはずはございせんし、平和の破壊をしないという平和憲法の日本国になっておるわけでございますので、理論上の問題といたしましては、この中江同盟条約の対象になり得なくなっている、こう思いますが、それはともかくといたしまして、中国もソ連も、今回の日中平和友好条約の締結を待つことなく、すでに日ソ間及び日中間には平和が回復しておるわけでございますので、あの条約は事実上その存在意義を失っていると思っております。ただ、この条約の当事国は中国及びソ連でございますので、当事国がどう考えているかは、これは私どもの立ち入る問題ではございませぬけれども、少なくとも中国は、この条約は名存実亡であるというところは繰り返言われておると思っております。

盟条約の対象になり得なくなっている、こう思いますが、それはともかくといたしまして、中国もソ連も、今回の日中平和友好条約の締結を待つことなく、すでに日ソ間及び日中間には平和が回復しておるわけでございますので、あの条約は事実上その存在意義を失っていると思っております。ただ、この条約の当事国は中国及びソ連でございますので、当事国がどう考えているかは、これは私どもの立ち入る問題ではございませぬけれども、少なくとも中国は、この条約は名存実亡であるというところは繰り返言われておると思っております。

○受田委員 これはちよつと問題があるのです。侵略をする日本を敵国と見るということですが、日本をことさらに取り上げて、国連憲章五十三条にその敵国条項があるから、そういうのを向こうは取り上げたわけですからね。それは、侵略しない日本なら敵国でないというように、そんな言いわけの規定じゃないですよ。日本をちゃんとたて、その日本の国と、これと結ぶ侵略に対処して、こういうのだから、日本がちゃんと明記してある。侵略するときはこれを抑える、そんな言いわけではなくて、日本をわざわざ挙げておる。このことは、敵国条項そのものが問題じゃないかという事です。この憲章ができてから三十二年たつておる。敵国条項削除を次の国連総会などで提案してしまふべきだと私は思うのです。中江の問題なども含めて、アジアの平和も本

○中江政府委員 中江同盟条約に日本を敵視して

いる敵国条項があると一般に言われておりますけれども、あの条約で敵視しておりますのは、日本の新たな侵略及び平和の破壊という行為ということでございまして、日本は新たに侵略をするはずはございせんし、平和の破壊をしないという平和憲法の日本国になっておるわけでございますので、理論上の問題といたしましては、この中江同盟条約の対象になり得なくなっている、こう思いますが、それはともかくといたしまして、中国もソ連も、今回の日中平和友好条約の締結を待つことなく、すでに日ソ間及び日中間には平和が回復しておるわけでございますので、あの条約は事実上その存在意義を失っていると思っております。ただ、この条約の当事国は中国及びソ連でございますので、当事国がどう考えているかは、これは私どもの立ち入る問題ではございませぬけれども、少なくとも中国は、この条約は名存実亡であるというところは繰り返言われておると思っております。

○中江政府委員 中江同盟条約に日本を敵視して

ざいますから、従来からいろいろの機会を通じて、その不適当であること、その削除を主張してまいっております。

現在も国連の場において、国連憲章再検討及び国連機能強化に関する特別委員会、まさにきのうからニューヨークで開会中でございますけれども、この場におきましても、またこの問題を取り上げることになろうかと思っております。これはしかし、国連憲章の改正という非常に厄介な手続を伴うこととございまして、なかなか容易なことではございませぬけれども、日本としては、引き続き各国の理解を求めながら、この削除に努力してまいりたいと思っております。

○受田委員 外務大臣、これは日本国民の多年の要望です。国連憲章の規定は、われわれは非常に頭にくる規定なんです。旧枢軸国というこの言葉からきて、日本とドイツがその対象になっておるなどという悲劇は、条約の文章からさつと削除すべきいいチャンスだ。中国が日本と友好条約をつくるという段階で、日本はこの秋の総会には、敢然とした提案を強く、従来にない勇気をもって提案してもらいたい。いまの局長の意思をもっと積極的に大臣が取り組んでもらいたいのです。

○園田国務大臣 まず国連憲章における問題であります。御指摘のとおりでありまして、いま局長が答えましたとおり、国連に日本が加入したときに実質的にはそれはなくなったとは言いがた、文章に残っているわけでありまして、これは絶えず言い続けてきたことではあります。中江同盟条約については、ソ連でございます。この前の会談で、中江同盟条約を継続されるのかあるいはこれをやめられるのか、これはまあ両国間の関係で、私は内政干渉はいたしません、しかし日本は敵視する条項は削除してもらわなければ困るとはつきり主張してまいりました。中国と今度友好条約を進めるにつきましては、理論的に言う、すでに共同声明でその実質的な価値はなくなり、中

○中江政府委員 中江同盟条約に日本を敵視して

国はまた、日本の訪中された方々に、名存実亡ということを言っておられますけれども、これはあくまで訪中をされた方に言われた話でありまして、政府としては正式に承っておらぬわけでありまして、この問題については、条約の再開交渉をするときに何らかの方法で日本国民が納得するように、向こうの見解を聞き、それに対する措置をするつもりでございます。

○受田委員 時間が来ました。覇権問題、覇権という言葉、その他残した言葉、それから難民援助の問題、日本人学校その他の問題、せっかく政府委員の人に来ていただいておりますが、約束の時間を守ることにします。はみ出ぬように私も協力します。御参加をいただいたことを感謝して、質問のできなかったことをおわびしたいと思います。どうも済みません。

○始末委員長 藤尾正行君。

○藤尾委員長 ただいま私がいたしております御報告によりまして、外務大臣が六時半から外国使臣との話し合い、あるいは食事等々の御日程がある、こういうことでございまして、私は、それに間に合うようにできるだけ外務大臣に冒頭においてお答えをいただきたい、かように思います。私は、主として日中問題について御質問をさしていただくわけでございますけれども、それはそれといたしまして、まず、ここに提案をされております在外公館の新たな開設、そういう問題について、原則といたしまして私は賛成でございます。非常に結構なことだと思っております。また当然の措置であらう、かように思うわけでありまして、これも、いま受田先生からもお話がございましたとおり、いまの日本の在外公館といふものも、あるところの在外公館は非常にりっぱにできております。またあるところの在外公館はまだ十二分に施設を備えていない、こういうこともございします。あるいは館員その他の待遇、処遇あるいはその御家族のいろいろな御心配等々考えてみましても、いろいろな問題があるわけでありまして、いま日本の国はともかくも膨大な外貨を抱えて

おりまして、政府におかれましては、どうやって外貨を減らそうか、こういうことではないか、御苦心のようでございますけれども、こういった機会に、私は、外国に所在をいたしますそういった公館その他の不動産取得のためにこの余剰の黒字をひとつお使いになられるということも決してむだなことではない、かように思いますし、また事実上いままで古く開設をせられました在外公館の中にはきわめて粗悪なものも多いわけでありまして、まずもってここに法律案を提出をせられました外務大臣とせられて、このようなところをどのようにお考えになつておられるか、ひとつお答えをいただきたい。

○園田国務大臣 いま御指摘のとおりでありまして、在外公館は毎月むだに借料を払つておる。その借料がだんだん上がるといふこともあるし、あるいは公館自体が、少なくとも日本国を代表して向こうの国と外交折衝をやるにふさわしくないようなところも非常に多いわけでありまして、また古いところもありますので、この際、いまの黒字の問題とも絡めて、できるだけ早目にこれは解決してもらいたいとも私も考えておるところでございます。

○藤尾委員 ここで委員長に一つお願いがございます。先ほど来、受田委員からもその種の御提案がありましたし、また、たゞいま私が御質問を申し上げましたところが、外務大臣も大体私の趣旨に沿つてそのような方針で進みたい、こういう御意思のようでございます。私、先ほど来いろいろお話し合いを申し上げましたところ、各党とも大体御異論がないというように私は拝察をいたしております。

つきましては、この法律案が私どものこの委員会を通りました際に、私どもはこの法律案に対して附帯決議を考へるべきではないか、ひとつそのような委員会としての措置をこの際お考えをいただいたらどうかという気がいたしておりますが、委員長、この点はいかがでございますか。

すか。

○始開委員長 たゞいまの藤尾君の御意見は大変ごもっともだと思いますので、追つて理事会で御相談申し上げまして、御趣旨に沿うような取り計らいをいたしたい、かように存じております。

○藤尾委員 そこで、いよいよ本論に入つてまいらうわけでございますけれども、私は、外務大臣の外交演説等々たびたび本会議でも伺つております。園田外務大臣の御報告も承りました。ところが、外務大臣の外交演説といふものに一つ、の型がございまして、大概の場合、アメリカに対してはこのようなことを考へておるとか、あるいはソ連に対してはこのようなことを考へておるとか、ヨーロッパ、EC諸国に対してはこのようなことを考へておるとか、東南アジア各国に対してはこのようなことを考へておるとか、いろいろ言われる趣旨が相手国に対して細切れになつておりまして、ばらばらで統一を欠いておる、そういうきらいがある、私は、さうに感じておるわけでありまして、ところが、一国との関係といふものは、その一国との関係だけで存在するはずはないわけでございます。一国との関係で何か物を言おうといふときには、その一国と関係のあるそれだけの諸国との関係、そういったものが大きな背景になつておるといふことになつて、私は、このことは地域的にもあるものを抜き出して考へていくという考へ方に大きな欠陥がありはしないかというのを従来感じておつたわけでありまして、

そこで、このことにつきまして、これは一般論でございますから一般論としてお答えいただくわけでございますけれども、たゞいまいろいろ問題をお考へになつておられる、それがそれぞれ非常に深い、またあるときには徹底的にそれぞれの関係の中につながつておられる。しかも、それぞれにそれだけの歴史があるといふこともお考へをいただいて、ひとつ現在の日本のこれからの外交方針に對しまして、その認識をなすワールドワイドな物の見方についてどのような御認識がござい

なるか、ちよつとお聞かせを願ひたい。

○園田国務大臣 わが日本の外交の基本方針は、外交演説で申し上げておきましたが、いま言われた二国間問題の場合に、当事者だけで話し合ひをして何かやろうとするのは非常に困難であります。したがらば、二国間あるいは当事者国家間に問題があつた場合には、それぞれの関係国ばかりでなく関係のない国にも通報し、連絡し、そしてこれに協力を頼み、世界的な世論をつくることはきわめて大事であるといふことは、実際問題で痛切に感じておるところであります。

先般、日米通商問題の際に特に注意をして、在京のEC各国の大使にそれぞれ米國と同時に通報し、相談をし、ECの本部にもそれぞれ連絡をし、牛場大臣が帰りしに、御苦勞ではあつたが、ヨーロッパへ回つてECの本部を訪問して日米通商問題についての理解を深めるといふことをやりましたのも、いま御指摘をされたようなことを私も痛切に考へるからでありまして、しかしそれはまだ端緒にいたばかりでありまして、これからには特にそういう点を考へていかなければならぬと考へております。

なお、外交を實際進めるについての基本方針は、過去の経験から一つの方針を持つてそして事を進めていくのは今日の状態はなかなか困難でありますので、たとへば中東へ行つたら中東、モスクワへ行つたらモスクワ、その会議、会談あるいは二国間の問題等さらに分析をし、理論づけ、そういう理論を積み重ねていって、なるべく早く日本外交の方針に従う方策を打ち立てたいと努力をしておるところでございます。

○藤尾委員 ごくあたりまえのことでございますが、これからは特にそのようなお考へで外交の方針をお決めのいただいて、さうしてお進めをいたしたい、かように思います。

そこで、お伺いをいたしますけれども、昨年、外務大臣は、そのころは官房長官であられたわけでございますけれども、総理大臣と御一緒に東南アジアにお出かけになつて、さうして心

と心のつながりというものが非常に大切なものであつて、特に日本が置かれておるいまの位置というものを考へて、東南アジア各国との関係をよりお互いが喜び合えるような濃密なものにしていかなければならぬ、さうな御話し合いがあつたわけでありまして、その後、一体この関係といふものがどのように伸ばされておるのか、その努力は果たしてあつたのか、その点、まださういふことを私が価値づけるには時間が足りませんから、私に申し上げませんけれども、これは外務大臣としてのお考へをこの際お述べになつておいていただきたい。

○園田国務大臣 この前の福田総理のASEAN訪問は非常な成果を上げたと思ひますが、その成果とは、ASEANと日本の関係、日本の置かれた地位、そういうことに新しい方向を出したといふことに成果があるのであつて、實際の成果は、その回つた後の結果、各国の首脳者と会い、ASEAN全部を回つて、いろいろ出ました問題をどのように實際に進めていくかといふことで成果が上がるかどうかといふことが決まるわけでありまして、総理が各国の首脳者と話し合ひをされ、あるいは向こうから要請があり、あるいは約束したことは逐次いよいよ一生懸命に実現の方向に向かつて進めておるわけでありまして、具体的にはアジア局長からお答えをいたさせます。

○藤尾委員 アジア局長の御説明を伺つておる暇がございませんから、あなたの御説明は結構でございます。

ただ、ここで申し上げたいと思ひますのは、たゞいま、成果が非常にあつたと思ふといふことでございまして、これからの裏づけがもし与えられない、あるいは非常に不足な事態がその間に生じてくるということになりますと、そのことがかえつて逆に非常な不成果になつてくるという考へ方もあるわけでありまして、このことをひとつしつかりとお心にためられて、今後の外交を進めになつていただきたい、かように思ひますが、その所信のほどだけをいま一回お答えを願ひ

たい。

○園田国務大臣 この前の総理のASEAN訪問がある程度の成果があったとすればあるほど、御指摘のとおり、これが実行に移されない、あるいは実行が忘れたところにでき上る、あるいはこの前だけでASEANとの外交的な連絡が切れる、こういうことになれば逆に効果が出てくるわけでありまして、その点は十分深刻に考えまして、それぞれ検討し、かつまたASEAN諸国に對しても、期を失せず特使を派遣するとかあるいは私がもう一巡参るとか、そういうことも具体的に検討しておるところでございます。

○藤尾委員 これは私が申し上げるまでもないわけでございますけれども、そのASEAN各国には非常に多数の華僑というものがおります。これは全部中国人でございます。この華僑というものの存在とその動向といふものは、このASEANとの関係を考える上でも非常に重大である、かように私は考えておりますが、恐らく今後において再開をされようとしておられる日中の平和友好関係の促進方、そういったことにつきましても、外務大臣は事前にこれら各国との間にそれぞれこういうことでやっていたかというところとか、それに対する反応はどうかというところとか、を一体おやりになられるつもりでございますか、あるいはそういう意思はないということでございますか、その点をひとつ明らかにしたいでございます。

○園田国務大臣 華僑の方々の動向というのはきわめて大事であつて、これは日中問題ばかりではなくて、日本自体のためにも、アジアの将来の繁栄のためにも、華僑の方々の動きというのはきわめて大事であると考えております。中国に對しては、むしろ華僑の方々の力が中国に大なり小なり影響を与えるという状態でもございますので、華僑の方々の動向には十分注意をし、こういう方々の御意見もなるべく関係者から承り、あるいは直接承つて日中問題も進めてまいりたいと考えております。

○藤尾委員 そこで、このところ北京では全国人民代表大会というものが開かれておりまして、その詳細は私どもにもまだわかりませんが、その中の伝えられるところによれば、冒頭の華僑の首相としての施政方針のようなもの、そのものの中で、こういった問題にも触れられて、そうして一つの方向を指し示されておられるようでありまして、詳しい内容はまだ発表されておられませんから、私どもにもわかりませんが、このことはいま私どもも国民間で一般に日中問題を考える際に、ソ連との間の覇権問題であるとか何とかといふことが非常に大きくクローズアップされておられ、そうしてその側面でありましてアジア自体の中におきます各国の反応でありまして、あるいはそれだけの国に分散をしております華僑との間の関係でありまして、かようなことが非常に重視されて、そんなことはないのでございまして、よくいふことは、これから先のいろいろな問題を考える際に国民全体が非常に誤解をするといけません、私はさように思ひますので、この際外務大臣として、どのような着眼をもつて日中の条約交渉といふものを考えておられるのか、これを全世界的にどのような位置づけをあなたとしてはしておられるのか、というのを明らかにして、何がゆえにその中で条約が急がなければならないかというところについてひとつあなたの所信を国民の皆様に對してお伝えをいただきたい。

○園田国務大臣 大会における華僑主席の政治報告は私も新聞で見程度でありますから、正式なものを検討したわけではございませんけれども、第一、ソ連に對する中国の方針というのは依然として厳しく、しかも国内に對する政治報告でありますから、これはきわめて厳格に報告してある。ただし中国がソ連とどう厳しくかろうと、わが国とソ連との関係はまた別個、日中は日中、日ソは日ソ、この方向は貫かなければならぬ。華僑問題についてはあの報告には出ていないようでありまして、中国自体が華僑の方々に對する配慮は非常に

氣を使つて、いろいろやつておられるというふう

に判断をいたしております。

○藤尾委員 私は、ただいまの外務大臣のお答えはいささか舌足らずであつて、非常に足りないところがある、さように思つておられるわけでありまして、日中問題というものを考える際に、先ほどの話ではありませんけれども、ソ連との間は非常に厳しく考へておられる、それは事実でございます。しかしながら、同時に全国人民代表大会におきます華僑の演説の中にも恐らく、これはいままでのいろいろな演説を見ておきますと、そういうものは出てくるわけでありまして、二つの超大国といふことで、いまはソ連の方が先に來ておられるわけでありまして、中国といふ立場から見たら、世界政策として、第三世界といふものを糾合してこれに對抗していくのだ、そうしてソ連あるいはアメリカの超大国間の帝国主義的動向といふものに対してどのように動いていくかといふ大きな一つの方針があつて、その方針の中に各論がずつと並べられておつて、その中に日中関係といふものが含まれておる、私はそのように理解をいたしておるわけでありまして、その点はいかがお考えでございますか。

○園田国務大臣 中国はわれわれと違つて社会主義の国家であり、社会主義社会の建設を目指して

おるわけでありまして、基本的な方針はおつしやるといふところから、現実の問題として日中問題、中米問題が出てきて、そういう判断は同じ意見でございます。

鮮明にされるのだという民族的な歴史的な認識を持つておられるのであります。したがひまして、この中国が中国として何かするといふときには絶えずそのような考え方が基礎になつて動いておるのではないかと、いふ疑いは私は持ち続けておるわけでありまして、たとえば南蛮といふ南の方の東南アジア各国につきましても、中国に對して脅威を与えるような国はいまのところございせんから南蛮といふことはございせんまいけれども、逆にその東南アジア各国といふものは、常にこれまた北からの脅威、つまり中国の非常に大きな力になつていく姿を恐れておるわけでありまして、そうしてそういうことがあればこそ、ベトナムの問題の解決に当たりまして、ベトナムが中国といふものを非常に意識して、そうして中国の影響を受けな

いように受けないうちに立ち回つてきたのは歴史の示しておるところであります。こういうことはただ単にベトナムだけの問題ではないのでございまして、これは同じようにラオスも、ビルマも、あるいは場合によればタイも、ビルマもまた、かりといふような感じを私は受けておりますし、現にこの間、いまのところの実質的な中国の政策指導者であります副首相の鄧小平氏がビルマやネパールを回りました際に、ビルマにおきましては、訪問をせられましたけれども、共同声明すらつくることができなかったといふ事実もあるわけでありまして、これは、解釈のしようはいろいろあると思ひますけれども、こういうことを考へてまいりましたときに、私どもは、東南アジアといふものを頭に置いてこれからこれらの国々との間の関係を非常にうまくやつていかなければならぬ、こういうときに中国との関係を進めなければならない、たゞ日本と中国との間の関係は一切無視されて、たゞ日本のだといふ視角からこの問題だけを取り組まればよいことは、私は、考へ方として大きな欠陥を持つておるのではないかと、いふ気がするのでございまして、外務大臣は一体どのような御認識に

立っておられるか御披露をいただきたい。

○園田国務大臣 ビルマを含むASEANの諸国を訪問した際に、国際情勢の分析ということで中国に対する各国の判断なり考え方についても十分意見の交換をいたしております。藤尾委員がいま言われていたようなほどには考えておりませんが、ASEANの各国とも影響力のある中国の今後の動向あるいは影響力等については重大な関心を持っておりでございます。そこで、フィリピン、タイその他の国々を見られてもおわかりになるように、まずみずからがちゃんとした足場をつくり、そしてASEANが連携をして中国には善隣友好の道を進めようというのが大体ASEANの国々の考え方でございます。そういうこともよく考慮し、配慮しながら日中間は進めていかなければならぬことは当然でございます。

○藤尾委員 先ほど受田委員から最後に御質問がございまして、これは何か言いつ放しのようなことになりまして、結論は出なかつたわけでありまして、けれども、中華民国、台湾の存在といふものは厳としたアジアの現実にした存在でございます。そして中華民国、台湾との間に東南アジア各国もまた濃密な関係を持っておられますし、それぞれが抱えておられます華僑といふものもそれぞれ関係を持っておられるわけでありまして、したがって、先ほど木で鼻をくくつたようなことをお役人さんが言っておられましたけれども、そのようなものではない。これの取り扱いは大変なことであつて、アジア全体を律する問題、そういうものと非常に重大な関係を持っておる。ただ形式的にこの前が北京との間の共同声明を出した、そのことによつて外交関係が切れたということだけでございまして、その際の日本の一つの動向といふものに対して、それはそれなりに東南アジア各国は非常に重大な関心を払つて日本という国を觀察しておつたと私は考えますし、これはこれから先の問題の処理に当たつてもこの問題をまるつきり度外視して進められるということにつきましては政策としても妥当

を欠く、私はそのような気がいたすわけでありまして。もう時間もありませんから、あえてこの問題について私は大臣を相手にしてとやかく言いません。言いませんけれども、しかしながらあなたが北京との間の条約の再開に非常に意欲を持っておられて、その意欲といふものが何か友好平和条約ですか平和友好条約ですか知りませんが、そういう条約をつくり上げるといふところに非常に重心がかかつておつて、その間の交渉というプロセスがもし軽視をされるということでありましたならば、将来にわたつて非常に重大な歴史的な関係を残していくだろう、そう思います。

したがって、どのようなことで早く北京の政府との間に友好平和条約を結ばなければならぬのか私にはよくわかつておりませんが、熱心である外務大臣はそれに非常に意欲的であり熱心であるといふことではございますから、そのことをひとつ、このようになつていまして日本の立場としてこれを早く結ばなければ非常に困つたことが起こるのだ、あるいは困つたことが起きなくて、これを結ぶことが世界の平和に対して貢献をしていくのだ、それに対する責任は持てるかと持てないとかいふようなことに対してどのような自信をお持ちになつておられるかにさらに言及をされてお答えをいただきたい。

○園田国務大臣 藤尾委員のお言葉でありますけれども、先ほど言われましたとおり、共同声明をやると同時に台湾との外交関係は切れたわけでありまして、公開の席上で事務当局なり外務省にお聞きになれば、日中友好条約について台湾は関係ございせんかと答弁する以外にないわけでありまして。しかし、アジアの地域において韓国と台湾の経済成長は相当なものでありまして、経済的な影響等もこれあり、いろいろあるわけでありまして、日本は民間の関係で関係が進んでおるわけでありまして、これを無視するといふわけにはまいりません。無視するわけにはまいりませんが、日中友好条約が進むについては、これは関係はありませんとお答えする以外にないわけであり

ます。

なお、日中友好条約を急ぐということでありまして、これは日中共同声明で仮の証書を取り交わしておるわけでありまして、日中関係は一定の方向が決められておるわけでありまして、その仮証書を本証書にしたいというのが今度の友好条約交渉でございます。

そこで、もちろん二国間の問題で、長きにわたる両民族の行動を規律することでありまして、これは交渉を早く始めたい、妥結をしたいという熱意は持っておりますが、これを交渉するについてはいろいろな点を考慮しながら、慎重に将来のこととも考えながら進めていかなければならぬと思つておられます。少なくとも日本と中国は政治形態は全く違つたわけで、先ほど藤尾委員の言われたような議論も出てくるわけでありまして、政治形態、遠近、大小にかかわらずこの国とも交渉を深めていくというのが日本の外交でありまして、日本と中国の友好条約を結ぶことがアジア並びに世界の平和につながるかどうか、これは日本人自体の考え方でありまして、日本国家がしっかりとしなければどのような条約を結んでもこれは不利になるし、日本国家自体がちゃんとして、世論が固まつておるならば、政治形態が違つても、どのような関係にありましようとも、日本の進路を進みつつ、政治形態の違つた国と友好関係を結べるわけであつて、日中友好条約を急ぐ、あるいはもつと延ばしてもいいという意見があるわけでも、延ばした場合のデメリットといふものはいろいろ出てくるわけでありまして、その点から私は、日中友好条約締結再開を時期が来ればお願いしようと考えておるわけでございます。

○藤尾委員 あなたの考えは半分ぐらいはわかつたわけでありまして、これはあなたただけでありまして、総理大臣も同じことを言われておられるわけでありまして、日中平和友好条約の締結問題については、双方にとって満足いく形でという表現をしておられるわけでありまして。こうした発言、表現といひますものは、私もが考

えれば、双方相手方の御満足はさることでございますけれども、ただいま外務大臣が所信を述べられましたとおり、日本国自体がしっかりとしなければいけません、その方が先行しておるわけでありまして。つまり、私どもの立場をいたしましては、日本として満足し得る形でなければこの問題は無理に急いで進めるわけにはいかない、むしろそのようなところに重点があるようにこつこつと表現を私は見ておるわけでありまして、そういう決意の御表明でございますか。

○園田国務大臣 実は、しばしば公開の席上でも発言し、また党でも御相談をしておりまして、交渉が始まればなるべく早目に行きたいと私が考えておりますのも、いま藤尾委員からおつちやつたようなことであつて、日中友好条約を締結しなければならぬからといって、中国の言い分どおりにこちらが屈服するといふことはないわけでありまして。日本国家の国民の方々が、なるほどそれならよからう、それなら中国と手を結んでやつていってもよからうとおつちやるような、日本国民の方が納得されるような条約を締結したいという決意は、一歩も下がっておりません。

以上、申し上げておきます。

○藤尾委員 もう六時三十分でございます、私はまだ多少いてもいいという御表示がございまして、たけれども、余裕を持ってお出かけになつた方がよろしいと思つて、これ一言でお出かけになつていただいて結構だと思つて、先ほど来、前の田中内閣当時の共同声明といふものをいよいよ本場の証文にしたいのだといふことで、その締結をできるだけ急ぎたいといふことでございまして、なせ急がなければならないのか、なせ今日あえて踏み切らなければならないのかといふことに對しまして、きわめて説明が不足であらうと思つて、一つの例を申し上げます。

過日私は台湾、中華民国に行つてまいりました。ちやうど、時あたかも北京におきまして全国

人民代表大会といふものを開いておられる、

その同じ時期に、中華民国では国民大会を持ちまして新しい總統を選ばうというのを決められるわけでありまして。三月二十日には、現在の行政院長の蔣経国さんが新たな中華民国の總統として正式に指名を受けられるわけでありまして。そういった際には私は、こういつた時期、そういつたことがわかつておるのと同じ時期に、私も北京との間の条約締結に外務大臣を派遣をいたしまして、そうしてそれを積極的に進めていくというのを世界全体に表示をせられる、そのことは私は大変な、いろいろな皮肉を含んでおる、さうに思っています。たとえば蔣経国さんとは関係は非常に浅かったかもしれないけれども、私も日本の国が今日あるというのにつきては、亡くなられたお父様の蔣介石總統という方には非常に御厄介なところがある。私も中国との間の戦争の終結をした、そうしてあらゆる戦争終結に必要な条件といふものを、中華民国、台湾の蔣介石政権との間に決めていただいたということは今日厳然として残っております事実であつて、そういった中華民國に對しまして、新しい總統がでるといふそのときに、非常にいやがっております北京との関係を急速に進めていくということが、果たして日本全国におられます国民全体に對しまして、よくやつてくれたということとで理解してもらえ、喜んでもらえるであろうかどうかということも、これは考えてみなければならぬ問題の一つであらう、私はかように考えます。

この点について外務大臣は、言にくい立場かもしれませんが、もしもせんけれども、どのようなお考えをお持ちされるか、ひとつお述べになつていただいて、そして外交案件におかきりをお願いしたい、さうに思っています。

○國田國務大臣 藤尾委員のお考えなり御発言は、十分私もあなたのお気持ちをはかるところでありますけれども、決してさういふときを選んでやつたわけではなくて、二国間の関係でありますから、だんだん流れが出てきていよいよさういふ時期になつたわけでありまして。

私は、この台湾と中国の問題をここで開きになれば、これは中国の問題でありますから両方で話し合つていかれることである、さういふ以外にないわけでありましてけれども、しかし民間同士は貿易その他で密接な関係があり、もろもろの関係もあるわけでありまして。私はむしろ中国と日本の関係が、ちゃんと本証書を取り交わしてきちんとした姿になつてこそ、初めて民間のいろいろな関係もやりやすいことであるのではなからうか、この点は見解が食い違つておりますが、これ以上は私の方からは申し上げられません。

○藤尾委員 外務大臣のお立場でございますから、いろいろ意のあるところはわかります。即刻お引き取りをいただいて結構でございます。そこで、お留守の間にいろいろ話をいたしたいのでございましてけれども、お役人の皆様方もそれぞれ人間でいらつしやいますから、お食事もお召しになつてと、私が飯も食わずに引つ張つたなんというのを言われまして困りますので、ここで委員長にお願ひを申し上げますから、お食事の時間をお与えをいただいて、暫定的にひとつ休憩をお願いしたいと思います。

○始閣委員長 午後七時十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後六時三十七分休憩

午後七時十一分開議

○始閣委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。藤尾正行君。

○藤尾委員 通産省の皆様方においてなつておられるわけでありまして、平和友好条約と並びまして兩國の間に非常に重大な関心が持たれておりますものに日中間の長期貿易取り決めというものがございまして、民間取り決めでございますけれども、この間、日本側の稲山代表と相手側の責任者との間で調印が行われたということが非常に大きく

く報ぜられておるわけでありまして。

まず外務当局にお伺ひいたしますが、この条約の内容について御説明があれば伺ひたいと思ひます。

○中江政府委員 私の方からという御質問でございますので、外務省として概略説明いたしたいと思います。

二月十六日に北京におきまして日本側の稲山委員長と中国側の中日長期貿易協議委員会劉希文主任との間で調印されたのがこの取り決めでございます。

取り決めの概要をいたしまして、まず基本原則は、日中共同声明並びに貿易協定の精神に基づきまして、平等互惠、有無相通じ、及び輸出入均衡の基礎に立つて貿易を進めるといふことをうたつておりました。かつ双方の政府の支持を受けるといふことがうたわれております。取り決め期間は一九七八年から八五年までの八年間、延長のことも考へられておる、さういふことでございます。

輸出総金額をいたしまして、取り決め期間中、先ほど申し上げました八年間に日中双方の輸出総金額は百億ドル前後、これは支払いベースでございます。輸出品目といたしまして、七八年から八二年までの間に日本から中国に対する輸出は技術プラントが約七十ないし八十億ドル、建設用資材、機械が約二十ないし三十億ドルとなつております。他方同じ期間に中国から日本に対する輸出は原油四千七百五十万トン、原料炭五百五十万トン、五十年目の一九八二年におきます数量は、原油五千五百万トン、原料炭二百五十万トン、一般炭百五十ないし百七十万トン、さういふふうになつております。

なお支払い方法は、日本側の輸出に對する支払いは原則として延べ払い方式、他方技術協力、これは取り決め実行のために必要な科学技術分野における技術協力も行うということになつております。その他事務局を設置する、あるいは定期協議

を行う、さういふことが規定されておる。これが取り決めの概要と承知しておるところでございます。

○藤尾委員 ただいまお述べになられましたような内容の取り決めでございますけれども、専門的な立場から考へていただければ、通産省ではこれをどのように御評価になつておられますか。それをちよつとお伺ひいたしたい。

○広海説明員 二月十三日の衆議院の予算委員会におきまして、總理が本取り決めに關しまして非常に結構なことだ、「政府といたしましては、この長期貿易協定が円滑に実施されるということにつきまして協力をいたしていきたい」といふ旨の御答弁をなさつておりますが、私もさういふことの取り決めの円滑な実施を圖つていく必要があつて、かように考へております。

○藤尾委員 非常に結構なことだといふことのようでございますけれども、結構なことにはあるいは違ひないのかもしれないけれども、先ほどアジア局長から言われましたとおり、輸出百億ドル、輸入これまた百億ドル、合せて二百億ドルを八年間で達成をしようといふのがこの協定の内容でございます。これを八年間で割つてみますと、年平均いたしましたとして、さういふ計算にはならぬのかもしれないけれども、大体二十五億ドルということになつております。そこで五十一ないし五十二年度の日本と北京との間の貿易の実績、これは八億の中華人民共和國との実績でございますけれども、あわせて、千六百万しきいらない中華民国、台湾との間の貿易実績、さういふたものと比べて数字はきわめて結構で御満足のいただけるものだ、本当にあな方はさうに思つておられますか。いかがですか。

○広海説明員 昨年の中国との往復の貿易額は約三十五億ドルでございましたが、いま先生おっしゃいましたように、この長期取り決めで挙げております数字が往復で二百億ドル、割りますと一年

間二十五億ドルということになるわけでございます。しかし、われわれといたしまして、この二百億ドルというのはあくまでも当面の数字でございます。いまして、実はこれよりふやすという取り決めの文言も入っております。こうした取り決めが締結されることによりまして、今後とも日中の貿易関係がますますよくなる、そういう引き金になるものだというふうに了解している次第でございます。

○藤尾委員 あなたがいまの御答弁はどのような見地からなされたのか。将来はもつとふえるし、あるいは隠されたものもある、だから昨年の貿易実績である三十五億ドルというふうなものに比べて十億ドルも少ないものではあるけれども、将来これが伸びていくかもしれないからこれは歓迎すべきことだ、こういう論旨のようでございます。私はあなたのような認識を持っております。私にはあなたのような認識を持っております。私にはあなたのような認識を持っております。私にはあなたのような認識を持っております。

まず、中国の物の考え方は自給体制を向上させるということが主軸でありまして、それを達成するための補完措置として貿易がある、こういうことでございますから、八億の人口を抱えておいて二十五億ドルというふうなものを八年間続けるといふこと、これは相当の意味を持っております。こういうことになるのではないかと。あなた方が甘い期待をお持ちになられて、将来中国の経済発展の過程でどんどんこれに要する物がふえていくだろうから、八億の人間がいるのだから一枚ずつのあるいは一足ずつのくつ下なりシャツなりを買ってこれに八億足であり八億着だというふうな物の考え方でこれから先の日中貿易というものが伴うであろう、その期待は裏切られるであらう、かように私は思っております。あなた方はその衝に当たっておられるお役人さんとか、一体どのようにこれを認識しておられるか、その御認識をそれではまず伺ってみたいという。いかがですか。

○広海説明員 御承知のことと思えますけれども、この長期貿易取り決めの対象品目はごく限定されておりました。日本から中国に出すのは技術及びプラント並びに建設用資機材ということでございます。それから中国から日本に入ってくるのは原油と石炭というふうに限定しております。先ほど申し上げました三十五億ドルの中にはこれ以外にいろいろな輸出入されている品目が入っているわけでございます。したがって、平均いたしました先ほどの二十五億ドルという数字は、これは三十五億ドルの中に若干こういうものも入っておりますので、ダブリがあるかと思えますけれども、通常貿易の上にならぬ関係の貿易が乗るわけでございます。この取り決めの本文の中にもこの取り決めの「日中両国間の貿易の一部として以下のとおり締結する」ということとござい

ます。したがって、三十五億ドルが二十五億ドルということではなくて、三十五億ドルに何十億ドルかがあるいは加算されるという関係で、両国間の貿易が今後こういう取り決めで締結されたことによつて非常にふえていくのであらう、こういうふうにご理解していただく次第でございます。○藤尾委員 あなたは通産省の一課長でございますから、あなたにそれだけの責任を負わせるということは過重なものでございませぬけれども、いまの三十五億ドルに二十五億ドルが乗ったかについて、合わせて六十億ドルになる、それだけの自信があなたにおありになりますか、自信を持っておられるのか、それをおっしゃるのですか。これは国会ですよ。いかがですか。

○広海説明員 昨年の輸出入合計の数字が三十五億ドル。その中でもちろんダブリがございます。三十五億ドルの中には石油、石炭の輸入量も入っておりますし、あるいはプラント等も入っております。ダブリがございまして単純に加算はできませんけれども、しかし考え方としてはほかの貿易もある、その上にこの長期取り決めでございましてプラント類と建設用資機材、それから原油と石炭の貿易が増加するのだ、こういうふうにご考えていただくべきでございます。それから先ほど復約二百億ドルという数字が一応出ておるわけでございますが、この二百億ドルといふのはこの協定上あくまでも五年間だけ原油、石炭の引き取り量が明示されておりました、後の三年間についてはこれは協議して後で決めるということになっております。この二百億ドルといふのは、後の三年間は一応横ばいという考えで二百億ドルという数字が出ておるというふうなわけにわかれは了解しているわけでございますが、後の三年間は最初の五年目の数字よりもっとふやすのだというふうな取り決めになっております。この二百億ドルといふのもあくまでも当面のめどでございます。これよりもっと増加するであらうというふうにご期待できるのではないかと

思います。○藤尾委員 あなたは、たとえば日本に入ってくる原油でありますとか石炭でありますとかいふものが、これは五年間の話で、将来はもつとふえるのだ、こういう立場をとっておられるわけでありませぬけれども、石炭は一体どこから出てきますか、あなた御承知ですか。

○広海説明員 詳しくは存じませんが、主として入れる石炭は当面開採炭あるいはなつめそ炭といふところだといふふう聞いております。○藤尾委員 そんな無責任なことを言われちゃ困るので、石炭といふものはどこから出てきたものをどこの港へ出してくる、それからどこの船に積んでどこの港に着けて、そしてそれを揚げてどこまで持ってくるということが加わらなければ、これは日本の国に揚がったときの石炭にはならぬ

のです。よろしゅうございませうか。そうしていま現実に石炭を運ぶというのに中国というのは非常に広いので、まず陸上輸送だけでも相当な長さの輸送をしなければならぬ、その費用だけ考えてもそんな気楽なものじゃない。これは油にしてもまた同じであります。油はばかばか入ってくるなと思っておられるら大間違いでございます。将来の中国の石油輸出量、こういったものが一体どのようになるか、これはだれが知っているのですか。中国の国内だって経済は発展していき、石油の消費量はどんどんふえていきましよう、そういった先になつて油をどんどん日本のために出してくるという保証が一体あるでしょうか。そのようなことすらお考えがなくて、こういった問題についての評価をされるということとは、あなた方はほとんどその間に偉くなったたりいなくなつたりしてしまつたら、それはそれなりにここ

で言いつ放しにしてよろしいのかもしれない。あなたが、その責任をしようといふなければならぬ国民的立場からすれば、あなたのような考え方でこれを評価しておつたのでは、その基礎が揺らいでいく、まるで地震が進行している上に乗つていなければならぬというふうなことになるはしないか、そういうことを私は考えておるわけでありませぬ。私は、余り知識がなくて、ただ単にこういふことを申し上げているわけじゃない。

ここに慶応の教授であられる加藤寛さんの所説がございまして、この説におきまして、日中貿易に甘い期待は禁物である、こういうたてまえで、もと共産圏の貿易関係といふものにはいまでもコム、チンコムといった一つの枠がはめられておる。これは日本側からの輸出の問題でありませぬ。また、相手が消費財生産の停滞とか技術革新の立ちおくれというふうなことが拡大をしていくというところであれば、計画経済の本質からいって計画みずからが混乱していく、そのような対外貿易依存という関係をつくることはいかならないかということが述べられております。

またこれに對しまして、毛沢東は——もし今日

ましようが、一応向こう側の要望としては、年間粗鋼生産規模六百万トン程度のものをつくりたいという希望のようでございます。

○藤尾委員 上海一つに六百万トン規模の製鉄所をつくりたい、そういう意思の表明があつて、それを受けて稲山さんはおいでになられた。そしてその結果になつて出てきたこの日中貿易取り決めのうちで日本側が相手側に出すもの、それはプラント類である、建設資材であるということになつておる。どれくらい金がかかりますか、六百万トン程度の製鉄所をつくるのに。

○岩崎説明員 その六百万トン程度の下部の部分がつどういう圧延施設等が計画されておるか、そこまでまだつまびらかでございませんでよくわかりませぬけれども、多分数千億円オーダーにはなるであらうというふうに考えております。

○藤尾委員 数千億円のオーダーということになりますと、大体それを二百四十で割ればいい。そうするとそこに大体ドルで出てくる。そういったものを二つ三つすれば大体八年間の百億ドルというものが全部なくなつてしまふ計算になると思われませんか、いかがです。

○岩崎説明員 中国がどういう意図を持っておりますか、それ以外の点について私も承知しませんが、ただ期間的に申しまして、やはりそういう大規模な近代製鉄プラントをつくるということは相当な期間がかかるのではないかと思います。したがって、数年間に四つもそういう大規模な製鉄所をつくるということは、多分物理的になかなか困難ではないかというふうに考えますが、真意のほどについては私もつまびらかにしておりません。

○藤尾委員 中国ではいろんな機会に四つの近代化ということが言われておる。農業と近代工業と科学技術、そして国防というものであります。そのうちのほとんどが基礎を鉄というものに置かなければ伸びていかないというところは、だれが考えてもこれはわかる。そこに六百万トンの新しい近代製鉄施設というものがまず必要となつて、

そしてそれが何の目的でどのように使われていくのか、それは無論その後の処理施設を見てみなければわからぬ。それはあなたの言われるとおりだと私は思います。しかし、そこにこの貿易協定の一つの目標として相手側が鉄というものを考えておるということが言えると私は思う。あなたはいかがお考えです。

○岩崎説明員 どうも、中国の経済政策全般がどういう方向、具体的に鉄を中心にして持つておりますか私全く存じませんで、いまの先生の御意見に私としての考え方を申し述べ余地はないのでございませぬけれども、ただ、確かに現在中国は四つの近代的な製鉄所で千万トンの製鋼能力を持つておると言われております。そのほかに従来の伝統的な設備によりまして千万トン程度の製鋼能力、合わせて二千万トン程度という製鋼能力では、あの広大な中国の、いまから経済建設しようとするときにまず鉄鋼が不足するという認識を持つても不思議ではなからうと思つております。

○藤尾委員 あなたが想像しておられるように、その鉄というものに非常に重心を置いておられるらう、私はそう思います。

そこでいよいよあなたにお伺いしなければならぬのですが、いま日本の国は鉄を輸出いたしておる。いままでのところ鉄といふものは日本が日本の産業の一つの中心をなしておつた。鉄の運命というものが日本の産業の運命を決めるかもしれないというように、あるときには思われておつたかもしれない。その鉄がいま非常に悪い状態に入りつつある、また入つておる、もうのめり込んでしまつておる、私はそう思つておりますが、私のその認識に誤りがありますか、どうですか。

○岩崎説明員 御承知のとおり鉄鋼業は、いま、特に石油ショック以来成長率の屈折によつて、鉄鋼需要というものが従来の傾向では伸びなくなつたというところもございまして、かなりの需給の不均衡に悩んでおられて、その結果、昨年あるいは一昨年相当な困難な状況にあるということだと思つております。これはまた世界的にも共通な事情にある

というふうに認識しております。

○藤尾委員 世界的な共通の傾向である、これは事実でございませう。しかしながら、われわれがこれから先の二十一世紀に向かつて考えてまいりますときに、私どもいま現に五十六持つております高炉、そのうちの相当部分をとめておる、火を消しちゃつたわけですね。その生産能力は七〇%になつておる、三〇%ダウンしておる、こういう状況です。さて、これから先、この状況が、いま言われておる七〇%の経済成長でござるとかなんとかということに乗つて再び夢よう一度ということに一体なりませうか。どのようなお考えです。

○岩崎説明員 現状においては非常に先行きの見通しが困難な状況にあると思つております。現在O.E.C.D.等でも世界の鉄鋼需給の長期見通しという議論をしておりませぬけれども、やはり両論あるようございまして、一九八五年ぐらいになると需給均衡はむしろ回復して供給不足になるといふような説もかなり有力なようにも思ふますけれども、ただ、いずれにしてもこの数年はかなりの世界的に不均衡が回復しないまま行くのであらうということについては、おおよその見解は一致しておるのだらうと思つております。

○藤尾委員 いまあなたのお述べになられましたバラのような夢、そういったものが実現してくればありがたいですけれども、先ほどあなたは、特に石油ショック以来という言葉を使つたわけでございます。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕
一体、これから先二十一世紀に向かつて石油ショックという傾向のものは再び起こらぬという保障はありますか。これは石油の専門家であられる石油計画課長にお伺いいたしたい。

○箕輪説明員 大変むずかしい御質問でございまして、四十八年に起きましたような形でのオイルショックという形が起るかどうかということとは多分に政治的な動きというものが絡んでくるはずであると考へております。したがって、国際政治の上

で四十八年当時と同じような事態が起らないのか、こう言われまして、それはわかりませぬとしか申し上げられないと思つております。ただ、長い期間で考えましたときに、オイルショックは御存じのとおり、非常に短期間に油の供給が危なくなつたということでございますけれども、長い間にじくじくと供給限界が世界にないかということにつきましては、ある程度世界じゅうのコンセンサスが得られつつある状態であらうと思つております。

その中身は二つございまして、一つは、現在はあるほど原油の供給はだぶだぶでありますけれども、確定埋蔵量のあり方とかあるいはまだ未確認である、今後開発されるであろう油田の存在のあり方等から考えまして、原油事情が窮屈になつてくるだらうという見方については一致しております。

それからさらには、現在発見されつつあります油田の量と需要の伸びというのを比べますと、発見されつつある油田の量というのが相対的に減つてきているというところも事実でございまして、これはまた長期的に言へば、いま申し上げましたような原油需給というものは逼迫するだらうという見方につながるかと思つております。

それからもう一つは、長期的に需給は逼迫するにいたしましても、今度供給をされます原油の質と申しますのは重くなつてくるだらうということについて、やはり意見の一致が見られつつあるということであらうと思つております。これは、いま言われまして短期的なオイルショックということから言へば、きわめて長期にわたつていろいろな国際的な影響を与えることではないかと考へております。

○藤尾委員 いまお述べになられましたとおりだらうと私は思つております。それは諸条件みんな動きまゐるから何ともいふことがない。言ひようがありませんけれども、これから先、長期的な視野に立つてみれば窮屈になつていくだらう。窮屈になつていくということとは上がつていくということと、そのこと自体はまた鉄にはね返つていくということこ

となんです。そして、その鉄のポジションというものを考えていかなければならぬと思ひますが、これから先を鉄鋼の専門家としてあなたどう思つておられますか。

○岩崎説明員 確かに全体として非常に不安定な中でございますので、そう大きな発展というものを前提としての考え方はとるべきではないであらう、少なくとも中期的には非常に慎重な運営が必要であらうと考えます。

○藤尾委員 いまお述べになられましたことでも大体おわかりをいただけると思うのでございませうけれども、ここに一つの例を韓国にとつてみます。

發展途上の国はすべて重要な基礎的資源というものを自分で持ちたい、資材を持ちたい、持ちたいから、今日の長期の貿易協定の中でも中国は上海に六百万トン単位の製鉄所をつくりたいということを言つておる。韓国はもうすでに浦項に大きなものをつくりました。そして、その結果がどのようなことになつてはね返つてきたか、これについてあなたはどう考へておられますか。

○岩崎説明員 確かにいま韓国には多分年間二百五十万トンぐらいの近代製鉄所があると思ひます。今年末には五百万トン弱に供給能力はふえるだらうと思ひます。そういう事態は台湾にもございませうし、それからより遠くにはアフリカ、南米等にもございませう。御指摘のとおり、そういう發展途上の国が基礎資材産業としての鉄鋼業を持ちたいという傾向というのは特に最近顕著でございませう。これについてどうするか、これはなかなかむづかしい問題を含んでおると思ひます。ただ、日本国がやらなければ他がやるといふ面もございませうし、世界全体として鉄鋼需給をどうするかというコンセンサスづくりは今後とも非常にむづかしいのではないかと気がいたします。私どもとしては、そういう案件ごとに、その市場、マーケット、それからそこの技術、生産性等も含めまして、その計画がフイジブルであるかどうか

か、実現可能性があるかどうか、そこを十分検討してからそういう問題への対処を行う、少なくともそういう姿勢は必要であらうと考へております。

○藤尾委員 ちょうどアメリカが日本の近代的鉄鋼施設に押されて、いま日本の鉄がどんどんアメリカに流入をしておる。そして日本の鉄鋼の品質がよくて価格が安い、競争にならぬ。そこで、アメリカのいまの鉄鋼業界には大きな失業の危機というものが出てきておりまして、もうすでに一部レイオフなんかはどんどん進行をしておる、こういう状態であります。このことは鉄鋼だけには限らぬ、私はそう思ひます。いままで私どもは、繊維におきましても、あるいは石油化学におきましても、同じようなことをどんどん経験してきておる。戦後三十年、たったこの三十年の間に産業の中における鉄の位置というものが非常に大きく変わつてきた。これから二十年たてば、これは二十一世紀になる。一体そのときの状況というものはどのようなふうになつていくかということをおぼえざるを得ない。そして、それに対処するにいかなる道があるか、方途いかにあるかということを絶えずお考えの中に入れておいていただかなければ、産業政策といつたものが非常に欠けるものがある。きょうあすの問題ばかり追いかけても仕方がない。そのくらの指向性というものを保持していただかなければいかぬ、そう思つておるわけですよ。

先ほどちよつと浦項の問題に触れたわけでございますけれども、何も浦項に製鉄所ができたからというわけでもありませんが、浦項に製鉄所ができたといふことと並行いたしまして日本の製鉄業者の鉄輸出といふものにおける韓国の立場がどんどん上がつてきている。そういうものの結果といつたしまして、蔚山に大きな造船所ができた。そして、その造船所でできる船といふものはきわめて価格が安い。そのおかげで、日本の国内の造船はいま非常に苦境の中に陥つておるということがあります。こういったものとの間に

関連はないのでしょうか、どのように考へておられますか。

粗鋼生産能力は、従来の土法的な生産物も入れまして二千万トン程度と言われております。したがいまして、中国の現在の経済活動規模あるいは今後志向しております経済活動規模からいいますと、その二千万トンが二千六百万トンにいずれの日か近々になつていくということが、直ちに中国の国内需要を超えて、たとえば日本の輸出競争相手になつていくというふうに考へる必要は当面はないのではないかと。むしろ、やはりそういう国内建設のための鉄鋼需要のできるだけ早急な充足というところにまず主眼があるのではないかと。しかも、そういう充足の努力をしても、もちろんそれはまた経済活動全般の今後のスピードにもよりまされども、依然として相当な鉄鋼輸入需要も存続するのではないかと。最後のところは若干全体の変化いかにんにもよりますので不確定でございませうけれども、大筋としてはそういう内需用であるというふうに私どもとしては考へていく次第でございませう。

○藤尾委員 私は、その間の関係が、いままでと違ひましてさらにスピードアップされておるといふことを考へないで、非常に大きな計算違いが出てくるであらう、さうに心配をいたしておるわけでありませう。そこに新たに、この貿易協定の中に上海の六百万トン容量の製鉄所の建設というものが出てきた。これがそう簡単にできるものではない、おっしゃるとおりであります。しかし、十年先になつてもできないというものはありませう。もつと前にできるというふうになつていくと、その影響がどのようなものになつてはね返つていくだろうかといふことも、当然これは日本の産業政策を考へられる方々の考慮の中に入つていなければならぬ、さうに私は考へます。大体そういう検討を入れて、なおかつこういつた方向がよろしい、このようにあなた方は考へてございませうか。

○岩崎説明員 御指摘のとおり、規模とそれの実現の時期いかにんにもよろうかと存じますけれども、先ほど申し上げましたように、中国のいまの

○藤尾委員 中国が考へておられるそういう鉄鋼プラントの整備ということが内需用であつて輸出用ではない、私もそのように思ひます。しかしながら、その内需が拡大していく、上海に一つの大きなプラントをつくりたいといふことになれば、それがやはり毛沢東が言つておりますように、先進国の技術を学んでそれを自分のものにしていくのだといふことにはやがてこれはつながつていきました。現在でも鞍山に日本の残したものを發展させた製鉄所があります。こういったものは近代化されていくに違ひない。そういうことになつていけば、その内需だけを考へていっても、これから先の中国の内需の拡大分だけ、少なくとも両国間の関係の中に占める鉄鋼の対中国輸出といふものの関連において非常に大きな影響を持つてくる、私はかように考へますが、この考へ方は間違ひでしょうか。

○岩崎説明員 それは確かに中国の経済活動あるいは今後の發展のテンポ、そういうもののいかにんにもよるのであらうと思ひます。現在の需要を一定と

して、その中で国内生産分がふえまると当然にそれは輸入需要の減少になる、これは当然でございませうけれども、そういう経済の活動全体がどういふスピードで今後拡大していくかにもかかってくるのだらうと思ひます。御承知のとおり、現在確かに中国市場は、一九七七年で申しますとアメリカに次ぐ日本の鉄鋼業の大きな輸出市場になってきております。したがって、そういう鉄鋼の素材の輸出市場としての中国というものは、当然に考えていかなければいかぬことは、われわれとしても十分今後当然に配慮していかなければいかぬことだと思ひます。

○藤尾委員 これは中国の評価とつながっていく問題でございませう、現在の中国の経済の発展段階、その背景をなしておる中国の技術力、そういったものが、私の言ひ分があるいはきわめて妥当を欠くかもしれませうけれども、まだまだきわめて低い。だから新しいものを学ぶ必要があるし、新しいプラントを入れなければならぬ理由もそこに出てくるわけですね。そうして、これをもちてこれから近代化の引き金にしよう、恐らくかように考えておられるのだらうと思ひます。

そこで、もう八時十五分になりましたから同じようなことを議論しておつてもしょうがありませんから、同じようなことでございませうけれども、次に移ります。

今度は、私は鉄鋼輸出といふまするものの姿勢、これについて若干申し上げなければならぬと思ひます。

いまあなたが言われたとおり、中国というものが日本の鉄鋼市場といひましてアメリカと並ぶ大きな市場になってきた。日本の鉄鋼業界としてはこれは大変大事なお客さんである。ミスター・アイアン・山君がそのように考えられるのも無理はない。そう思ひます。しかし、片一方の足であるアメリカというものの輸出の關係において、いま日本の価格が余りにも安いということ、その価格体系を変えていこうということ、トリガー価格というものが一応決められ、さらにそれでも

安いということ、いまその再検討がこれから行われるという報道もけさあたり散見をいたしておるわけでありませう。日本の鉄鋼業の輸出の姿勢、それはあなたが考へてなられて正しい姿勢である、かように考へてございませう。

○岩崎説明員 日本の鉄鋼輸出がダンピングであつたかどうか、これはなかなかむづかしいところでありまして、私もとしてはダンピングでなかつたと確信しておるわけではございませうけれども、いづれにしろ昨年は、むしろ日本だけの責任というよりは、世界的なそういう需給不均衡の中でE.C.の鉄鋼業は日本より、より苦しかったかと思ひますが、E.C.等を含め鉄鋼貿易、世界貿易全体がある意味での異常な混乱に陥つたことは事実であつたと思ひます。特に日本につきましては、そのことが円高と絡まりましたので、一層そういう面での国内産業への影響は強かつたと思ひます。そういう中で内外需の新しい状況、新しい環境に対処するための国内産業の努力というものが昨年じゅうなされてきたわけではございませうが、全体の感覚としましては、ようやくこゝしに入りまして内需、外需ともある程度の新しい秩序づくりのめどができてきたのではないかと、いふふうに全体としては判断いたしております。米国のトリガープライスは、御指摘のとおり昨年の世界の鉄鋼貿易の若干の混乱の中で米国側から出された一つのシステムでございませうけれども、私もとしまして、そういう世界の鉄鋼貿易の不必要な混乱の防止という意味で、これに積極的な協力をいたしまして、むしろ現在、日米間の非常な意思疎通のもとに、これがそういう鉄鋼貿易の秩序回復の一つの大きな手段として活用されつつあるといふふうに考へております。

それからなお、今回参ります調査団というのは、米国のトリガープライスが三月月ごとに改定されることになっております。したがって、今年七月—九月期のトリガープライスをどうしたいか、そのためには日本の産業のコスト要因に新たに変化があつたかどうか、それを調べに来

るわけではございまして、現在のトリガープライスが全体として低過ぎるからと上げるといったような考え方であるものではないと考へております。

○藤尾委員 あるいはそうなのかもしれませう。私は別に深く勉強しておるわけではありませうから、お説のとおりだとしておきましよう。

そこで、そうなるまいと思ひます、それはダンピングであるか否かということをはきわめてむづかしい問題でございませうから、私もここでそれを決めるわけにはまいりませうけれども、少なくとも日本の鉄鋼、その中で一番主力をなす鋼材の建て値といふもの、輸出価格との間になかななり大きな開きがある。この事実をあなたは認めになりますか、いかがです。

○岩崎説明員 そのとおりだと思ひます。

○藤尾委員 そのとおりであるといふことでございませうから、まさにそのとおりでございまして、これではこの建て値に従つて、その建て値を目当てにしております日本の国内産業といふもののが対外競争力を失つていく、あたりまえのことです。これはその違ひが余りにもひどい、そうですね。

たとえばここにあなたからもらった資料があります。この資料があるいは間違つておると言へば、それまでの話でありますけれども、間違つておれば、これはあなたが間違ひでございませうから、そのところをよく御承知おき願つてお考へを願ひなければならぬと思ひます。厚板の価格一つをとつてみましても、トシ当たり四十九年五万二千五百円、五十年五万九千三百円、五十二年六万二千三百円、五十一年七月七万一千五百円、五十二年六月七万六千五百円、こういうふうになつてきておる。これだけの価格をしておる。その同じときに輸出価格といふものを見ても、厚板中国向け、五十一年百九十二ドル、五十二年百九十六ドルあるいは百八十三ドル、百八十二ドル、二百ドル、百九十五ドル、百九十九ドル、百八十九ドル、百八十九ドル、こういうふうに出てい

る。これと当時のドル価格を掛け合せてみて、そしてこの建て値と比べてごらん下さい。まともにやれば、日本の造船業者が立つていくわけがない。つまり鉄鋼業者が自分の高炉をずっと燃し続けていかなければならぬ、生産を続けていかなければならぬ、そのために輸出をどんどんしていかねばならぬ、多量の値段の切り下げはやむを得ぬといふことで狂奔しておる姿が、この鉄鋼の輸出単価の推移、これ一つ見てみたつてすぐわかる。そうだと思ひませう。

○岩崎説明員 いまのお示しになりました建て値及び輸出価格の数字は、まさにそのとおりだと思ひます。ただ、先生御承知のとおり、建て値といふのがそのまゝ個別取引の価格水準になつておるといふことはございませう、特に造船にございましては、輸出用船材に対する特別の割引制度とかそういうこともあるやに聞いております。具体的に造船業にどの値段でどういふふうになつておるのか、私もよくまづからにしておりませうけれども、少なくとも特にこの一、二年間は建て値からの現実の値段の乖離というのが非常に激しくございまして、たとえばそういう大口需要家ではございませうが、市中取引向けの値段、これはほぼ毎日情報でございませうけれども、それで見ましても、たとえば五十二年六月、昨年の六月で建て値は七万六千五百円、それにさういふ市中価格は七万円とございまして、それ以後国内価格は一層一回低下したはずでございませう。今年になりまして、ようやくこの一月から再び上昇機運になりまして、現在は七万一千円から二万二千円ぐらゐまで回復しているのだらうと思ひます。いづれにしましても、しかし造船業といふさういふ大手継続需要家はまたさういふ市中価格とは別途の価格が個別に適用されておるのだらうといふふうに推測いたしております。もちろんしかしその程度の建て値との乖離はございまして、いま先生がお示しになりましたさういふ韓国向けなり中国向けなりの厚板輸出のFOB価格が昨年において、手取りで申しますと、さういふものをかなり下回つてお

つたということもまた事実かと思ひます。これは
そういうドル表示の低落もさることながら、その
間に二割四角が切り上がったので、その円表示
で申しますと、ますますその差が大きくなる、こ
ういった事情もございませう。しかし、それにし
る、そういう全体の需給の不均衡の中で輸出価格
というのが相当昨年韓国向け、中国向け等に見ら
れたことは事実だと思ひます。

○藤尾委員 あなたが表現がいろいろございま
すから、いやなことを申し上げなければならませ
んけれども、そのことは何も厚板だけに限った話じ
やありません。現にあなたは七万二千円とか七万
円とかという数字を挙げられましたが七万
も、そのときに韓国から日本に入ってきておる厚
板というのは、輸送費を入れて五万五千円です。
ですから、それあるいはそれ以下でなければ、日
本の鋼材といふものは韓国に入らないので
す。そうすると、国内に向けての価格と輸出価格
との間に非常な大きな落差がある。そして国内の
業者がその落差というものの大きな部分を
しよわされておる。何もこれは厚板だけの話じゃ
ありません。大阪のネジ屋、いま全滅です。なぜ
か、これは日本の業界から出る棒鋼といふもの
の値段と、韓国や中国やあなたが言われたとおり
台湾の棒鋼の価格との間にこんな違いがある。あ
んなものは機械にこうかけておけば簡単にネジが
飛び出してくる。技術も何も要りやしません。そ
で、とてもじゃなければ競争にならないとい
うことで、いま総倒れに倒れようとしておるわけ
です。そのもとは鉄鋼業者の姿勢にある。私は極端
を申し上げておるわけじゃありません。事実です
から。そういう認識を私は持つておるわけです。
そうして日本の鉄鋼業者もそれはあえてしたくな
い。どうしてもやらなければならぬ、それだけの
苦しさがあるからそういうことをやるのです。そ
の苦しさのほけ口が中国向けの輸出の急増とい
う形になってあらわれてきています。しやにむに鉄が
生き延びなければならぬといふからには、どこか
へとにかくこれを売っていかなければならぬ。相

手が何であろうと、何に使おうと、とにかく売
るというところが現実の鉄鋼業者の頭の中心に座つて
おる物の考え方である、私はこのように考へてお
りますが、そこで私が極論するのは間違ひかも
しれませんけれども、あなたは一体どのように考
へておられますか。

○岩崎説明員 確かに、昨年は四半期ごとの需要
見通しをつくりましたのですけれども、それが毎
四半期ごとと終つてみますと、それよりさらに
下回つておりまして、結果的に五期連続減産をし
たわけでございませう。そういう中で新しい新し
い需要に對し切れなかつた生産分、これをどう
いうふうにさばくかといふのはやはり非常に大き
な問題であつたろうと思ひます。ただ、最近よう
やく、これも私も一つの観測でございませう
で、当たるかどうかはわかりませんが、一億ト
ンという生産体制で一つの底固めができたのでは
ないか、新しい需要に對する生産体制になつた
のではないかと、そういうのを前提にして、そうい
う一昨年の建て直しも守られてなかつたような市況
がようやく均衡回復過程に内外ともに入つてきた
のではないかと、いふふうに考へております。した
が、いまして、今後、ただ生産を維持するための安
値での販売といふようなものは漸次影をひそめて
いくのではないかと、いふふうに期待してござい
ます。

○藤尾委員 あなたが言つておられるのは、日本
の経済政策が非常に大きく変わつて、とにかく
公債を三兆八千億出して公共事業を三兆四億や
なければならぬのだといふいまの物の考え方、は
ね返つて、鉄鋼といふものが息をついておる、つ
き出したといふことをあなたは言つておられるだ
けなんです。公共事業が一応循環し終つて、終
つたときの鉄鋼の姿といふのはしからばどうな
ると思ひます、どのような想定です、それをお
聞かせ願ひたい。

○岩崎説明員 確かにそれもあるかと存じま
す。特に今後の期待といふことで、そういう公共
事業の拡大といふのが非常に大きな明るい材料で

あることは間違ひないと思ひます。

ただ、私が申し上げたのは、むしろ生産体制
が——公共事業そのものの鉄鋼上へのはね返り
といふのは、量的にはさう大きなものではまだない
と思ひますけれども、もちろん、今後はそれは期
待しているわけですが、ただ、生産その
ものが、ピーク時の生産は一億一千八百万トンあ
りましたのを一億トンあるいはこの四半期という
瞬間風速で考えますと、九千四百万トンぐらいま
でに縮小したしております。そういう縮小、まあ
それが二十三本の高炉休止といふことになつてお
るわけでございませう、そういう縮小は縮小なり
に一つの秩序ができたといふことで、もちろんそ
れなりの価格水準でなければならぬけれども、
いまはそれを急速に拡大しなければ鉄鋼業とし
てどうしても成り立つていかないといふより
は、そういう量的な環境の中で輸出なり内需なり
あるいは生産の合理化によりつて一つの均衡を
図ろうといふ努力をしているのではないかと、そ
うの方に重点を置いておるのではないかと、い
うに考へる次第でございませう。

○藤尾委員 いずれにいたしましても、これから
先、将来といふものを展望されて、そうしてそこ
にある時間をかけたならば、その時間のうちに、
ある一定数量の限界の中でわが国の鉄鋼といふも
のをその枠の中へ流し込んでいかなければ、鉄鋼
業界は自滅するのです。そういう状態になる。そ
ういふときの輸出といふものの意義がその間の時
間をかせぐ大きな要素にもなり、また公共事業と
いふものが非常に大きな救いであるいは光明に
なつていくであらう、さういふことは考へます。し
かしながら、それにしても、さういついつまでも
続くものではないといふことはお認めいただか
ない、鉄鋼業界の方々は非常に日本を代表され
るような財界の指導者でございませうから、それ
らといふことは考へておられるに違ひない、そう思
ひます。しかし、その考へ方が、いまの韓国とい
うもので起つておるような現象が次々に世界的
に出てくる、さういったことも考慮に入れておか

れないと、日本の基礎産業として将来取り返しの
つかない大事を来すかもしれない、さういふこと
を私は恐れておるわけです。鉄鋼の時代といま
すものは、もう拡大基調にこれが乗つていくとい
うことは再びない、これだけははっきり言える
と思ひます。あなた、どのように思ひます。

○岩崎説明員 長期的に、量的にどうなりま
すか、確かに非常にむづかしいところだと思ひま
すけれども、確かに、御指摘のとおり、中期的に考
へました場合には、鉄鋼業が、特に日本の鉄鋼業
が、いま当面拡大すべき余地はないのではないか、
能力的にもすでに一億四千万トン保有してござい
ますので、さういふに考へます。

○藤尾委員 私は、もうすでに八時四十分になつ
ておりますし、この問題ばかり議論しては行か
ないと思ひますから、いままの日本の鉄鋼業界の置かれて
おるスタンダードポイントといふものと、この日中の
長期貿易取り決めといふものとの間に関連あり
といふように私は考へてしるべきだと思ひます
が、これは外務省、あなたどう思ひます。

○中江政府委員 私冒頭にその概要を御説明いた
しました長期取り決めといふのは、申すまでもな
く民間の間でお話が進められてきたものでござ
いまして、民間の間の話がどういふ思慮、思惑に基
づいて行われているかといふことはそんたくする
ほかはございませう、それを政府なり国の立場
からどう評価するかといふ点は先ほど来主管官庁
たる通産省の方で御説明がございまして、先生の
御質問あるいは御疑問についていろいろ御説明が
ございまして、外務省の立場からいたしますと、
日中間に長期的な安定した経済発展、貿易発
展が確保されるということ自身は望ましいことで
ありますけれども、そのことが長期的な展望を欠
いたために将来に災いになるかといふことは、外
務省としても気を付けなければならぬ点だとい
ふふうに思ひますので、これはやがて長期取り決
めが一つ一つの具体的な契約なり取引として上
がってまいりますときに、十分留意してまいる必要があ

というふうな受けとめております。

○藤尾委員 私は非常に疑い深い性格であるからそのようなことを申し上げるのかもしれないけれども、中国が非常に鉄が欲しい、鉄のプラントが要る。それと国防の近代化をやらなければならぬという要請との間に関連があると思いいですか、あるいはあると思われませんか。

○中江政府委員 これは中国側のお考えになることでありますので、断定的には申せないわけですが、四つの近代化というものが鉄を必要とするということ、通常の常識で言えば理解のできることで、こういうふうな思いです。

○藤尾委員 せっかくおいでをいただいておりますから、今度は防衛局長にお伺いをいたしますけれども、防衛装備の近代化をやらなければならぬ、国防の近代化をやらなければならぬといふときに、船をつくるにいたしました、あるいは戦車をつくるにいたしました、あるいは砲をつくるにいたしました、それが鉄と非常に大きな結びつきを持っておるというように思われませんか、思われますか。

○伊藤(主)政府委員 いま先生がおっしゃいましたように、船をつくるにいたしましたも戦車、砲をつくるにいたしましたも、鉄は重要な要素であると考えております。

○藤尾委員 最近実はいままでもチンコムで、あるいはコムでも禁ぜられておったのかもしれないけれども、禁ぜられておりました中国への輸出の中に大型電算機というものが入っております。これは日立から出るもののようにございます。この大型電算機というものは、これまた国防の近代化というものと結びつく可能性はきわめて大きい、かように私は考えておりますが、防衛局長、あなたはどのようにお考えになりますか。

○伊藤(主)政府委員 私はその大型電算機が直接どういう形で結びつくかというところまではつまびらかに知りませんが、御承知のように、軍事技術の近代化の中で電子計算機というものがきわめて大きな役割りを果たしてまいりましたと

いうのは事実でございます。

○藤尾委員 私は、これ以上この問題で時間をとつてはどうか言ってみたくてしようがありませんから、これで大概のところやめにしておきますけれども、中国が非常に鉄が欲しい。そしてそれが国防の近代化というものの、四つの近代化、むろん四つとも大事でしょうけれども、その四つの近代化の中の一つの骨になっておりますものは、いまの置かれておる中国の立場、その防衛的立場、そのうちから考えて、私は防衛装備というものの近代化と結びついておる、その優先度はきわめて高い、かように考えておるわけであります。私の考えが間違つておれば、これは私のひがみかもしれません。そういうことになってくると、この日中長期貿易取り決めというものは、あるいはいさようございませうかでは済まない、そういうことになってくるかもしれない。アジアにおける防衛的あるいは国防的ステータスというものを考えていくかもしれない。そしていま問題の焦点になっております中ソの一つの関係、こういったものが永遠にこれから続いていくということであればまた別でございますけれども、この中ソ関係の将来、一、二年のことでもなくとも先の将来というものを考えてみて、それがどのように変わるかもしれないということになってまいりましたときに、近代化されていく国防装備、そういったものがどのような力になってアジアに対する働きをしていくかということも、私は考え方として考慮の中に入れておかなければならぬ問題の一つである、さように考えておりますが、アジア局長さん、あなたのようにお考えでございますか。

○中江政府委員 中国に限りませう、わが国は発展を遂げました経済、技術の力をもつて開発途上国に協力してまいるということは、特にアジア地域では多くのケースがあるわけございまして、先ほど例に挙げられました韓国との関係もその一つであったわけでございます。いずれにいたしましても開発途上国が近代化されまして、そして日本との間に平和と繁栄を分かち合うような友国となつていくこと自身は非常に好ましいことだと思

います、それがそうでないようになるといふことは、これは事志と異なるわけでございます。したがって、日本としてこれからアジアの中でいろいろの主義主張の違った国あるいはもとにする国、多くの国とつき合つていきますに当たりましては、いま先生の御指摘になりましたような長期的な見通しといひます、目的意識というものを失わないでやっていきたい。中国の四つの近代化の中に、これが周辺諸国にとって脅威になる、あるいは力でもって拡大していく、そういうような危険はないという判断のもとで目下のところは対処しておるわけでございます。それは先ほど申し上げましたように、中国に限らずいづれの国でありまして、日本としては友好協力関係を保つていくという基本政策に沿う限りにおいては日本としての応分の寄与は続けますけれども、それがそうでないといふことにならないように絶えず細心の注意を払っていきたい、こういうふうに思ひます。

○藤尾委員 園田外務大臣から伝言がございまして、デンマークの外務大臣との間で日本とECとの経済問題の会談が長引いているので、どうか御勘弁願いたい、そちらの方に行く時間が無い、こういうふうな書いてございませうから、これから本論に入ります。通産省の方々は引き取り願つて結構でございます。

覇権という問題があるわけでありませう。これは、いろいろこの問題について十二分の御検討をされておられると思ひますけれども、この覇権といふものについて、私どもがかつて北京で結びました共同声明、これでは、第三国をお互いに意識するものではない、このように第一段で書いてございまして、その後、この地域において覇権をねらうと申しますか、そういう国家あるいは国家集団といふものがあれば、これに対して反対をしていく、反覇権的行動といふものをとっていく必要があるのだといふことが書いてございませう。大体においてそのような認識で間違ひございませ

んか。

○中江政府委員 いま御説明になりました前段の第三国に対するものではないという点は、直接覇権あるいは覇権に反対といふことを引用した形ではなくて、日中間の国交正常化は第三国に対するものではないといふふうな書き方になっておるといふことを除きましては、いま先生がおっしゃいましたような筋書きになっております。

○藤尾委員 この考え方といひますものは、一体、それから五年半たつておるわけでありませうけれども、その間大きく変わつてきた兆しはございませうか、ございませうか。

○中江政府委員 共同声明の第七項に掲げられております考えそのものには変わりはないばかりではなくて、その後十カ国近くとの間の共同声明でも何度も繰り返して使われている一つの考え方である、こういうふうな認識しております。

○藤尾委員 その考え方は、あなたがおっしゃられたとおり、全部共同声明に書かれておるといふことでございまして、共同声明と申しますのは、これは私が申し上げるまでもなく、そのときの政府と政府が、そのような認識を持っておるといふことで、共通の認識を表明しただけでございまして、国家といたしましての責任あるいは今後の行為といふものを規定しておるものではないはずであります。つまり、今日この段階におきまして、中国の他国と結んでおられます、友好平和条約ですか、平和友好条約ですか知りませんが、この種のもののにそのような表現はないと私は心得ておりますが、その点はいかがでございませう。

○中江政府委員 条約と名のつく国際文書に取り入れられた例はないという点では、私どももそう思つております。

○藤尾委員 そうすると、非常に熱心に先ほど外務大臣は、これが締結交渉をお始めになられ、そしてできれば、もつとも私はその場におつたわけではありませうから、その内容がどうであつたか知りませうけれども、あの人の考え方として

は、始めたら、できるだけ締結に持つていきたいのだ、こういうことでございますが、もしその中に、この種の共同声明のような文書が文章の中に入っていくということであれば、これは世界で初めてのことですな。

○中江政府委員 言葉として入る例としては、初めてのものになるかと思ひます。

○藤尾委員 それが初めてであればこそ、共同声明で第八項におきましてこれを平和友好条約化していくということに努めましようと言つて両国が共同声明で述べ合はれた。正確に言へば、ここに文書がございすから、これを読めばわかるわけでございますけれども、そういう関係にある。それを初めて今度これを条約化しようとする日本国がやろうとしてゐる。非常に危険を伴つてゐる、その内容を非常に吟味しなければならぬ、そういうことであればこそ、以来五年半という日月がたつてゐる、私はそのように考へておりますが、一体、この間の五年半という年月といふものは何を意味してゐるのでしょうか。

○中江政府委員 五年半は、日中共同声明に基づいて日中関係が発展してきた期間でございます。主として、まず共同声明で約束されておりました四つの実務協定を次々と締結するということに相当な部分が割られましたし、他方、平和友好条約につきましては、七四年の暮れあたりから、これの締結のための交渉を開始するといふ共同声明の条項に従ひまして交渉が開始された、こういう期間であつたと思ひます。

○藤尾委員 あなたのお言葉は、私はきかめてゐるんないやと思ひます。私は、私ばかりでなく、あなたのお言葉の中で、他のいろいろな協定、そういうものができるのに時間がかかつたのだということも、あなたのおっしゃられた中の重要な部分だと思ひますが、その諸協定が結ばれなければ、しからば一体第八項に規定されておる平和友好条約といふものの交渉はやつてはいけません、このように考へる方でも進められたわけでございますか。

○中江政府委員 そういう考へ方ではございませんでした。つまり実務協定は、早速正常化したしました日中間で解決を要する実務上の関係のものでございすので、これはできるものから締結していく。他方、日中平和友好条約の方は、これは将来にわたる平和友好関係を規律するものでございすので、そういう観点から慎重に交渉していく。こう、こういうことであつたわけで、その時間的な後先については、日中共同声明から来る拘束といふものは別段なかつたわけでございます。

○藤尾委員 いまあなたが言われたとおり、両方の間には関連はないのです。実務協定は実務協定、時間がかかる時間がかるまいが、できるものからやつていく、そして平和友好条約は平和友好条約、できるだけ早くこれを締結したいという願望が込められて、それ相当な努力がされた。しかし、その間、五年半の努力の中で、先ほど大臣にも申し上げましたけれども、双方が満足すべき条件といふものが整つてこなかった、そこで五年半たつてしまつたのだ、こういうことじゃないのですか。

○中江政府委員 この五年半がどういふふうにより日中平和友好条約の交渉との関連で経過したかという点は、これはいろいろの要素があると思ひますが、いずれにいたしましても、当初から日中双方とも満足し得るものでなければ締結できないといふのは自明の理であつたわけでございます。最近交渉の機が熟したつたといふふうに政府首脳の方で判断されたことの中には、日中双方で満足し得るものを締結するための具体的な交渉をする機が熟してきているという意味では、いままでとは状況が変化してきている、私もそれはこのうふううに受けとめて、取り組んでおるわけでございます。

○藤尾委員 持つて回つたようなことを言われますから、あえてわかつておるようなことでもお聞きしなければなりませんけれども、そうすると、最近その機が熟してきた、問題はだんだんほどけて、そして両国間で満足すべき状態がいまやでき

つつある、熟柿が落ちてくる、そういう状態にいまなつておりますか。

○中江政府委員 これは、総理が予算委員会その他でもおっしゃつておられますように、満足し得るものができるといふ機が熟してきて、熟した柿が落ちるような状況まで来ているかといふと、そうではない、つまり交渉に入らないう手前、段取りを詰めるような時期になつてきている、こういう意味だといふふうにおっしゃつておられますが、そのとおりであると思ひますし、したがひまして、内容についてどういふことは、まだまだ交渉の中身の問題で、いまだどういふ状況かといふことは申し上げかねると思ひます。

○藤尾委員 その申し上げかねる中身の中で、これはいろいろありましよう。先ほど来問題になつておりました、中ソ同盟条約ですか、同盟防衛条約ですか、その中の敵国条項といふものの処理といふような問題もありましよう。その問題については、先ほどあなたが答へたにあられたお答えと、大臣が答へられたお答えとの間には相当な距離があつたといふように私は拝聴いたしました。事実上、大臣は、この問題はあなたが言つておられるような形式的なもの、つまり日本は国連に加盟した、その時期から平和国家になつておるのだから、その問題はなくなつておるのだといふようなことではない。もしあなたが言われるようなことを国民全部がそうだと思つて言つてごらんない。国民の大部分は怒りますよ。そんな甘々なものじゃない。いやしくも、国家と国家が一つ一つの条約の中において、これから何年先までか知りませんけれども、平和友好関係を続けようと言つておるときに、おまえの国の帝国主義は敵であるといふものが前からあつて、依然としてそれが生きてゐるといふような状態の中で、これが双方矛盾しないやないで国民の耳にすつと入つていきましか。そういうことではないから、先ほど大臣は、もし自分が行くといふようなことになつたら、自分が責任を持つてこの条項といふものをどのよう

に解決するのだといふ話をした、こういうことを言つておられたじゃないですか。この問題一つ取り上げてみましても、私は相当な問題だと思ひますよ。しかし、その時期が来年の二月ですから、恐らくいまの状態から考へてみて、それほど大したことにはなない。一番両国間に存在をしておつた、五年半にわたつて未解決であつた、その問題の一つとしては非常に解きやすい問題になつてきておるやうに思ふ。だから、私が行つて話をして、その結果をはつきりさせたいのだ、これはきつと外務大臣の意向でしょう。そうじゃないですか。

○中江政府委員 いま、中ソ同盟条約について先ほど御説明しましたことと、大臣がその後には御答へになりましたこととの間に隔たりがあるといふふうにおっしゃいましたけれども、私が申し上げましたのは、もうすでに国会で何度も総理も外務大臣もおっしゃつておられますが、中ソ同盟条約といふのは、形式的にはいまおっしゃいますようにに存続はしておりますけれども、実質的な意義は失われてゐるといふことと、それから、この条約の存在が日中平和友好条約の締結交渉を進めるに当たつて重大な障害にはなつていないといふ御説明をしておられる部分を私が申し上げましたわけであつて、外務大臣がおっしゃいましたのは、にもかからず、いま藤尾先生が御指摘のように、日本国民の目から見ると、そう簡単にもういいのだといふわけにまいらない面があるが、その点については、中国との交渉の過程を通じて国民に納得のいくような方法を講ずることについて何らかの措置をとるといふことをおっしゃいましたわけで、私はその後段のところを言わなかつたといふこととでございまして、そのことが必要であるとかないとかといふことではない面を申し上げたので、その間に隔たりがあるといふことではないといふ点は御認識いただきたいと思ひます。

いま外務大臣が、この締結交渉を再開するに当たつて、みづから中国に赴いてどういふことかといふことをいろいろ御説明になつております部分

は、これは外務大臣の御説明どおりにお受けとめいただくほかはないかと、こういうふうに思っています。

○藤尾委員 あなたの議論をこれからずっと詰めていくわけでございますけれども、後ろに伊藤防衛局長がお気の毒にまだ待っておられますから、あなたの方から先に片づけます。

○伊藤(主)政府委員 けさほどの新聞に出ておりましたのは、私どもの方でこれは発表したわけではございません。前にも一度御説明申し上げましたが、御承知のように防衛庁におきましては、統合幕僚会議の事務局、それから陸海空の幕僚監部にそれぞれ調査部というのがございまして、いろいろな情報を集め、その資料を分析いたしております。

○藤尾委員 けさほどの新聞に出ておりましたのは、私どもの方でこれは発表したわけではございません。前にも一度御説明申し上げましたが、御承知のように防衛庁におきましては、統合幕僚会議の事務局、それから陸海空の幕僚監部にそれぞれ調査部というのがございまして、いろいろな情報を集め、その資料を分析いたしております。

○藤尾委員 けさほどの新聞に出ておりましたのは、私どもの方でこれは発表したわけではございません。前にも一度御説明申し上げましたが、御承知のように防衛庁におきましては、統合幕僚会議の事務局、それから陸海空の幕僚監部にそれぞれ調査部というのがございまして、いろいろな情報を集め、その資料を分析いたしております。

○藤尾委員 一斉に各新聞に同じようなことが出ているのですから、あなたの方で発表なさったものでないにいたしまして、その内容というものは大同小異でございますから、大体あのようなことである、さように思つてよろしうございいますか。

○伊藤(主)政府委員 いわゆる日中平和友好条約の締結によつて極東の軍事情勢に大きな変化が起きないというように意味におきましては、いま申されたとおりだと私も考えているわけでございます。

○藤尾委員 私は、あなたに一つだけ伺いたいと思います。日本の防衛あるいは北東アジアの防衛というものは全般を考へてみましてもさうございいますけれども、台湾海峡のステータスが変つていくというふうなことがもし起こりましたときに大きな変化が起らない、あなたはさういふ風に言われますか。

○伊藤(主)政府委員 台湾海峡あるいは台湾地域というものが日本の安全保障にとつてかかわりを持つていくというの事実でございますので、ステータスが非常に変わるということがあり得るとすれば、それは日本の安全保障に関連があるものというふうに考えております。

○藤尾委員 しかばあなたはさういふことは絶対これから将来起こり得ない、かように甘く見ておられる、こういうことでございいますか。

○伊藤(主)政府委員 情勢の判断というものは、いま先生がおっしゃったように、将来にわたつて絶対にさういふことにならうというふうな断定できるものではないと思ひます。したがひまして、台湾海峡のステータスが絶対に変わらないといふことを申し上げておるわけでは決してございませぬけれども、日中平和友好条約が結ばれたその時点において、大きく変化することはないのであるという一応の判断をしてゐるわけでございます。

○藤尾委員 あなたの言つておられることと私の聞いていることの間に大きな差異がありますか。あなたはさういふものがある、あなたに一つだけ伺いたいと思います。日本の防衛あるいは北東アジアの防衛というものは全般を考へてみましてもさうございいますけれども、台湾海峡のステータスが変つていくというふうなことがもし起こりましたときに大きな変化が起らない、あなたはさういふ風に言われますか。

○伊藤(主)政府委員 長期的判断ということになりますと、いろいろな判断があるかと思ひますが、当分の間というものは、やはりアメリカの軍事力というものはきつめて強力でございます。そしてまたことしの国防報告にもございいますように、ソ連に対する対抗勢力としての強力な軍事力を維持していくことを申しておりますので、当分の間というものは、現状が大きく崩れるというふうには考へていないわけでございます。

○藤尾委員 あなたの申しようがわからぬわけでもありませんけれども、余り甘く見ておると、しかもさういふ非常に甘い觀察というものを内外に表明されますと、それが当たつていふうちはよろしうございいますけれども、外れたときには大変なことになるから、今後その種のことは余り大口をおたきにならぬ方がよろしい、私はさうに思ひますが、念のために申し上げておきます。おわかりになられたら、お帰りになつて結構でございます。

○藤尾委員 アメリカのプレゼンスというものをそれをとめるであらうというのがあるの期待でございます。しかしながら、それはアメリカの意思がかわらないという筋が先にそこに一本通つておつて言えることとございまして、これから、皆さんも先にも十二分に御検討のことかもしれませぬけれども、ソ連も社会主義、覇権主義の国であるといふことで、これに對抗していくといふことがいまの中華人民共和国の大きな目的の一つであります。そのためにやれることは何でもやろうといふことで、対米、対日、対東南アジア、対西欧、いろいろな外交的政治的措置をとつておられる。これはこれなりにわかります。しかしその社会主義ソ連といふものとの関連と並行して、アメリカ帝国主義といふものにもおれは反対をしていくのだといふものがそこにある。それがどんどん力をつけていくといふことになつて、果たしてあなたの言れるようなアメリカのプレゼンスといふものがいつまでもそのような役割を果たしていくのでしょうか。私はきわめて疑問だと思ひますよ。いかがですか。

おる国防理論であり、安全保障理論であり、そしてそれが外交理論になり、政治理論になって、その線に従ってあらゆる手が打たれておる、さように私は考えておるわけですが、私の考え方に大きな間違いがあるとあなたは思われましようか。

○中江政府委員 中国がどう考えているかというところについては御所見でございまして、それを私が間違っているかどうかというのを言う資格もないし、またそれは日本の政府の職員の一員としては、隣国あるいは他国の政策についてどう評価するのが正しいか正しくないかというところは、こういう席ではなかなか言えないこととございしますが、いまおっしゃいましたようなことが中国の発表しておりまして文書の中に出ていっているという事実は私どもも承知しております。

○藤尾委員 これは何も文書の中で出てきておるだけじゃございません。昨年の九月二十九日、国連で黄華という外務大臣は、幾つかの大国が覇権を争奪しようとしておる、これが帝国主義の重要な特徴である、特点である、こう言っておるわけでありまして。この言葉は、恐らくレーニンが言っておりまして帝国主義論の一節をそのまま引用したものであると私は思います。そういうことであれば、これを年表別に見ましても、中国といふものは、彼らが恐れておる帝国主義、覇権主義といふものは、一番初めは、少なくとも一九六〇年までは、あるいはもっと長く考えれば一九六九年、七〇年まではアメリカであった。その一九七〇年という年を境にしてそれが急転したしまして、ソ連社会帝国主義といふことで、帝国主義、反覇権の対象がアメリカからソ連に変わっていくわけですね、両方並列はしておりますけれども。その歴史といふものが別に変わったわけじゃないと私は思うのです。当面、一九六八年ですかに起こりました珍宝島事件とかなんとかが目の前で起こってきたから、そこで転回せざるを得なくなってきた。そうしてそれがひしひしとこたえてきたから、北京を初め穴をいっぱい掘ってそうして第三次大戦に備えるがごとき措置をとりつ

つ、戦争の脅威というものを国内にも訴え、かつまた国際的にも訴え続けてきた、こういうことだろうと私は見ておるわけでありましてけれども、私の方が見方非常に大きく間違っておりますか。

○中江政府委員 先ほど申し上げましたように、間違っているか間違っていないかというところは、横に置きまして、中国の言いが米ソ超大国からソ米超大国に変わったというところは、私どもも認識しております。

○藤尾委員 あなたは外務省の役人ですから、こういう公の場でございまして、私がまともに話をお聞きいたしましたしてもなかなかまともにお答えをされない。まことに隔靴掻痒というやうな印象しか私は受けない。また国民の皆さん方も、そういう点は非常に不満だろうと思ひます。

その政策といふものはその基礎に物の考え方があつた。中華人民共和国には中華人民共和国の世界政策といふものがあつて、そういうものの路線の上で対米関係をどうしようかといふことと、それはなかなか簡単にいかなないでつまずいたやうでございましてけれども、それに手を出してみよう。そして日中のことは一体どうなるだろうかと、対ヨーロッパはどうなるだろうかと、いろいろ手を出してみようといふことの中の一環にこの日中平和友好条約問題といふものが位置づけられておる、私はかように思っておりますが、この点はいかがです。

○中江政府委員 これはいずれの国でも、自国の政策のもとでそれぞれ二国間の関係を処理していつておるわけでございますから、日本が日中関係をどういふふう位置づけたいかといふことがあつたのと同じように、中国には中国の立場からする中日関係の位置づけたいものがあるやうかと思ひます。ただ違ひますのは、先ほど外務大臣もおっしゃいましたが、中国の世界政策と申しまして主権主義、体制の異なる国でありますから、すべてがすべて日本と同じであるはずがないといふことは、これは当然の前提だといふふうに認識しております。

○藤尾委員 その違った世界観に立つて違つた物の考え方をしておる二つの国が、双方に満足すべき状態をつくり出そう、そこに調和点をつくり出そうといふ試みが今回の日中平和友好条約の覇権問題の処理であるやう、かように私は考えておるわけでありましてけれども、この考え方はいかがです。

○中江政府委員 外交交渉をいたします以上は、大なり小なり立場の違いがあることが前提になつて交渉が行われて、その違いにかかわらず何らかの妥協点といふものが合意点を探るといふことにならうかと思ひます。

特にいま覇権の問題を御提起になりましたが、覇権につきましましては、先ほど申し上げましたやうに、共同コミュニケにはいろいろ出ておるけれども、御承知のやうに一九七四年十二月十二日に第二十九回国連総会で採択されました諸国家の経済権義務憲章といふものの中に「覇権及び勢力圏追求を試みないこと」、これはヘゲモニーといふ英語も同じでございますが、そういうものがすでに使われておりますので、これにはソ連は賛成投票しておるわけですが、こういうものが足がかり、よりどころになりましてだんだんと交渉を煮詰めていくといふことにならうか、こう思つておる次第でございます。

○藤尾委員 これは詳しいことを言つておると、まだ何時間もかかりますけれども、いままでの共同声明、その中のいろいろな文言を一つ一つ考えてまいりましたも、いろいろないまいな言葉がいくつか出ておるわけですから、非常にむずかしいことが多々出てくるわけですね。私は、国連のそういう場で使われておる覇権あるいはこういふ中で使われておる覇権といふその言葉の中身が、全部同じものであるとは思ひません。たとえばこの中に書いてありますけれども、この地域においてという前提がされておつて、その覇権主義といふものが行われるとすれば、その覇権主義の行使者に対してわれわれは対抗していくのだ、覇権を許していかないのだ、こういう考え方がこの中に貫

かれた一つの考え方だろうと思ひます。そう考へていって、この地域といふのは、これは恐らくアジアでしょう。そうすると、アジアに入ってくるやつはみんな追い出してしまふ、覇権は一切いかにぬ、みんな追い出してしまふ。残つたものは何か。どう思われますか。

○中江政府委員 アジア太平洋地域にアジア太平洋地域の外の国なり機関が何らかのかかり合ひを持つことがすなわちすべて覇権であるといふ考え方はなく、覇権については、かつて宮澤外務大臣も国連の委員会の討議の場でお述べになつておりますやうに、力でもって自分の意思を相手に押しつける、言いかえますと、主権を尊重するとか内政には干渉しないとかそういった国連憲章などに掲げられております原則に反するやうな行為、それを覇権といふやうに認識している点については、日中間に大きな違ひはないと思ひます。これは、喬冠華前外務部長とのニューヨークにおける会談の後でお述べになつておりますが、いづれの国であれ、アジア太平洋地域でそういうふうな主権尊重に背いたり内政に干渉したりして自分の意思を力押しつける、こういうものは反対であるといふことが、共同声明第七項に言われておる。みづから求めず、またいかなる国または国の集団であれそういうものを求める試みにも反対するといふことの意味は、そういうふうに私どもは受けとめておるわけでございます。

○藤尾委員 あなたは物を非常に平板に考へておられる。世界は停止をし静止しておるものではない。世界は絶えず移り変わつておる。移り変わつておるやうな背景に何があるか、これは力が動いておるから移り変わつていくわけですね。そうでなければ世界の歴史といふものは進んでいかない。力が変わつておる、毎日毎日変わつておる。その力はあなたの言つておられるやうな帝国主義といふもので規定された、要するにあつた言つておられる力といふのはどういふことか私はわかりませんけれども、武力であるとかあるいはないにであるといふことを言つておられるのでしよう。そ

して相手の主権を干犯し内政に干渉をし、こういうことなんですよ。そういったものを排除していく。その後に残るものはやはりこれは力関係なんです。大きな力、それをみんな取り除いてこらんない。後に残ったもの、第三番目のものが力になる。その力が周りに力作用を及ぼしていくわけですよ。そうしてそれが四つの近代化というものに結びついて、いわゆる超大国にはならぬということはおっしゃる通りです。超大国にならなくても、力が内部に充満していけば、その充満していった力がやがて自然に外に出ていく。それが覇権という言葉と内容においてどう違いますか。条約局長おられますから、あなたのように考えておられます。

○大森政府委員 私、先ほどアジア局長が答えましたように、覇権というものについては、一國が自分の意思をいゆる力を背景にして相手の國に押しつけようとする種類の行為というふうな理解しているということしか申し上げようがないというふうな考え方でございます。

○藤尾委員 私のお聞きをいたしましたことにお答えを願いたいと思います。

○中江政府委員 いずれの國もいろいろ努力をいたしまして国力というものを上げていくわけでございますが、それがいま藤尾先生が言われますように、外に出ていくというものがすべて覇権であるかという点は、これは少し私どものとらえ方は、たとえば日本の国力というものが戦後大いに涵養されました、日本の特に経済、技術の力というものがアジアに限らず世界じゅうに世界の繁栄に貢献すべきであるという立場から出ておりますけれども、それがすべて覇権であるかという点、それはそうではないというふうに思っております。

したがって問題はいずれの國でありまして、力を蓄えまして、その力で平和と安定と繁栄のために出ていくのか、そうでない、それを乱すために出ていくのかというところが違ふわけで、覇権を求めずあるいは覇権に反対であるとい

うときの覇権というのは、そういう力を利用して相手の國の主権を侵したり内政に干渉したり、そういう形で出ていくことは、これは日本としてもなすべきではないし、またいずれの國であれそういうことは日本として許容するわけにはまいらないというところが共同声明の第七項の覇権反対条項の趣旨である。したがって、その考え方のそのものは日本の憲法にもあるいは国連憲章にもうたわれている考え方と共通のものである、こういう認識で、そういうものでないものであるならばそれは日本としてはそう簡単には応ずるわけにまいらない。そこそこははっきりしてまいることが、先ほどの、外務大臣のおっしゃったことだと私は思います。

○藤尾委員 あなたの言っておられることは、いみじくも非常に微妙な問題を提起しておられるわけでございます。と申しますのは、日本の科学技術といえますものがある程度に進んでまいっている。そしていまや原子力発電という平和目的の原子力利用というものを進めるに当たって、核燃料というものを再処理しよう、その方が効率的である、こういうことでこれを始めようとして進めてきた。そこに横やりが入ってきた。そういうことをやられるとブルトニウムができる、それは爆弾につながっていくことであるからそういうことは許せないということ、二年間を限って厳重な監視のもとに日本の東海村の核再処理工場といえますものが実験段階にとどめられておる。これは日本の國の意思というものを対する力による圧力じやありませんか。これは覇権行為なんですか、覇権行為でありませんか、いかがです。

○中江政府委員 残念ながら私、その核の再処理についての科学的な知識を持ち合わせておりませんので、そのことの持つ意味というものはいかんともコメントをし得る資格も能力もないということを残念に思いますが、いずれにいたしまして、日本は日本独自の立場から本件を取り上げて判断して行動しておる、つまりそれをせざるを得ないという力に屈して何かをやっているということ

ではないというふうに私は聞き及んでおります。

○藤尾委員 条約局長にお伺いいたしますが、いまアジア局長は、決して力に屈してやったわけじゃないのだ、こういうことでございしますが、日本は好んで、みずから、みずからの研究を縮小することに利益ありというふうに思っておられますか。

○大森政府委員 先ほどの再処理の問題でございまして、私の理解しておりますところでは、アメリカの方の核不拡散ということの政策に関連しまして、日米原子力協定に基づいてアメリカと話し合いました結果、この条項の規定に基づいてそれぞれの政府が決定を行うということで、共同の決定という形をとって決着した問題でございまして、これはあくまで話し合いの結果納得なくでやったというふうに理解いたしておるわけでございます。

○藤尾委員 あなたの言っておられるのは、どこまでもこれは形式的な話でございまして、日本の國民はそんなことを思っていないのです。アメリカの大きな核に対する核政策、世界政策というものがあつて、どうもこれはほうっておけば抵觸しそうだ、だからやめさせよう、こういう力が加わったからやりたくてもできないというのが今日の実情じやないですか。國民はみんなそんなことぐらい承知しておる。これは力によって相手の政策をねじ曲げた一つの代表的な例です。明らかにこれはあなたの方の言われるようなことであればアメリカの覇権主義であると言って差し支えない。いかん。

○大森政府委員 私の理解しておりますところは、先ほど申し上げましたようにアメリカの核不拡散の政策ということもございしますが、またその後のこの問題に共通の関心を有する國が集まりましてINFCEという計画についても一般的な話し合いが行われるという事態を背景といたしまして、わが國はわが國なりにアメリカと話し合いました結果、その独自の立場から決定を下した、こういうふうに私は理解いたしております。

○藤尾委員 そんなことを、同じことを何回もあなたと議論していったって、何の意味も実りもありませんからこれでやめなすけれども、國民はだれもそんなことを考えていないということを申し上げておきます。

そこで今度はさらに発展をさせまして、ソ連は入ってきてはいかぬ、ソビエトの覇権主義には反対である、ここに入ってきてはいかぬということ。この条約がもし仮に貫かれていく、ソ連がどのように対抗してくるか、そんなことは別の問題といたしまして、そうしてアメリカも、その次にはこいつがアジアの中に干犯してくる、これも覇権主義である、これもいかぬと言つてこれも除いていくということになって——そういうことになるかならぬかわかりませんが、残ったアジアにおける大國中國が、同じような条件を東南アジア各國にずっと進めていく。おまえも日本と同じように、この地域に力によって入ってくる、一つの政策を曲げさせようというような勢力、これは覇権主義なんだから、反覇権主義でやろうじやないか、日本ともこうやって条約を結んだ、おまえのことも結べと言つて、次々にずっとやつていけたら、これは力でアジアというものに覇権を及ぼしていくということに結果はなりやしませんか。どうですか。

○中江政府委員 それはアジア諸國がどういう状況でいまおっしゃるような条約を結んでいくかによると思います。したがって、そういうことになるとなるのかならぬのか、なったとしてもどういう形でそうなっていくかということによると思いますが、中國がソ連やアメリカに対して仮に覇権であると言つて、いまおっしゃるやうに排除したといたしまして、それと同じことを中國がやれるかというそれはやれない。これはみずから覇権を求めないということを言つて、私どもとの間にも共同声明でそういうふうに出ておるわけですから、そこそこは域外國であれ域内であれ、日本も中國も覇権を求めないということと一致しておるわけでございます。ほかのアジアの國との間

○始開委員長 次回は、来る三月二日木曜日午前
十時理事会、十時三十分から委員会を開会するこ
ととし、本日は、これにて散会いたします。
午後九時五十八分散会

